

ISSN 0448-4347

宗務時報

No. 113

平成 24 年 3 月

文化庁文化部宗務課

目次

論説

- 教育における宗教情報リテラシー —— 「宗教文化士」制度発足の背景——
國學院大學神道文化学部教授 井上順孝……………1

判例

- 1 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件（砂川政教分離訴訟：T神社）
（1）平成18年11月30日 札幌地裁判決…………… 17
（2）平成19年8月30日 札幌高裁判決 …………… 36
（3）平成22年1月20日 最高裁判決…………… 40
- 2 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件（砂川政教分離訴訟：S神社）
（1）平成18年3月3日 札幌地裁判決 …………… 45
（2）平成19年6月26日 札幌高裁判決 …………… 65
（3）平成22年1月20日 最高裁判決 …………… 71
（4）平成22年12月6日 札幌高裁判決 …………… 99
（5）平成24年2月16日 最高裁判決 …………… 120

行政資料

- 新公益法人制度と宗務課所管特例民法法人の移行状況等について
文化庁文化部宗務課……………127

宗務報告

- 1 宗教法人数・認証等件数の推移
（1）過去5年宗教法人数の推移（平成17年～21年）……………135
（2）過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成19～23年）……………135
- 2 宗教法人審議会
（1）宗教法人審議会委員の異動 …………… 136
（2）宗教法人審議会開催状況 …………… 137

3	宗教法人向け研修会等の実施状況（平成23年度）	
	（1）宗教法人実務研修会	138
	（2）不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）	142
4	都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成23年度）	
	（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会	
	（法令等研修会）	144
	（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会	
	（認証事務・不活動宗教法人対策）	144

教育における宗教情報リテラシー ——「宗教文化士」制度発足の背景——

國學院大學神道文化学部教授 井上順孝

はじめに

情報化社会になったと言われてだいぶ経つが、具体的に我々の生活とか意識というのがどう変わってきているのか。1995年にウィンドウズ 95が登場したことによって、世界でも日本でも、インターネットの利用は急速に広がった。これは情報環境の劇的な変化だったわけだが、この新しい状況の変化への対応を観察しているうちに、思い至ったことがある。それは会社と大学と宗教団体の3つを比べてみると、むしろ、個々には差があるものの、全体として見ると、それぞれのグループでは、やはり違いが見られるという点である。

一番早くインターネットを導入したのは、もちろん会社である。これは了解しやすい。日々厳しい競争をしている会社・企業にとって、新しい情報ツールへの対応が遅れると、業種によってはまさに死活問題となる。次が大学である。会社よりは遅れる傾向にあったが、ほどなくインターネットを導入し、学内LANを整備していくという態勢になった。全体として一番遅れたのが宗教団体である。

それはなぜかを考えるとき、「ユーザーとの関わりにおける時間の単位」という視点から見ると分かりやすくなる。会社の場合は、極端なことを言うと一日一日が勝負という職種がある。今日は自分の会社の客でも、明日も客であるという保証はない。例えば、品質には大した差がないが、他の会社のほうが入手できる便利さに若干優れているとなると、その会社に乗りかえることに客はあまり躊躇しない。

大学にもこの事情はいくぶん当てはまるが、大学は基本的に人の更新が1年単位である。ある年に入学した学生は、たいてい4年間は在籍する。一日一日が勝負だというような発想とは少し異なる。表現はあまり良くないかもしれないが、一人ひとりの学生に関しては、最低4年間は所属が保証されているようなところがある。

さらに宗教となると、多くの場合、少なからぬ人が一生の関わりを持つ存在である。特に伝統宗教はそうである。一つの宗教の信者は、一生その宗教に関わっていくことになる。世代交代に要する時間、つまり20年とか30年とかのリズムで物事を考えてもいい場合がある。新しい情報をなるべく早く採り入れて、といった態勢がなかなか生まれにくい。特に家族や地域社会と密接な関わりを持ってきた宗教はその傾向が強い。このような違いが、インターネットへの対応のスピードにも関係しているというのが、私の思い至った仮説である。

実際のところ、宗教界においてインターネット時代に本腰を入れて取り組む姿勢が

顕著になってきたのは、21世紀に入ってからである。そして現在においても、その利用形態は、一部の例外を除いて、企業などとは大きな違いがある。とは言え、世の中の変化の形態とスピードは、高度情報時代になって社会のあらゆる分野にこれまでになかったような類の影響を及ぼし始めている。

国際的に見ても、情報化の影響はどう展開するのか、予測を上回るようなことがしばしば起こる。例えば、専門家の予想を超えるような政治的变化が、アフリカや中東でも起こっている。ネットの流布でかつてとは異なったルートの情報伝達が広がっており、それが思わぬ運動の展開をもたらしている。ネットのつながりは誰と誰がどこでつながっているのか、全体を把握することは無理である。したがって、それがどんな力を発揮するかの予見は難しい。けれども、何かをきっかけとして、短期間に非常な運動の展開をもたらす媒体になりうる。このことは数々の事例が証明している。こうした例を見るなら、新しい情報技術がもたらした社会の変化が、宗教団体に影響をもたらさないわけではないと考えるべきである。

この変化はきれいに一つの軌跡を描いているわけではない。さまざまな可能性を持ち、良くも悪くも、どう展開するのか、正確に予測することが困難である。ただ、おおまかな趨勢というものは、ある程度は予測できる。宗教教団というものは、それぞれに独自の組織形態、教えや理念、活動様式といったものを持っているので、情報化に際して考えるべきことは、全く同一ではありえない。しかし、社会全体が蒙るような変化から、宗教教団だけが自由であることはありえない。

1 2010年の話題から—葬儀不要論とバーチャル参拝—

2010年は、葬式は不要であるというような主張が大変話題になった年である。家族葬、散骨・自然葬、さらには直葬といったものがじわじわ増えてくる気配があるので、葬式の意味があらためて問われるのは理由のないことではない。ただ、この葬儀不要論は、最近の変化だけでなく、もっと長いスパンの変化も合わせて見ていく必要がある。長いスパンの問題というのは、近代化の中で檀家制度がどういう影響を受けてきたかということである。檀家制度は江戸時代にできたものだが、明治維新後、法的な支えはなくなった。江戸時代は、99%以上の人々がどこかの寺の檀家であり、かつ、その宗旨を変えることはできなかった。ところが明治政府は、檀家制度をなくしたので、檀家を続けるのが嫌なら止めることも可能になった。そうはいつても、それまで長く続き、社会的に定着していた制度が、政府の一声で変わるものでもない。事実上、明治以降も、また戦後になってからも、全体として続いてきたと言える。

ところが、この法的な支えを失った檀家制度が、新たな社会的変化に見舞われた高度成長期以後、実質的な変化を示すようになったと考えられる。江戸時代の檀家制度を支えていた地域社会と仏教寺院との深い結びつきが失われる一方になった。都市化、核家族化は、檀家制度が存在した時期の社会条件を大きく変えたわけである。そのマ

クロナ変化の中で、葬儀や先祖供養に対する考え方もまた変わってきたのである。その意味で近代化が作りあげた社会構造が、近世以来の葬儀形態への再考を促している。この流れで見ると、葬儀不要論も必然的に生ずる主張の一つということになる。

これとともに、最近の情報時代もまた葬儀不要論には追い風として作用している。宗派ごとの伝統的な儀礼として踏襲されてきたこと、あるいはローカルな習俗として持続してきた葬儀のあり様が、インターネットの普及により、急激に相対化されるようになった。つまりさまざまな葬儀形態がありうること、それまで大事に踏襲されてきたような作法が、数多くの作法の中の「一つの作法」に過ぎないことが実感されるようになった。葬儀形態を変えることの意識の面での抵抗が薄れてきている。これはインターネット時代の人々の物事の捉え方の変化に対応している。つまり、私が「ハイパー意識」と名付けたような意識のあり方である。（詳しくは拙著『若者と現代宗教』ちくま新書、を参照していただきたい。）

情報時代は、新たなブームや宗教行動の形態を生み出している。最近、にわかに注目されたのはパワースポットやエア参拝である。数年前から強まっていたパワースポットブームは、2010年に一つのピークを迎えた観がある。多くの雑誌で特集が組まれ、書店にはパワースポット特集の本が立ち並ぶというような光景が見られた。ウェブ上でも、「パワースポットを旅しよう！」などとトップページで呼びかけるホームページがある。パワースポットの対象となった宗教施設でいうと、神社関係がもっとも多いが、お寺に関連したものもある。また宗教施設とは特に関わりのない自然の場所が、パワースポットになっている例もある。

特に女性がパワースポットに関心が深いとされているので、実際のところ関心の度合いはどの程度であるかを知る手がかりを求め、「イー・ウーマン」というサイトで調べたことがある。2010年6月のことである。ネット上で議長役の人がある問いを投げかけ、会員はその問いかけに対してYESかNOで回答した上で、意見を述べることもできるというシステムになっている。このサイトは会員制だが、質問への賛否は一般の人でも投票できる。また会員は比較的キャリアウーマンが多いようである。私は議長役となり、「あなたはパワースポットを信じますか」と単刀直入に質問した。すると7割の人は「はい」という回答であった。信じる理由としては、「よい気の流れる場所であると思う」、「心が透き通る感覚が得られる」、「落ち着く場所である」など、感覚的にやすらぐ場所があることを表明するものが多かった。

宗教の信頼度は弱まっていることが各種の世論調査が示しているが、制度化された宗教組織とは直接関わりがなく、個人が得た情報と個人的な価値判断によってパワースポットに関心を抱いていることがうかがえる。実は若い世代においても、宗教的なものへの関心自体は、決して低くない。これについては後述する。

ネット上には、エア参拝というものが出現した。若い人の中に興味本位でやっている人もいる。これはスマートフォンの広がりや深い関係を持っている。若い女性がア

iPhone (iPhone) を使ってエア参拝をしている様子は、ユーチューブ (YouTube) 上にもアップロードされている。こうしたものが広まって神社に来なくなったら大変だと思える人もいるかもしれないが、そうしたことはあまり考えられない。とは言え、こういうものが身近なツールになったということで、従来ありえなかったような宗教への関わりがでてきている。

ネット上には「博麗神社のエア参拝」というものもある。初音ミクのようなキャラクターが登場して、参拝の仕方をやってみせる。賽銭も実際に金銭を支払うわけではなく、バーチャルになっている。これだと全くのバーチャル参拝で、中には実際に参拝したような気分になる人もいるかもしれない。このサイトでは、バーチャルに宗教的行事をやったりするようである。この方向にさらに展開すると、どこが現実でどこがバーチャルかというのが、少し分かりづらくなる局面も出てくるかもしれない。

もちろん、今の段階ではこれを知っている人はごく一部で、基本的には遊び感覚と言っていいだろう。ただ、こういうものを身近に見ながら育つ人は、だんだん増えていくと予測される。遊びだと思っていたことが、いつの間にかそちらのほうがりアティーを持ってしまうというような現象も起こりかねない。すでにアニメのキャラクターや、そこで用いられている概念などが、若い世代には、現実の世界よりもインパクトをもって受け止められる例も出ている。アニメの「らき☆すた」をきっかけに埼玉県の鷲宮神社に訪れる人が増え、初詣客が 40 万人に上るといった現象も起こっている。

今の若い人たちがコンピュータ・ゲームに費やす時間は非常に多いが、それは脳の反応形態を構築していくプロセスに、デジタルデータの情報が大きな影響を与えるということを意味する。それが現実の宗教現象に対する理解や反応にどのような影響をもたらすかは、まだ十分わかっていない。

多くの宗教家にとっては、宗教というものは自分で実際に日々関わっているもので、実感があるものであろう。何が宗教的な生活なのか、宗教的行為なのかといったことは、いまさら説明の必要もないと考えている人もいるかもしれない。では一般の人はどうであろうか。意識調査をしたときに、「私は宗教を持っていません」と答えるような 7 割ないしは 8 割の日本人は、一体宗教についてのイメージを今後どういうふうを持つようになるのか。これをきちんと考えていくときには、そのときどきの現実をできる限り正確に把握しておく必要がある。

2 宗教を見る目がどう変わりつつあるか

従来であれば、一人の人間が成長の過程で宗教について学んでいく上で、もっとも影響力があったのは家族である。その家がどんな宗教への関わりをしているかで、子どもたちはいつの間にか宗教への対応の仕方を身につける。むろんこれは日本だけの話ではなく、世界どこでも同じである。小さいときから親にどう育てられるか。神の話とか、教えの話とか、どんな儀礼を身につけるか。あるいは、全く非宗教的な考え

になるのか。こうしたことは親がどうであるかで、その人の宗教観のかなりの部分が決まってしまう。

ほとんどの場合、親は地域社会で孤立しているわけではないので、地域社会の一員として、そこでの習俗を伝える役割をも担ってきた。そうすると、家族が神を信じていて、周りの人も神を信じていれば、そこの中で育つ子どもは、当然、神を信じるようになる確率が高いことになる。

現代社会はそういう構造ではなくなってきた。そもそも親の影響力というものが非常に弱くなっている。親が子どもに、直接、指示したり、教え込んだりする前に、子どもは携帯電話、インターネットなどで、親以上の情報を集めている。また子どもが、他者とどんな情報を交換しているかも分からない。

情報環境の変化は、ある事柄について考えるそもそもの素材がやってくるルートが変わるということをも意味する。情報のルートが変わるということは、宗教の世代間の継承には大きな変化をもたらすものである。

対象が物の場合だと、ルートが変わるというのは視覚的にも分かりやすい。自分の家や近辺で育てたものを食べていたのが、どこか遠い場所で作られたものを食べるようになると、それを運ぶトラックが来るのが分かり、産地の表示が多様になるのが分かる。今までとは違う仕方で物を得ているのだということがリアルに感じられる。ところが、情報だとこれがいくぶん実感しづらくなる。自宅のコンピュータで居ながらにして世界中の情報を得ると、そこに至るルートの変化は、視覚的に実感しづらい。

宗教に関わる直接的情報といったら、まずお寺、神社、あるいは教会、新宗教の支部に行けば、自分自身で見たり聞いたりできる。あるいは、それぞれの宗教が刊行する機関誌でも、それなりにリアルな情報に接することができる。ところが、現在、大半の日本人は、そうしたものに接する機会が少なくなっている。お寺や神社に参拝することは参拝するが、そこで、どんな意味を持つ場所で、何が大切なことか、そこではどんな宗教的な実践が行われているのかなどを、関係者に聞けるような機会は少ない。それゆえ、神主さんとお坊さんの区別がつかない学生が増えているのである。またカトリックとプロテスタントが違うということも分からないので、神父と牧師が違うのだということも知らない。

そういう人たち、特に若い人たちが宗教についての情報を得るのはどういうときか。一番多いのは、やはりテレビである。テレビでいろんな宗教番組をやるが、霊能者と言われる人などもよく出演する。そうした人たちの言うことを、結構インパクトを持って受け止める人がいる。

最近少し面白い傾向として、お坊さんや神主といった宗教家を扱った漫画が、若い世代の間で結構人気になっている。例えば『坊主DAYS』という漫画がある。この漫画は仏教をすばらしいものとして描くとか、あるいは貶めるとかというのではなく、まさに等身大に描こうとしている。坊さんの日常生活をリアルに描こうとしている。

また『読経しちゃうぞ』という漫画もあるし、『さんすくみ』というのものもある。これは牧師になる人、お坊さんになる人、神主になる人、それぞれ 3 人が友達で、お互いに悩みを相談したりするという、なかなか面白い設定になっている漫画である。こうしたところで情報を得て、現代日本の宗教のイメージを描いているわけである。

これらが関心を抱かれる一つの理由として考えられるのが、知りたいと思う情報がそこにあるということである。現実の神社や寺院で生の体験をする機会や、宗教家から直接情報を得る機会は乏しいが、漫画は実際の姿を垣間見せてくれそうで、面白いと思われるだろう。これをとおして逆に、今の若い人はこういうことを知りたかったのかということが、少し見えてくる。おそらくありのままの姿を知りたいということである、これが一つのポイントになる。教義的にきれいに飾られたり、格好をつけたりしたものを欲しがっていない。実際はどうなんだろうかという、そういう関心である。

したがって、坊さんが悩んだり苦しんだりしたって、それは当たり前だろうと受け止める。それを踏まえて、では何を目指して修行しているんだろうか、などという疑問になる。情報時代といっても、ある意味でごく自然な関心が生じているのである。

インターネットが流行り、ホームページをつくるようになり、ブログをやるようになり、ミクシィ (mixi) をやる人も増えて、最近話題なのはツイッター (Twitter) である。この変化のプロセスで、非常にモバイル性が高まってきた。どこでも情報が得られ、気軽にいろんなことを書ける。これはいい面と悪い面がもちろんあるが、肝心なのは、日常的な話題が不特定多数と気軽に交換できるようになってきているということである。

今、我々が学生に本を 1 冊読ませようとする時、苦勞することが多い。1 年に新書程度の本 1 冊すら読まない学生もいる。課題図書を与え読書感想文を書かせても、要領のいい人は、どこか書評したサイトを見つけ、その本の書評のサイトをコピーして、あたかも自分の意見のように書いたりする技術を持っている。じつくりと 1 冊の本に取り組んで、それで自分の思考を鍛えようというような、そういう学生が減っているのは確かである。ところが、他方では、いろんなところにアンテナを張っていて、いろんなことを見よう、知りたいと、そういう関心もある。知的な関心を満たす方法が変わってきたと見た方がいい。

3 意識がどう変わってきたか？

では実際、学生の宗教意識というのは変わったのかということである。そこで、それを知る上で大きな参考となるのが、すでに 15 年続けている学生の宗教意識調査（以下「意識調査」と表記）である。たまたまであるが、ちょうどオウム真理教事件が起こった 1995 年から開始した。2001 年までは毎年実施し、その後は 5 年に 2 回のペースで行い、2010 年までに、15 年間にちょうど 10 回の調査を実施した。これは「宗教と

社会」学会の宗教意識調査プロジェクトと、國學院大學日本文化研究所との合同調査という形で行われてきた。毎回、宗教学などを教えている教員 30 名以上が協力して実施しており、それぞれ数千人の回答が得られている。

15 年の変化を見ると、なかなか興味深いものが見出される。まず宗教を信じるという人がどういう変化を示したかを見てみる。全体で見ても、また国公立及び宗教系でない一般の私立を合わせたもの（以下「非宗教系」と表記）を見ても、2000 年以降は宗教を信じるという人は、どちらかと言えば増加傾向にある。非宗教系では、1990 年代後半は 5~6%前後であったが、2010 年は 7%台になった。また宗教に関心を持っている人も、90 年代後半は減少傾向であったが、2000 年代になって、明らかに増加傾向となった。2010 年には宗教を信じていると合わせて、全体ではほぼ半数になった。もちろん関心の持ち方は必ずしも肯定的な意味での関心とは限らないが、とにかく関心がある人が増えている。

よく若い人は宗教離れだという言い方がされるが、そうとは言いきれそうにない面がある。この意識調査によれば、2000 年代に入ってから、若い人たちは宗教自体には以前より関心を持つようになったと考えるのが適切である。

宗教を題材とした漫画の流行もそうであるが、ただ面白がっているだけではない。面白さだけの追求なら、他にもいろいろある。宗教家を題材にしたような漫画が相次いで人気になっているということは、宗教に何となく関心が高まってきたというふうに捉えられる。さらに、信仰というのも意外に人生に大事ではないかという人も、わずかだが増える傾向を見てとれる。

ところが、その一方で、自分の実家に仏壇、神棚、亡くなった人の写真を飾っているかどうか聞くと、仏壇、神棚は減少傾向にある。亡くなった人の写真はあまり大きな変化はない。この質問項目は 1997 年から設定したが、多少の上下はあるが、仏壇のある家は少しずつ減っており、神棚のある家はそれより大きく減っている。非宗教系で見ると 1997 年に 46.6%だったのが 2010 年には 32.4%になっている。13 年間で 10 ポイント以上減ったということは、平均して 1 年に 1 ポイントぐらい減ったことになる。

このように、一方では宗教に関心はあるけれども、他方では、昔からそうであったような、神棚をまつ、仏壇をまつ、そういう形態は少しずつ減っている。これが先ほどの葬儀不要論ともつながってくる。信仰とか宗教そのものには関心はあるけれども、伝統的なスタイルでそのままやるかどうかというと、それはだいぶ変わってきて、従来のやり方ではなくなっている。今後もこの傾向は変わらない可能性がある。下げ止まりはありうるが、V字回復のような変化の曲線を描くとはあまり考えられない。

初詣はあまり変化がない。2010 年などは、伊勢神宮の参拝者がそれまでで最高だと報じられた。パワースポットブームが関わっていると理解されている。意識調査を見

ても、初詣に行った人は、2010年もそれまでの調査とほとんど同じであった。家族で行った人が40数%で、家族とは別に1人で行ったというのも入れると、5割ぐらいである。

こうしたことを総合すると、一つの推測が可能である。つまり、神社への参拝のような程度のことであれば、別に抵抗はないし、慣習として自然に受け入れている。しかし、日常的な信仰に関わる行為の実践からはだんだん遠ざかっている。

墓参りもそうである。墓参り自体も大体2人に1人の学生が行っている。その前の年のお盆のお墓参りに行きましたかという質問なので、二、三年に1回という割合で行っている人となれば、当然これより多くなると推定される。「千の風になって」という歌がヒットしたときに、この歌が流行って、お墓に来なくなるのではという危惧を表明した僧侶がいた。こうした反応は現在の状況を的確に把握していない可能性がある。人々がどんな気持ちで先祖とかお寺に関わろうとしているのか。それを考えたら、この歌詞で墓参りが減るとは推理しにくい。墓参りが減るとしたら、別の理由である。

『聖☆おにいさん』という、一風変わった漫画がある。ストーリーはなかなか破天荒である。イエス・キリストとブツダが、現代社会に生きていて、東京の立川で共同生活をしているという、そういう設定になっている。毎回ギャグが連発されている。しかし、そのギャグは、ある程度、聖書や仏典の内容が分かっていると本当の面白さが分かりにくい。例えば、イエスが銭湯でやくざに絡まれかけるという場面がある。イエスが、「3日で復活した」と言うと、やくざは「3日でムショを出てきたんだ」と間違っ て解釈して尊敬するといった場面がある。イエスの復活に関する話を知らないと、この場面の面白さがよく分からない。

こうした漫画が人気になったのは、どうしてであろうか。宗教の現場で語られる話の中には、例えば復活したとか、死者がよみがえったとか、そんな話も含まれている。それはその信仰になじんでいない人からすると常識的な世界観からはかけ離れたものになりがちである。ところが、それが自分も会話の中にも入り込めそうな話題として漫画が再構成してある。それが面白さをかもし出していることが考えられる。ここから日本人の宗教に対する距離というのを考えるのも面白い。

一方で、若い世代は宗教は何かアブナイとか、近寄らないほうがいいという意識も強く持っている。意識調査の結果でも、宗教がアブナイと思っている学生は半分以上になる。ところが、同時に、宗教は心の支えになると思っている人も、これもまた過半数いる。一見矛盾した回答のようだが、それはそれなりに説明が可能である。

この調査はすでに15年間続いているので、最初のころに答えた人は10回目の2010年のときは、平均するとすでに30代半ばである。その人たちのこの問題に対する意識も、今でも多分そんなに変わらないのではないかと、推測される。

先に述べたように、今の若い世代は、親とか宗教施設を介してまとまった宗教につ

いての情報を得るといことはほとんどなくなっている。代わりにマスメディア、特にテレビ、漫画、インターネット、そういったものから情報を得ている。そうした環境の中で、一般的にどういう宗教イメージが作られやすいかについて把握しておく必要がある。宗教についての情報の発信の主役は、宗教界ではなく、マスメディアになっている。

漫画の場合は、基本的に娯楽として供されるので、変な描写があるからといって、目くじらをたてるようなものではないが、テレビ番組は、その社会的影響を考えると、ある程度注意をすべきであろう。テレビ局が宗教を題材にした番組を制作するに際して、監修やアドバイスを求められることがある。その際に感じるのは、今の若い世代の日本の伝統的な宗教、神社やお寺に関する常識の乏しさである。専門家にアドバイスを求めようとする姿勢を持っているだけで評価しなければならないといった状況である。ただあまりに非常識な番組に対しては、視聴者としての抗議も必要である。

若い世代は、デジタル・ネイティブと呼ばれるような人たちは、たしかにさまざまな情報ツールに囲まれて育っているが、情報の使い方は個人的な差が大きい。2010年度の意識調査の結果では、ホームページを自分で持っている人は全体で12.2%であった。男女別では女性のほうが多い。1990年代前半くらいのパソコン時代には、コンピュータ通信はもっぱら男性の道具というふうに考えられていた節があるが、90年代後半のウィンドウズ時代になってから女性の利用者が増えたようである。女性のほうがネットを通じて情報を流す割合は高いことが分かった。ホームページを開設している割合を男女差で見ると、女性が男性の倍以上になっている。ブログをやっている割合も女性のほうが倍以上である。ただミクシィとツイッターはそんなに差がない。ちなみにこれは同時に行った韓国の学生に対する調査でも同じような結果となった。

コンピュータを用いた通信は、最初のころは結構難しかったが、今は簡単に使えるようになった。そうすると、もともと他者とのコミュニケーションに関心が深いとされる女性のほうが、ネット経由のコミュニケーションに参加するようになった。そう考えると、この結果は当たり前のことと言えるかもしれない。

ではそういう若い世代が、宗教に関する情報をインターネットでどれくらい見ているのか。それに関する質問への回答結果を見ると、宗教団体関連のサイトを見る人は余りいない。全体で3.7%ほどである。ところがオカルト的なものを扱ったサイトだとその何倍かになる。癒しに関わるサイト、UFOのサイトも、宗教団体のサイトよりは多く見られている。占いのサイトはもっとも関心が高い。

ここにも男女差がはっきりあらわれている。これは2007年と2010年の調査で全く同じ傾向であった。2007年の韓国での調査でもやはり同じ傾向であった。つまり、オカルトとUFOのサイトは男性のほうが関心があるということが分かった。癒しと占いのサイトは、女性のほうが関心が高い。2倍から3倍の差で、きわめて顕著である。これは日ごろの関心のあり方の反映である。

インターネット時代になって、人々が日々ネット情報に接するようになると、今までと違った宗教イメージが新たに生まれるのかどうか、といったようなことはまだ明確には分かっていない。信者が自分の所属する宗教施設に行き、対面状況で宗教家の話を聞く場合は、情報の発信者と情報内容との関係づけがリアルになしうる。ところが、情報時代の新しい行動形態として、直接は宗教に関わっていない人から、宗教に関する多様な情報を得るのが、一般的になってきているということである。例えばキリスト教に関する情報を『聖☆おにいさん』から見るかもしれない。『さんすくみ』の漫画からかもしれない。あるいは、テレビ番組が世界遺産となっている教会であると紹介すると、もっぱら世界遺産の教会であるという認識で見られるようになる可能性がある。それぞれは断片的であるような情報を寄せ集めることが簡単な時代になっている。そこで個人が、それぞれのイメージをつくるという傾向がどんどん強い時代に入っている。

情報化がさらに進行する中で、この傾向が変わるとは考えにくい。そこで問題になるのは、どういう情報の発信の仕方が必要な時代になったのかである。若い世代だけでなく、すべての世代が、宗教に関する情報についての適切な収集の仕方と、整理の仕方と、その活用の仕方というのを考えざるをえなくなった。むろん情報の収集と整理ということは、今までもなされてきたことであるが、現代はその媒体が格段に多様になった。

4 踏まえるべき現実

オウム真理教による地下鉄サリン事件が起こったのは1995年3月20日である。当時はカルト問題が社会で話題になり、さらに宗教全体に対する宗教界としてもこういう問題にはきちんと取り組む必要があるという機運も生まれた。しかし、10年以上がたつと、記憶がだんだん薄らいでゆき、事件が起こったことは意識にとどまっているとしても、こうした問題に対して自分たちで何かすべきことはないのかというような考えは、しだいに弱まってきた。

前節で示したように、意識調査からは学生たちは宗教に関心が増えてきたことが分かるが、関心は持っていても宗教についてきっちり教わるということには、まだ若干のたじろぎがあるのを感じる。いくつかの大学で宗教学とか宗教社会学といった科目を教えている個人的な体験で言うと、そうした警戒感をリアルに感じることもある。学期の終わりごろ学生がやってきて、実はこの授業をとるのは不安だったとか、洗脳されるんじゃないか心配したということを打ち明けに来たという例もある。つまり、大学で宗教学とか宗教社会学という学問として話す場合でさえ、「宗教」という言葉に対して、危ないとか、洗脳される、そういう反応を反射的に持つ学生が依然として一定数いるということである。これは私の個人的体験にとどまるものではない。

この状況はけっして好ましいものではあるまい。宗教への関心はあるのに、それを

知的に深めることにさえ心理的なストップがかかっているからである。その背後にはオウム真理教事件も関係しているのは明らかであるし、マスメディアの報じる宗教イメージも関係しているのも明らかである。意識調査からも、宗教に関するマイナスのイメージが、実際の体験を通して得られたと回答した学生は、3～4%にとどまる。

では、この状況を変える具体的な方法として何があるかである。情報時代が宗教の活動、影響力、あるいは人々の宗教イメージを変えていくか、という問題については、宗教教育についての調査・研究を進めるかたわら、個人的に1990年代から考えてきた。その結果、到達した一つの方法が、宗教文化教育の推進であるが、それがどのような現実認識に基づいているかを簡単に整理しておく。

意識調査では、相談したい宗教家についての質問項目がある。質問内容は「人生に悩んだときに、次のような人に相談したいと思いませんか」というもので、選択肢に牧師・神父、僧侶、神職などの宗教家をあげてある。非宗教系の大学で見ると、信仰を持っているのは5～7%台であるのに、この質問では、非宗教系の学生でも、牧師・神父、僧侶に相談したいという回答が10数%である。これを見るなら宗教家への期待はそれなりに存在するという解釈も成立つ。神主と占い師は10%強である。霊能者は数%である。

神主に相談するという割合は比較的低いが、それは神主をあまり信用していないという理由によるとは考えられない。神社が宗教的な相談をするような場所だと思っていない、というのが大きな理由と考えられる。寺であれば、宗派にもよるが説教する機会が結構ある。ところが神社だと、参拝してお祓いをしてもらったり、縁起物を買って帰るといふ、そういう場所だといふふうを受け止めている人が多い。神主はちょっと別世界の人で、仙人みたいな生活を送っているのではないかと、などと思こんでいる学生も中にはいたりする。そういう学生は、先ほどのような漫画を見ると、自分たちとあまり変わらない日常生活があり、自分たちと似たような悩みを持っているのだということを知ることになる。それで親近感がわくのかかもしれない。

宗教家の信頼度に関する結果は、現実の宗教家の一般の人々への対応の仕方を反映していると考えべきである。牧師・神父の信頼度は2010年度の調査では僧侶とあまり変わらないけれども、それ以前の調査ではもっとも信頼度が高い。キリスト教の信者は日本では人口の1%に達しない。絶対数は少ないにも関わらず、相談したい宗教家としてもっとも高い比率になるということは、キリスト教会がそうしたイメージを持っているからである。教会というのは、困ったときや不安なときに相談に乗ってくれる人がいる場所という認知が、信者の割合以上に存在するということである。

2010年の調査では、情報時代が宗教に与える影響を調べる一環として、この質問の回答選択肢に「ネット上で相談に回答してくれる人」というのを新しく設けた。これを選んだ人が予想よりも多く、1割以上となった。ということは、もはや現在のネットの影響力が及ぶ範囲は、遊びとかバーチャルという領域をとっくに超えていて、現実

の生活領域の一部として強い影響力を持ち始めているということになる。

そしてまた、このことは、若い世代は宗教に関連して正確なことをきちんと教えてくれる人、あるいは、何かあったときに相談できるような人を求める気持ちが、一定程度あるという当然のことを物語っている。

情報時代が今後さらに進行したとき、人々と宗教家との関わりがどのような点で大きな変化を見せるのかは、なかなか予測が難しい。宗教の社会的機能は、それぞれの宗教によって微妙に異なるので、宗教家に期待される役割も同じではない。個々の宗教はその社会的なポジションというものを一朝一夕に築いたわけではない。ただ、情報時代のツールはかなり柔軟性を持っている。人よりも技術の方が柔軟なのである。例えばどのような人でも受け入れますというような姿勢の教団であれば、それを反映させたサイトをウェブ上に作るのはそう難しいことではない。

意識調査では、宗教家としてやるべきと思うことは何かということも聞いている。いくつか選択肢を用意しているが、毎回ほぼ同じような回答の傾向となる。平和運動とか、死を迎えようとする人の心の支えというのが一番多い。ということは、日本では宗教は、まず平和運動とか、死を迎える人のグリーフケアとか、死んだ人を看取った後の心の問題とか、そういうことに関わるというふうなイメージが強いということになる。

他方、現代の宗教問題を考えるとき、宗教間の不要な摩擦を減らすという視点も必要である。ヨーロッパなどキリスト教圏では、9.11 以後、イスラーム・フォビアと呼ばれる現象が目されるようになってきている。イスラーム嫌い、イスラームへの嫌悪ということである。フォビアというのは、例えば毛虫を見るとぞっとするという、そういう嫌悪感を示す言葉である。特に理由もなく、とにかく嫌だという反応になりがちである。このイスラーム・フォビアは、キリスト教国に住むムスリムにとっては、大変深刻な問題となっている。

日本はまだイスラームの人口は 0.1% に少し達しないくらいである。それでも、モスクはすでに 60 ほど建てられている。神戸モスクとか、東京ジャーミイという大きく目立つようなモスクの他に、もっとこぢんまりとしたモスクもある。比較的最近できた仙台モスクや福岡モスクでの聞き取りでは、近くにある大学の留学生などが礼拝にやってくるということであった。恐らく、近い将来に日本のモスクは 100 ぐらいになるだろうと言われている。日常的にムスリムに接する機会が増えると、日本でもイスラーム・フォビア的なものが出てくる可能性がある。

宗教についてあまり知識がない人ほど、宗教が絡んだ事件が起こると、それで宗教一般を危ないと思う傾向がある。一つの事柄で全体を判断しようとするということである。イスラーム過激派によるテロ報道など目にすれば、どうしてもイスラームは危ないと思ってしまう人が出てくる。それぞれ歴史を有する宗教同士であっても、互いに嫌悪しあったり、あるいは争うということが現代世界にも数多く見られる。日本が

そうした方向へと向かわないためには、どのような手立てが必要かということを実際に考えなければならない時代となった。

5 宗教文化士の制度

こうした現実認識を踏まえ、この状況にどう対処すべきかを模索する中に発想されたのが、現代世界の実情を踏まえた宗教文化教育の推進であり、それを具現化するための宗教文化士という制度の設立である。1990年代から日本や韓国の宗教教育についての10年以上にわたる実証的に調査・研究を経て、数年前に着想したものである。具体的なプランを形成していく過程で、さまざまな意見が寄せられ、賛同者や理解者が増え、構想も実現可能なものへと展開した。

そして全国の宗教研究者によって組織される2つの学会（日本宗教学会、「宗教と社会」学会）で、宗教文化士の制度の構築について正式に検討された。3年にわたり調査や研究を行い、具体的なシステム構築や、現代宗教を理解するための教材を収集した。こうしたプロセスを経て、2011年1月9日に宗教文化教育推進センター（CERC）が設立されるに至ったのである。センター長には土屋博・北海道大学名誉教授が就任した。運営委員には十数校の大学教員が名を連ねている。2011年6月に実施された第1回認定試験は、北海道大学、東北大学、筑波大学、國學院大學、大正大学、関西学院大学、皇學館大学、天理大学が参加校であった。2012年6月実施の2回目からは、関西大学、龍谷大学が加わり、漸次増加が見込まれている。

当面、國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所内で、宗教文化士認定に関わる事務処理などを行うこととなった。私は事務局長という立場で、研究員とともに試験に伴う事務処理、またCERCのホームページの運営、各種の教材のウェブ上での公開などを行っている。

CERCは、宗教文化士の認定試験を実施するわけだが、まずは大学における宗教文化教育を充実させることが肝要になる。主にウェブ上に教材を作成しながら、大学教員の協力体制を築くためのシステムを整備させている。各大学における宗教文化に関する授業や演習を踏まえた上で、国内外の宗教文化についても知識と理解力を深めてもらうのである。到達目標に一定程度達したかどうかは、毎年2回（原則として6月と11月）実施される認定試験によって判断する。合格した人は宗教文化士として認定される。

教材としては、書籍の他に、日本や外国の宗教の実態を学べるような動画、画像、その他の素材も構築中である。動画には日本国内の各教団の活動も紹介するようなコーナーも必要ではないかと考えている。生きた宗教文化の学びには、テキストだけでは限界がある。実際の活動の場面を適切に紹介することで、学生も日常生活と結びつけて宗教文化を理解していきやすくなる。直接宗教施設を訪れることにためらいを感じる学生もいるので、オンラインの教材を通して、実際に訪問するときの心構えもで

できればと考えている。

繰り返しになるが、現在ではあふれるほどの情報があり、一つの情報が瞬時に世界をかけめぐるといった時代である。気軽に誰もが発信できるようなツイッターの情報量などは、天文学的な数になっている。電車の中は言うまでもなく、会議中でも、授業中でも、ところかまわずツイッターで発信する人がいる。そのような人は、現実に進行している会議に集中するよりも、そこでのホットな話題を不特定多数に発信することに熱意を注いでいるわけである。

このように膨大な量の情報が、誰のチェックも受けず、また誰が受信するののかもあまり考慮せず発信されている時代になった。こうしたシステムが、人間関係やさらに宗教活動にはたしてどんな影響をもたらすのか、まだまだ予測は困難である。情報発信が個人単位できわめて簡便に発信されるということは、その情報の信頼度は相対的に低くならざるを得ない。そうした事態が深まれば深まるほど、今度は逆に、信頼できる情報とは何か、信頼できるような情報を発信するにはどうしたらいいか、こういうことが大きな課題になってくる。これは情報リテラシーと深く関係することである。情報リテラシーは、宗教研究者や学生にとって、今後ますます重要な問題になることは間違いない。

マスメディア、特にテレビの番組制作者は、宗教についての基礎知識が全く欠けたまま、宗教が素材になるような番組を手がけることが少なくないようである。さらにそこで発信される情報の質は千差万別である。非常に信頼できるよく練られたものから、面白半分のもの、あるいは意図的に間違った情報を交えたとさえ思えるようなものまで、さまざまである。

インターネット上の宗教情報となると、これに何倍もいや何百倍何千倍も輪をかけたような多様性である。宗教について発信される発信の内容はカオス状態とさえ表現できる。

私は 1998 年に開設された宗教情報リサーチセンター（R I R C）で、当初からセンター長を務めている。R I R C は 1995 年のオウム真理教によるサリン事件があった後、より信頼のおける宗教情報の収集と発信の場をつくるべきではないか、という要望に応える形で設立されたものである。

R I R C では季刊の『ラク便り』という機関誌を発行し、会員に配布している。『ラク便り』の記事には、新聞・雑誌等でどのような類の宗教報道がなされているかが、3 カ月ごとにまとめられたものがある。会員の他に、研究機関や図書館などにも配布しているが、毎号の記事内容を見ると、国内外の実に多様な宗教関連のニュースが報じられていることが分かる。それはまた、実際に日々多様な宗教関連の出来事が起こっているということでもある。

最近ではチュニジアのジャスミン革命やエジプトのムバラク政権崩壊など、イスラム圏での大きな変化があった。こうした宗教に絡む大きな事件が起こる前に、よく

その前触れになっていたと思われる記事があることが、後から分かったりすることがある。丹念に記事を読んでいくと、いろいろな変化の兆しを読める場合もある。それはネット上の情報に比べると、やはり活字情報の信頼度はまだ高いことを示す。

ウェブ上にある宗教に関わるさまざまな動画や画像は全体としては無秩序であるので、検索によって人気のあるサイトが得られても、どれが適切な説明であるかを初心者が理解するのは、往々にして困難である。それゆえ宗教を歴史的展開に沿う形で、ある程度体系的に概説した上で、それぞれの儀礼とか教えというものを動画とか画像で紹介すれば、より分かりやすくなると考えられる。学生たちが現代の宗教状況を把握する上で、大きな助けになるはずである。C E R Cはカオス的な宗教情報の交通整理の役も目指しているのである。

むすび

教育というのは、あせって行うものではない。じっくり時間をかけて、さまざまな方法を考慮しながら実践していくものである。それは情報時代になっても、そう大きくは変わらないはずである。人間の知識向上や精神的な成長には、それなりの時間がかかる。

宗教文化士の制度は、第一には大学生・大学院生を対象にしている。その理由は、今一番足りないのは宗教文化について適切に教えることのできる人材であるという認識があるからである。例えば宗教文化士となった人たちの一部が中等教育の教員となり、そこで蓄えた経験と知識を活かすということをやってもらえば、それが次の世代に継承される可能性が高くなる。世界史や日本史、地理、あるいは場合によっては、国語、英語といった科目でも、宗教についての基本的な知識を得ているということは、教える側に広がりが出る。より深い授業になる可能性をもたらす。

この制度について、現役の教員から資格を得たいという問い合わせがあったので、それにも対応することとした。こういう問い合わせがあったということは、現在の中等教育において、少しでも詳しく宗教に言及しようと、その方法を模索している教員がいるということを示している。

また公務員あるいは一般企業で働く人が、この資格で得たものを実際に活かしていくことで、社会全体が国際化、グローバル化が激しく進行する現代における宗教の問題を、より身近なこととしてとらえるきっかけとしていくということが期待される。資格を得るのが最終目標ではなく、それをさらに活かす方法を、センターと宗教文化士となった人が協力して考えていこうとするシステムである。

このようなことも考慮して、宗教文化士になった人には、定期的に電子メールで『ラク便り』から抜粋された重要な事柄が解説付きで送られる。また専用掲示板形式でQ & Aの場を設ける。資格取得後も情報を交換できるネットワークを確保しておくためである。

これは、宗教文化教育を世代単位で考えていこうとする試みでもある。宗教界においては、情報更新のスピードが企業や学校に比べてゆっくりとしているということを述べた。であるなら、そのスピードに対応した教育方法というものが考えられてもいはずである。このシステムが一定の軌道に乗り、さらに深く教育の現場に根づくまでには、それなりの時間がかかるのはやむを得ない。そういう長いスパンで考えることが、宗教情報リテラシーを着実に築いていく一つのあり方であると考えている。

付記

本稿は、平成 22 年度宗教法人指導者講習会（文化庁主催）での講演「現代社会における宗教—情報時代の特性を理解する必要性—」の内容をもとに加筆したものである。同講習会は、平成 23 年 2 月 25 日に東京会場（学術情報センター一橋記念講堂）、3 月 4 日に京都会場（ホテル ルビノ京都堀川）で開催された。

参照 URL

宗教文化教育推進センター（C E R C）

<http://www.cerc.jp/>

宗教情報リサーチセンター（R I R C）

<http://www.rirc.or.jp/>

判 例

1 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件 (砂川政教分離訴訟：T神社)

本件は、北海道の砂川市が神社の敷地となっている市有地を砂川市A町内会（以下「A町内会」という。）に無償で譲与したことは、憲法の定める政教分離原則に違反する無効な行為であって、同土地の所有権移転登記の抹消手続を請求しないことが違法に財産管理を怠るものであるとして、砂川市の住民である原告（控訴人，上告人）らが砂川市長を被告（被控訴人，被上告人）として、地方自治法第242条の2第1項第3号に基づき、上記怠る事実の違法確認を求めた事案である。

札幌地裁は、砂川市による本件譲与は宗教と関わりを持つものであることは否定しえないが、市有地上に存在する神社において祭事が行われている事態の解消を図ることを主眼とするものであり、当該市有地がもともと住民から寄附を受けたものであるという経緯等を踏まえて無償譲渡したのであるから、その目的は専ら世俗的なものと認められ、その効果も神社神道を援助，助長，促進し又は他の宗教に圧迫，干渉を加えるものとは認められず、また、A町内会は憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」に該当しないとして請求を棄却した。札幌高裁における控訴審，最高裁における上告審においても、かかる判断が維持された。

(1) 平成18年11月30日 札幌地裁判決

平成17年（行ウ）第12号 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件

判 決		
北海道砂川市		
原 告	X	
同訴訟代理人弁護士	石 田 明 義	
北海道砂川市西6条北3丁目1番1号		
被 告	砂 川 市 長	
同訴訟代理人弁護士	菊 谷 勝 利	
同	新 川 生 馬	
	朝 倉 靖	

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告が、別紙物件目録（掲載省略）記載の各土地について、別紙登記目録（掲載省略）記載の各所有権移転登記の抹消登記手続を請求することを怠る事実が違法であることを確認する。

第2 事案の概要

本件は、北海道砂川市が、同市A地区に所在する砂川市A町内会（以下「A町内会」という。）に対し、T神社が存する市有地である別紙物件目録記載の各土地を譲与（以下「本件譲与」という。）した行為は、憲法20条3項、89条に定める政教分離原則に違反する行為であり、砂川市長である被告は、別紙登記目録記載の各所有権移転登記の抹消登記手続を請求すべき義務があるにもかかわらず、これを怠っているとして、砂川市の住民である原告が、被告に対し、地方自治法242条の2第1項3号の規定に基づき、上記怠る事実の違法確認を求めた事案である。

- 1 争いのない事実等（証拠等により認定した事実は括弧内に掲記した。）

(1) 当事者等

ア 原告は、普通地方公共団体である北海道砂川市（昭和33年7月1日の市制施行前は北海道空知郡砂川町。以下「砂川市」という。）の住民であり、被告は、砂川市長の地位にある者である。

イ A町内会は、砂川市A地区（以下「A地区」という。）に所在する町内会である。

(2) 本件各土地の状況

別紙物件目録記載の各土地（以下、同目録1記載の土地を「本件土地1」、同目録2記載の土地を「本件土地2」といい、これらを総称して、「本件各土地」という。）上には、北側正面入口の外壁上部に「T神社」の文字を刻した板が取り付けられ、床面積が25.92m²、木造亜鉛メッキ鋼板葺南京下見板張り平家建の建物（以下「本件施設」という。）が存在し、本件施設の入口から中に入ると、その奥には、祠（以下「本件祠」という。）が存在する。また、本件各土地上には、鳥居、地神宮、清心及び灯籠等の施設（以下「本件附属施設」といい、「本件施設」と併せて、「本件各施設」という。）が存在する。本件各施設等の位置関係の概略は、別紙図面（掲載省略）記載のとおりである。（甲10、11の1～11の23、12、21、27～31、35、乙10、11、12の1～12の23）

(3) 本件譲与に至る経緯

ア 前住民監査請求及び監査結果

（ア）原告は、平成16年9月27日、砂川市監査委員に対し、砂川市が、その所

有する本件各土地をT神社とその附属する宗教施設の敷地として使用させ、T神社で神事が行われていることなどが、憲法20条3項、89条に定める政教分離原則に違反するとして、地方自治法（以下「法」という。）242条1項の規定に基づき、住民監査請求（以下「前住民監査請求」という。）をした（甲1）。

（イ）砂川市監査委員は、平成16年11月22日、T神社の祭事は伝統的習俗的な行事にとどまっており、宗教上の目的を持つものではなく、政教分離原則には違反しないとして、砂川市がT神社につき固定資産税を賦課、徴収するための家屋台帳や家屋補充課税台帳を作成、保存していない点を除いて、原告の前住民監査請求には理由がないと判断したが、併せて、「A地域住民の共有財産であるT神社用地は、A小学校の教員住宅を建設するために砂川市に寄付したが、当該用地は、当時からも地域住民の自主的な管理のもとにあった。長年、T神社で行われている祭事は、A地域の慣習に従った伝統的習俗的な行事にとどまっており、特別に宗教的活動を目的とするものではないが、市有地に地域神社の祠が存在しており、宗教上の目的がないとはいえ、祭事という利用の実態は一部市民に不信の念を抱かせるものである。…教員住宅を取り毀した後は、今日まで使用目的をもたない実態にあり、地域住民の共有財産としての管理と、これまでの返還要求を考慮すると、当該市有地をA地域住民へ譲与するなどの方策を講ずる必要があると考える。」との意見（以下「本件監査意見」という。）を付記した上、原告に対し、監査結果を通知した（甲1）。

イ 前訴訟の提起及び訴えの取下げ

（ア）原告は、平成16年12月20日、上記ア（イ）の監査結果を不服として、被告が、A町内会に対し、本件各施設を収去して本件各土地を砂川市に明け渡せと請求することを怠る事実が違法であることの確認を求め、札幌地方裁判所に訴えを提起（同裁判所・平成16年（行ウ）第32号、以下「前訴訟」という。）した（甲21、弁論の全趣旨）。

（イ）原告は、後記エのとおり、砂川市がA町内会に対し、本件各土地を譲与したことを踏まえ、平成17年7月28日、前訴訟に係る訴えを取り下げ、被告は、同年8月1日付けでこれに同意した（弁論の全趣旨）。

ウ 地縁による団体の認可

A町内会は、平成17年3月24日、砂川市に対し、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため、法260条の2の規定に基づき、A地区の住民の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁による団体」という。）の認可申請をしたところ、砂川市は、同月31日付けでこれを認可し、同日、告示した（乙6、7）。

エ 本件譲与

砂川市は、平成17年4月1日、A町内会との間で、法238条の5第1項の規定に基づき、本件譲与の仮契約を締結した上、同月15日、法96条1項6号の規定に基づき、本件譲与を承認する旨の砂川市議会の議決を得て、A町内会に対し、本件各土地につき別紙登記目録記載の各所有権移転登記（以下「本件各登記」という。）を行った（甲2、3、21、22の1～22の3、乙1）。

（4）住民監査請求及び監査結果

ア 原告は、平成17年4月25日、A町内会はT神社の氏子集団と一体となって宗教的活動を行っている団体であるから、本件譲与は、憲法20条、89条に規定する政教分離原則に違反するなどとして、法242条1項の規定に基づき、新たに住民監査請求をした（甲4、5）。

イ 砂川市監査委員は、平成17年5月25日、A町内会は宗教的活動を行う団体ではなく、また、本件譲与は前住民監査請求の監査結果において砂川市監査委員が付記した本件監査意見に基づくものであるとして、前記アの住民監査請求を却下し、原告に対し、監査結果を通知した（甲6）。

（5）本件訴訟の提起

原告は、前記（4）イの監査結果を不服として、平成17年6月23日、本件訴訟を提起した。

2 争点

本件譲与が憲法20条3項、89条に定める政教分離原則に違反するか、否か。

（原告の主張）

（1）本件各施設の宗教施設性

本件各施設は、以下に述べるとおり、大国主命を神として祀っているT神社の社殿及びその附属施設であり、宗教施設であることは明らかである。

ア 由来

T神社は、明治27年12月、A地区に移住してきた住民らが中心となって小祠を建設したことに始まり、その当時はB神社と呼ばれていた。そして、大正11年に現在の社殿（本件施設）が本件各土地上に建設され、その後、本件附属施設が順次増設された。本件施設が砂川市内に所在する神社であることは、北海道神社庁作成の北海道神社庁誌や砂川市作成の砂川市史にも掲載されている。

イ 宗教施設の存在

本件各土地は、T神社の境内地として利用されており、敷地内には神社神道の象徴的な宗教施設、すなわち、社殿、鳥居、地神宮、清心、燈籠及び参道等の各施設が設置されている。具体的には、本件施設がT神社の社殿であり、例大祭の期間中、入口で礼拝ができるように鈴等が取り付けられ、賽銭箱も置かれる。社殿の奥には本件祠があり、大国主命が祭神として祭られ、鏡も置かれている。そして、本件附属施設についてみると、鳥居や地神宮は、神社神道では代表的な宗

教施設であるし、清心は、参拝者が拝殿する前に心を清めるための手洗場であり、また、燈籠は、神霊が祭られている施設である。さらに、鳥居から社殿まで玉砂利が敷かれた参道が続いており、例大祭の期間中には、T神社の象徴である幟が立てられる。

ウ 氏子集団の存在

T神社には、A地区の住民からなる氏子によって構成された集団（以下「本件氏子集団」という。）が存在し、本件氏子集団がT神社を所有し、その維持運営にあっている。また、本件氏子集団には、世話役として氏子総代と氏子役員が存在する。

エ 宗教的活動

T神社では、毎年、初詣のほか春と秋に例大祭が行われ、宗教法人C神社（以下「C神社」という。）から宮司や巫女を招き、神社神道に従った祭祀が行われている。T神社の社殿の中で宮司が祝詞を奏上するなどの儀式を行い、氏子総代や氏子が参列し、また、直会等の神事も行われている。さらに、毎年8月に举行されるC神社の例大祭の際には、C神社の御輿がT神社を巡行し、C神社の宮司がT神社の境内地で神式の行事を行い、神楽が演奏され、巫女が舞を奉納している。

(2) A町内会の宗教団体性

A町内会は、本件氏子集団を内部に包摂し、日常的にT神社の維持運営等の宗教的活動を行っている宗教団体である。すなわち、①本件氏子集団の氏子総代や氏子役員には、A町内会の会員が持ち回りで就任していること、②A町内会は、T神社の初詣や春、秋の例大祭に協賛し、一体的活動を行っており、A町内会の歴代会長や会員が、例大祭の当日、氏子として神事に参加していること、③A町内会では、T神社の維持運営費用として1世帯当たり年間1500円を、C神社への寄付金として1世帯当たり年間200円をそれぞれ各世帯から徴収していること、④A町内会は、T神社の会計を管理しており、町内会総会で会計報告していること、⑤A町内会では、広報や回覧板を通じて、C神社の御札の宣伝、販売を行っていること、さらに、⑥昭和48年、49年ごろ、T神社の氏子総代が、砂川市に対し、本件各土地の借用願いを申し入れたが、その際、A地区の住民によって組織されたA第一部落会及び同第二部落会（A町内会の前身であり、以下「A各部落会」という。）の各会長が連帯保証人として連名していること等の事情にかんがみると、A町内会と本件氏子集団が一体的関係にあることは明らかである。

(3) 本件譲与の違憲性

ア 本件譲与に至る経緯

(ア) A各部落会の住民らは、昭和10年当時、本件各土地を実質的に共同所有し、T神社を維持運営していたが、砂川市によるA小学校の教員住宅の建設に協力することによって、T神社と砂川市との結び付きを強め、T神社の社会的地位

や影響力を高めることを目的として、砂川市に対し、本件各土地を寄付した。

(イ) A各部落会の住民らは、昭和51年ごろ、前記教員住宅が取り壊されたのを機に、砂川市に対し、本件各土地の返還要請をした。砂川市は、当該返還要請には応じなかったものの、当該住民らがT神社を維持、管理している実態にかんがみ、A各部落会との間で、本件各土地につき期限の定めのない使用貸借契約を締結し、A各部落会が本件各土地をT神社の境内地として無償で使用し続けることを容認した。

(ウ) 砂川市は、T神社の施設に対し、固定資産税を賦課、徴収する必要があったにもかかわらず、長年の間これを怠り、T神社に対する便宜供与を継続してきた。

(エ) 砂川市は、砂川市監査委員が、前住民監査請求の監査結果において、本件監査意見を付記したため、A町内会に対し市有地である本件各土地を無償で使用させている状態を解消する必要に迫られた。そこで、本来であれば、砂川市は、本件町内会に対しT神社の撤去を求めるなどし、砂川市の財産管理のための最善の方法を選択すべきであった。然るに、砂川市は、T神社の存続を図る目的で、法260条の2の規定を悪用し、A町内会に地縁による団体の認可申請をするよう積極的に働きかけ、同条の要件を充足していないにもかかわらず、地縁による団体の認可をした上で、本件譲与を行った。

イ 本件譲与の違憲性

以上によれば、砂川市は、T神社の維持、存続を図り、神社神道を援助する目的で、宗教団体であるA町内会を地縁による団体として認可した上、本件譲与を行うことによって、A町内会において、本件各土地を宗教施設であるT神社の境内地として継続的に使用することを可能にしたというべきであるから、本件譲与の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長及び促進になることは明らかである。したがって、本件譲与は、憲法20条3項、89条に定める政教分離原則に違反するものであり、無効と解すべきである。

(4) 怠る事実

よって、被告は、本件各登記の抹消登記手続を請求すべき義務を負っているから、被告がこれを行わないことは、違法に財産の管理を怠っているというべきである。

(被告の主張)

(1) 本件各施設の非宗教施設性

本件各施設は、以下に述べるとおり、T神社と称する歴史的建造物が残存しているものにすぎず、宗教施設である神社としての実態を備えるものではない。

ア 施設

本件各土地に本件各施設が存在する事実は認めるが、それらが神社の社殿及び宗教的な附属施設であるとの評価は争う。この点、原告は、本件施設がT神社

の社殿であると主張するが、A町内会の住民は、本件施設に神を祀っているとは考えておらず、祖先が建設した歴史的建造物を管理しているとの認識しかない。また、清心等の本件附属施設も宗教的な機能を何ら果たしていない。

イ 組織

T神社には、特段の内部規約は存在せず、神職が常駐しているわけでもなく、日常的な参拝者も全くいない。T神社には世話役として総代及び会計係が各1名存在するが、神社神道の信者ではない。また、所定の選任方法があるわけでもなく、実際には他に引受手がいないため、地域住民の年配者などが持ち回りで就任しているにすぎない。

ウ 氏子集団の不存在

T神社がA町内会の住民の信仰を集めているという実態などなく、当該住民の中に神社神道を信仰している者や、自らをT神社の氏子であると意識している者は一人もいない。

エ 活動

T神社では、毎年初詣や春、秋の祭りが行われるが、いずれも習俗化された行事にすぎず、宗教的な儀式や活動は行われていない。また、8月の砂川市民祭りの際、C神社の御輿がT神社にも立ち寄るが、地域のホテルや福祉施設等を巡行する一環として行われているものにすぎず、習俗化された行事である。

(2) A町内会の非宗教団体性

ア A町内会の組織及び活動

(ア) 組織及び活動

A町内会は、A地区の住民によって組織された、いわゆる町内会としての実質を備えた団体であり、内部規約として「A町内会規約」(乙6)が存在する。A町内会の活動の目的は、地域的な活動を行い、良好な地域社会の維持及び形成に資するというものである(A町内会規約1条)。また、A町内会には、役員として会長1名、副会長2名、会計1名、班長4名及び監事2名が存在し、総会において、会員の中から選任されることになっている(A町内会規約9条、10条)。

(イ) 地縁による団体の認可

A町内会は、平成17年3月24日、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する目的で、被告に対し、地縁による団体の認可申請をした。被告は、法260条の2第2項の要件に該当するかどうかを関係書類に基づき審査し、いずれの要件にも該当すると判断したため、同月31日、地縁による団体として認可した。

イ A町内会とT神社との関係

A町内会は、以下に述べるとおり、T神社とは別個の組織であり、神社神道と

も無関係である。

(ア) 前記主張のとおり、A町内会の会員の中には神社神道の信者は存在せず、T神社の氏子であるという意識を持つ者も全くいない。また、A町内会の会員の中からT神社の総代及び会計係を選任しているという事実はあるが、前記主張のとおり、それは他に引受手がいないため、地域の年配者などが持ち回りで就任しているものにすぎない。

(イ) A町内会とT神社は全くの別会計で管理、運営されている。T神社の維持、運営費用等についても、T神社の総代名でA地区の各世帯から徴収しているものであり、A町内会は全く関与していない。

(ウ) A町内会の会員の中には、T神社で行われる初詣や春、秋の祭りに参加する者もいるが、これらは地域のお祭りとして世俗化、慣習化された行事であり、住民の意識も専ら世俗的、慣習的なものである。

(3) 本件譲与の合憲性

ア 本件譲与に至る経緯

(ア) 本件各土地は、もともとA各部落会の実質的な共有状態にあったところ、不動産登記制度上の制約のため、地域住民の個人名義で登記されていた。砂川市は、昭和10年、A各部落会からA小学校の教員住宅を建設してほしい旨の要望があったため、その建設用地として本件各土地を利用することとし、教育行政目的のため当該住民から本件各土地の寄付を受けた。

(イ) その後、昭和50年に前記教員住宅が取り壊されたのを機に、A各部落会から、砂川市に対し、本件各土地の返還を求める要請があったが、砂川市は、本件各土地が市の普通財産となっているため、前記寄付の当初の目的が消滅したとしても、直ちにこれを返還すべき理由にはならないこと、また、仮に返還するにしても返還先が判然としないことから、上記返還要請には応じられないと判断した。もっとも、その当時、本件各土地は、A各部落会の住民が収穫した農作物を保管するための倉庫若しくは青年会館の敷地として又は農機具の洗車場として当該住民に利用されていたという実態にかんがみ、砂川市は、本件各土地を部落共同目的の用に供することとし、A各部落会との間で、本件各土地につき草刈り等の対価を伴った管理委託契約を締結した。

(ウ) しかし、砂川市は、砂川市監査委員が、前住民監査請求の監査結果において、本件監査意見を付記したことから、同監査委員会の指摘する「一部市民に不信の念を抱かせる」という事態を解消するため、A町内会との協議の結果に基づき、A町内会を地縁による団体として適法に認可した上で、本件監査意見に従って、A町内会との間で、本件譲与の契約を締結し、砂川市議会の議決を得て、本件各登記手続をした。なお、砂川市がA町内会に対し地縁による団体の認可申請を強要したり、積極的に働きかけたことはない。

イ 憲法20条3項と本件譲与

(ア) 憲法20条3項にいう「宗教的活動」の意義

憲法20条3項にいう「宗教的活動」とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、その検討にあたっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない(最高裁昭和52年7月13日大法廷判決参照)。

(イ) 上記の判断基準に照らして、本件譲与が憲法20条3項にいう「宗教的活動」に当たるか否かについて検討すると、前記主張のとおり、①本件各施設は、T神社と称する歴史的建造物が残存しているものにすぎず、宗教施設としての実態を備えるものではなく、本件各施設で行われている初詣や春、秋の祭り等の行事は、長年にわたり地域において伝承されてきた世俗的なものであって、これに参加するA地区の住民の間に宗教的意識は存在しないこと、②本件各土地は、A地区の住民が使用する農機具の洗車場として利用されており、今後は、隣接するA地区コミュニティセンターの駐車場としても利用されることが予定されていること、③A町内会は、地域的な共同活動のためにA地区の住民によって組織された、いわゆる町内会としての実質を備え、かつ、法260条の2の規定に基づき適法に認可された地縁による団体であり、T神社や神社神道とは無関係であること、④A町内会の会員の中には、神社神道の信者やT神社の氏子は存在しないこと、⑤本件譲与に至る経緯、すなわち、砂川市は、教員住宅建設のためにA各部落会の住民から寄付を受けた本件各土地につき、当該教員住宅が取り壊されたのを機に、A各部落会から返還の要請を受けたものの、返還の具体的方法がなかったため、A各部落会との間で、管理委託契約を締結したが、その後、砂川市監査委員が、前住民監査請求の監査結果において、本件監査意見を付記したことから、同監査委員の指摘する「一部市民に不信の念を抱かせる」という事態を解消するため、本件監査意見に従って、本件譲与を行ったものであり、砂川市には「無償でもらったものを無償で返還した」という程度の認識しかないこと、⑥本件譲与の結果、本件各施設が市有地上に存在するという状態が解消されたこと等の事情に照らせば、砂川市による本件譲与の目的は、専ら世俗的なものであって、その効果も、特定の宗教を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものではないというべきである。

したがって、本件譲与は、憲法20条3項にいう「宗教的活動」には当たらず、政教分離原則に違反しない。

ウ 憲法89条と本件譲与

(ア) 憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」の意義

憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、宗教と何らかのかかわり合いのある行為を行っている組織ないし団体のすべてを意味するのではなく、国家が当該組織ないし団体に対し特権を付与したり、また、当該組織ないし団体の使用、便益若しくは維持のため、公金その他の公の財産を支出し又はその利用に供したりすることが、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になり、憲法上の政教分離規定に反すると解されるものをいうのであり、換言すると、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指すものと解するのが相当である（最高裁判平成5年2月16日第三小法廷判決）。

(イ) 上記の判断基準に照らして、A町内会が憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」に当たるか否かについて検討すると、前記主張のとおり、A町内会は、地域的な共同活動のためにA地区の住民によって組織された、いわゆる町内会としての実質を備え、かつ、法260条の2の規定に基づき適法に認可された地縁による団体であり、神社神道やT神社とは無関係というべきであるから、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体には該当しないことは明らかである。したがって、A町内会は、憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」には当たらず、A町内会に対する本件各土地の譲与は、政教分離原則には違反しない。

第3 争点に対する判断

1 前記争いのない事実等、証拠（括弧内に掲記）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件譲与に至る経緯について

ア A地区は、明治26年ごろから入植が始まったが、翌27年、富山県人7戸及び新潟県人20余戸の団体移住者があり、次第に部落としてのまとまりを持つようになり、A各部落会（A町内会の前身）を構成するに至った。本件各土地は、その当時から、実質的にはA各部落会の所有地として地域住民に利用されていたが、形式的には地域住民らの個人名義で登記されていた（甲16～21、22の2、乙4の2、5の2、13、14、証人D、証人E）。

イ 砂川市は、昭和10年、A各部落会から本件各土地上にA小学校の教員住宅を建設してほしいとの要望を受け、当該教員住宅の敷地として利用するために前記住民らから本件各土地の寄付を受け、同年6月8日、各所有権移転登記の手続がされた（甲20、21、22の2、乙4の1～4の3、5の1～5の3、13、

14, 証人D, 証人E)。

ウ その後、昭和50年にA小学校の教員住宅が別の場所に新築、移転されるのに伴い、本件各土地の前記教員住宅は、取り壊されることとなり、それと前後して、砂川市は、A地区の住民から本件各土地の返還を求められるようになった。当初、昭和48年12月20日ごろと同49年9月17日ごろの二度にわたり、T神社総代を借地願人、A各部落会代表を連帯保証人として、本件各土地を神社用地等として借用したい旨の市有地借用願等が砂川市に提出されたが、その後の昭和51年、A町内会が、砂川市に対し、教員住宅の敷地として利用しなくなったときには返還約束があったことを理由に、本件各土地の返還を求める旨の申入れをした。これに対し、砂川市は、本件各土地は既に同市の普通財産となっているため、本件各土地の使用目的が変更されたとしても、A各部落会に返還する原因にはならないと判断し、前記申入れを拒否した上で、同年4月1日、管理目的を遊園地等A各部落会の共同目的の用に供することに限定し、同部落会との間で、無償による本件各土地の管理委託契約を締結した。以後、本件各土地は、A各部落会及びその後身であるA町内会が自主的に管理、活用することとなった。

なお、その当時、本件各土地の上には、本件各施設のほか、農協の倉庫や青年会館があり、また、児童公園としても利用されていた(甲13, 14, 19~21, 22の2, 乙3, 10, 13, 14, 証人D, 証人E)。

エ その後、原告は、平成16年9月27日、砂川市監査委員に対し、前住民監査請求をしたところ、同監査委員は、同年11月22日、政教分離原則違反に係る原告の請求には理由がないと判断したものの、併せて、「当該市有地をA地域住民へ譲与するなどの方策を講ずる必要があると考える。」旨の本件監査意見を付記した。そこで、砂川市は、今後の対応策を検討し、市有地上に本件各施設が存在している状態を解消するため、砂川市監査委員の本件監査意見に従って本件各土地をA町内会に譲与(本件譲与)する方針を決定した上で、A町内会との間で協議を行った。これに対し、A町内会は、役員会や総会を開き、対応策を協議したところ、本件各土地はもともとA各部落会が実質的に所有し、管理していた物件であり、それを砂川市に寄付したものであるという経緯を踏まえ、同監査委員の本件監査意見に従って、砂川市から本件各土地の譲与を受けることとし、平成17年3月24日、砂川市に対し、地縁による団体の認可申請をした。砂川市は、A町内会が法260条の2第2項の要件に該当するかどうかを関係書類に基づき審査し、いずれの要件にも該当すると判断したため、同月31日、地縁による団体の認可、告示をした上で、同年4月1日、A町内会との間で、本件譲与の仮契約を締結し、同月15日、砂川市議会の議決を得て、本件各登記手続をした(甲2, 3, 21, 22の1~22の3, 乙1, 6, 7, 11, 12の1~12の23, 13, 14, 証人D, 証人E)。

(2) T神社について

ア 沿革等

(ア) T神社は、明治27年、団体移住者が中心となってA地区の五穀豊穰と無事安全を祈願して小祠を建立したのが始まりであり、その当時、B神社と呼ばれていた。T神社の祭神は大国主命であり、祭日は4月10日、11日及び9月1日、2日である。

(イ) 大正7年11月10日、B神社の改築落成式が挙行され、A各部落会の住民によって清心が奉納された。さらに、大正11年、本件施設がA各部落会の住民によって本件土地2上に建立され、前記(ア)の小祠は、A地区に所在するF寺の境内地へと移転された。その際の総工費は2600円であり、その全額がA各部落会の住民からの寄付金によって賄われた。その後、A各部落会の住民らによって、昭和2年4月に灯籠が、昭和34年5月に地神宮が、さらに、昭和43年9月に鳥居が、それぞれ奉納され、現在、本件各土地上に本件施設並びに鳥居、地神宮、清心及び灯籠等の本件附属施設が存在する。

(ウ) 本件施設は、T神社が宗教法人の認証を受けていないため、地方税法に規定する非課税物件には該当せず、昭和25年に地方税法が改正された当時から課税物件になっていたと考えられるが、固定資産評価基準に基づき本件施設の時価を算定すると、その当時から評価額が免税点未満となっていたと推測される。そして、砂川市は、平成17年度から本件施設の家屋台帳等の必要書類を整備し、固定資産評価基準により本件施設の時価を算定したところ、評価額が免税点未満であることが確認された。(甲1、16～21、乙9)

イ 行事

(ア) T神社では、毎年初詣、春季(4月10日、11日)及び秋季(9月1日、2日)の例大祭が行われる。初詣では、A町内会の住民らがT神社に参拝に訪れるが、おみくじ、破魔矢及び絵馬等の販売は行われていない。また、春季及び秋季の例大祭では、C神社の宮司がT神社を訪れ、本件施設内で祝詞を奏上するなどの神事を行い、例年10名前後のA町内会の住民が、T神社に参拝に訪れている。例大祭の期間中、「奉納T神社氏子中」などと記載された2本の幟が鳥居の両脇に立てられるほか、本件施設の正面入口の天井部分には「奉納T神社総代」などと記載されている縄に括られた鈴が取り付けられ、本件施設の正面入口の内部に賽銭箱が置かれる。また、普段は閉められている本件祠の扉が開かれる。

(イ) C神社では、毎年8月にC神社祭りが行われ、その際には、C神社の御輿がT神社を巡行し、C神社の宮司や巫女がT神社で神事を行い、例年5名前後のA町内会の住民が参加する。

(ウ) なお、T神社の前記各行事に関連して、砂川市の公的費用は支出されていない

い。また、日常的にT神社に参拝に訪れる者はいない。(甲1, 16, 18, 20, 23, 27~30, 乙14, 証人E)

ウ 組織

(ア) T神社は、法人化されておらず、組織や活動等について定めた内部規約は存在しない。また、T神社には、常駐する神職はいないが、世話役として総代及び会計係の各1名が存在し、T神社の維持運営に関する事務を行っている。総代及び会計係の選任について所定の手続はなく、実際にはA町内会の住民の中から話し合いによって決められている。なお、総代及び会計係に就任する資格として神社神道の信者であることが要件とされているわけではなく、現在の総代及び会計係も神社神道の信者ではない。

(イ) 総代及び会計係は、A町内会の住民から、T神社を維持運営するための費用(以下「維持費」という。)として1世帯当たり年額1500円を、C神社への寄付金(以下「寄付金」という。)として1世帯当たり年額200円を、それぞれ協力金として集め、さらに、希望者に対しC神社の御札セット(以下「御札セット」という。)を1セット3000円で販売している。なお、平成13年度に維持費の支払をしたのは35世帯、寄付金の支払をしたのは32世帯、御札セットを購入したのは11世帯であり、平成14年度に維持費の支払をしたのは30世帯、寄付金の支払をしたのは27世帯、御札セットを購入したのは12世帯であり、平成15年度に維持費の支払をしたのは30世帯、寄付金の支払をしたのは28世帯、御札セットを購入したのは11世帯であった。

(ウ) 総代及び会計係は、T神社の例大祭において、C神社との連絡調整その他の準備等の活動を行っている。(甲20, 乙14, 証人E, 弁論の全趣旨)

エ 神社神道

(ア) ところで、神道は、わが国固有の民族信仰であり、祖先が集団生活を送るなかで自然への畏敬や感謝の気持ちから自然に生まれてきた信仰であり、教義や教典は存在しない。神道における神は、天照大神を中心とし、それをとりまく八百万神が天照大神を助け、人々の生活を守っているとされる。なお、T神社の祭神とされる大国主命は、因幡の白うさぎで知られる慈悲と縁結びの神として信仰され、出雲大社に祀られている。また、神道の中でも神社を中心とする信仰は、神社神道と呼ばれている。

(イ) 現在、神社は全国の至る所に存在し、その数は約8万社ともいわれている。一般に神社の境内地には、神社の中心施設である社殿のほか、鳥居、参道、灯籠、手水舎等の附属施設が設置されている。とりわけ、鳥居は、神の鎮座する神域を表示する一種の門として用いられ、神社にしか設置されていない。また、神社では、氏神に対する祈願や感謝等の気持ちから、神職により神道の方式ののっとりた祭祀が行われるが、このうち、例大祭は、神社の挙行する祭祀の中

でも最も重要な意義を有するものと位置付けられている。

(ウ) 神社の祭祀圏内には、氏神を信仰の対象とする氏子が居住し、当該神社に参拝に訪れ、祭祀に参加するなどしている。なお、氏子の概念には時代的変遷がみられるが、今日では、住民が地域の神社の氏子として半ば公的に組み込まれるということはなく、住民が氏子になるかどうかは各人の自由意思に委ねられている。(甲24～26, 34)

(3) A町内会について

ア 目的及び活動

A町内会規約によれば、A町内会の目的は、地域的な活動、すなわち、①回覧板の回付等区域内住民の相互連絡、②美化、清掃等区域内の環境の整備、③A地区コミュニティセンターの維持管理、及び④町内会所有地の維持管理を行い、良好な地域社会の維持及び形成に資することにあるとされている。そして、A町内会は、当該目的に沿った活動として、回覧板や砂川市広報の回付、新年会・交流会等の親睦活動の実施、市道の草刈りや排水溝の清掃、Aコミュニティセンターの維持管理等を現に行っており、区域内の環境整備の一環として、年2回程度、本件各土地の草刈りも行っている(甲21, 乙6, 7, 14, 証人E)。

イ 組織

A町内会は、A地区に住所を有する個人で入会を希望するもの(会員)をもって組織するとされており、平成17年3月1日時点で、A地区内に居住する32世帯100人のうち、29世帯86人が入会している。なお、A町内会の事務所はA町内会の会長宅に置くとされている(乙6, 7, 14, 証人E)。

ウ 役員

(ア) A町内会には、会長1名、副会長2名、会計1名、班長4名及び監事2名が役員として置かれることになっている。会長は、総会において会員の中から選任するとされているが、実際には、総会で設置された選考委員会が候補者を選考し、同人の内諾を得た上で、総会の承認決議を受けることになっている。また、上記役員の資格として会員であること以上のことが要件とされているわけではない。

(イ) なお、A町内会の会長は、平成12年から現在までEであるが、同人は、神社神道の信者ではなく、T神社の氏子であるという意識もない。(乙6, 7, 14, 証人E)

エ 会計

(ア) A町内会の経費は、会費、活動に伴う収入等をもって支弁するとされており、会員は、1世帯当たり年額6000円の会費を納付している。

(イ) A町内会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎年会計年度前に総会の議決を経て定めなければならないとされている。

また、A町内会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎年会計年度終了後に総会の承認を受けなければならないとされている。その際、A地区コミュニティセンターや河川、道路及び森林各愛護組合からの決算報告とともに、T神社の総代及び会計係からもT神社の決算報告がされているが、A町内会とT神社は、全くの別会計で管理運営されており、A町内会が、T神社に助成金を支出したことはなく、また、例大祭の行事その他の維持運営の費用についても、A町内会の会計からの支出はなく、会員有志からの前記寄付金と賽銭によって賄われている。(甲20, 乙6, 7, 14, 証人E)

2 本件譲与と憲法20条3項

(1) 政教分離原則と憲法20条3項にいう「宗教的活動」の意義

憲法は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」(20条1項前段)とし、また、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」(同条2項)として、いわゆる狭義の信教の自由(個人の信教の自由)を保障する規定を設ける一方、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」(同条1項後段)、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」(同条3項)とし、さらに、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため…これを支出し、又はその利用に供してはならない」(89条)として、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定(以下「政教分離規定」という。)を設けている。元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家(地方公共団体を含む。以下同じ。)と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。そして、憲法の政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものと解すべきである。かかる政教分離原則の意義に照らすと、憲法20条3項にいう宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが上記の相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきであり、ある行為が上記の宗教的活動に該当するか否かを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為に対する

一般人の宗教的評価，当該行為者が当該行為を行うについての意図，目的及び宗教的意識の有無，程度，当該行為の一般人に与える効果，影響等，諸般の事情を考慮し，社会通念に従って，客観的に判断しなければならない（最高裁昭和52年7月13日大法廷判決，最高裁昭和63年6月1日大法廷判決，最高裁平成5年2月16日第三小法廷判決，最高裁平成9年4月2日大法廷判決参照）。

(2) 検討

そこで，上記の見地に立って，砂川市による本件譲与が憲法20条3項によって禁止される宗教的活動に当たるかどうかについて，以下検討する。

なお，原告は，砂川市は，宗教施設であるT神社の維持，存続を図り，神社神道を援助する目的で，宗教団体であるA町内会を地縁による団体として認可した上，本件譲与を行うことによって，A町内会が本件各土地をT神社の境内地として継続的に使用することを可能にしたことをもって，本件譲与の目的が宗教的意義をもち，その効果が宗教に対する援助，助長及び促進になると主張しているのので，まずT神社の宗教施設性，次いでA町内会の性格，最後に本件譲与の目的と効果の順で検討を加え，本件譲与が宗教的活動に当たるかどうかを判断することとする。

ア T神社の宗教施設性について

前記認定によると，T神社は，もともとA地区の住民によって，A地区の五穀豊穰と無事安全を祈願して建設され，地域住民の民間信仰の対象となっていたものと考えられる。そして，本件各施設についてみると，本件施設の正面入口の外壁上部には「神社」であることが明記されており，本件施設の正面奥には大国主命を祀った祠が安置されているほか，本件各土地には，一般に神社の象徴的施設とされる鳥居，灯籠，地神宮及び清心（手水舎）等の本件附属施設が設置されている。また，T神社では，春季及び秋季の例大祭が挙行され，専門の宗教家であるC神社の神職が，神社神道固有の祭式にのっとり，祝詞を奏上するなどの儀式を行い，C神社祭りの際にも，C神社の御輿がT神社を巡行し，C神社の神職が神社神道固有の祭式にのっとり，宗教的信仰心に基づいて儀式を行っているのであるから，T神社で挙行される上記の例大祭等の諸行事を宗教的色彩の失われた習俗的行事とみることは困難というべきである。加えて，北海道神社庁作成の「北海道神社庁誌」（甲16）や砂川市作成の「私たちの砂川市史DATA砂川」（甲17）にも，T神社が砂川市に所在する神社として紹介されている。

以上の諸事情に照らすと，本件各施設をもって宗教性が失われた単なる歴史的建造物とみることは困難であって，本件各施設の沿革，外観及び用途等にかんがみると，本件施設は宗教施設である神社の社殿であり，本件附属施設は神社の附属施設であると評価するのが相当である。

イ A町内会の性格について

前記認定のとおり，A町内会は，A地区の地域的な活動を行い，良好な地域社

会の維持及び形成に資することを目的として設立され、現に活動している町内会であって、役員構成面においてT神社との間に何ら特別な関係はなく、T神社とは全くの別会計で管理、運営されていること等に照らすと、A町内会は、組織的にはT神社とは別個の存在というほかない。また、A町内会は、町内会の活動の一環として、本件各土地の草刈り等のT神社とかかわりをもつ活動を行っているが、それ自体宗教的色彩の希薄な活動にとどまっており、A町内会全体の活動の一部であることも明らかである。もっとも、A町内会の住民の中には、T神社の維持費等を寄付したり、春季及び秋季の例大祭の行事等に参加する者もいるが、それはA町内会の活動として行われているものではなく、住民有志が自主的にやっているものにすぎず、A町内会が組織的に関与しているわけでもない。さらに、前記認定によれば、A地区の住民らは、過去において、T神社の氏子として位置付けられていた時期があったことが窺われるものの、現在においては、A町内会の住民の中に、日常的にT神社に参拝に訪れる者、あるいは、神社神道を信仰する者やT神社の氏子であると強く意識している者はほとんどなく、春季及び秋季の例大祭の行事についても、当該住民の多くが、長年にわたりA地区において伝承されてきた伝統的行事と認識するに至っているものと推認される。以上の諸事情からすると、A町内会が、T神社の氏子の集団であるとか、A町内会の本来の目的として、神社神道の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を組織的にしていると認めることは困難であり、A町内会が宗教的活動を目的とする宗教団体であるとする原告の主張は採用することはできない。

原告は、昭和48年、49年ごろ、T神社の総代とA各部落会の会長らが、砂川市に対し、連名で本件各土地の借用願いを申し入れている事実を理由に、T神社とA町内会とが一体的関係にあると主張するが、上記事実は、T神社がA各部落会の住民の寄付によって建設されたという経緯からT神社が地域住民の共有であるとの意識の下でなされたものであり、前記説示のとおり、本件各土地がもともとA各部落会の住民から寄付されたものであるという経緯や現在のA町内会の組織や活動等に照らせば、上記の事実をもって、直ちにT神社とA町内会とが一体的関係にあると評価することはできない。

ウ 本件譲与の目的、性質等について

前記認定によると、本件各土地は、もともとA各部落会の住民からA小学校の教員住宅の建設用地として砂川市が寄付を受けたものであるが、当該教員住宅が取り壊されたのを機に、A各部落会から本件各土地の返還の要請があったこと、砂川市は、A各部落会の共同目的の用に供するため、A各部落会との間で管理委託契約を締結し、その自主的な管理、活用を認めてきたこと、砂川市は、砂川市監査委員から本件監査意見が出されたため、市有地上に神社が存在し、祭事が行われている事態を解消する目的で、A町内会との交渉の結果に基づき、A町内会

を地縁による団体として認可し、本件監査意見に従って、本件各土地をA町内会に対し譲与したこと、砂川市は、上記地縁による団体の認可をするに当たり、A町内会の組織、活動等について審査し、A町内会が特定の宗教団体ないし宗教活動とは関係のない町内会としての実質を備えた団体であることを確認していることが認められる。

上記の本件譲与に至る経緯やA町内会の性格にかんがみると、本件譲与は、市有地上に神社が存在し、祭事が行われているという事態の解消を目的とするものであって、特定の宗教団体ないし宗教活動に対する援助、支援等の目的で行われたものとは認められない。また、A町内会においても、本件譲与について、かつて寄付をした本件各土地の返還を受けたという程度の認識でしかなく、特別の宗教的意義を認めていなかったものと考えられる。さらに、前記説示の本件譲与に至る経緯やA町内会の性格等に照らせば、本件譲与が、一般人に対して、砂川市が神社神道を特別に支援したり、神社神道が他の宗教とは異なる特別のものとの印象を与えたりし、神社神道への関心を呼び起こすこととなるとも考えられない。

(3) 小括

以上の事情を総合的に考慮して判断すれば、砂川市による本件譲与は、本件各土地上に宗教施設であるT神社及びその附属施設が設置されているという点で宗教とのかかわり合いをもつものであることは否定しえないけれども、その目的は、砂川市監査委員が前住民監査請求の監査結果において本件監査意見を付記したため、市有地上に神社が存在し、祭事が行われている事態の解消を図ることを主眼とするものであり、そのための方策として、本件各土地がもともとA地区の住民から寄付を受けたものであるという経緯等を踏まえ、本件監査意見に従って、有償譲渡ではなく譲与という無償の譲渡手段によったものであって、専ら世俗的なものと認められ、その効果も、神社神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない。したがって、砂川市による本件譲与は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法20条3項により禁止される宗教的活動には当たらないと解するのが相当である。

3 本件譲与と憲法89条

(1) 憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」の意義

憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、宗教と何らかのかかわり合いのある行為を行っている組織ないし団体のすべてを意味するものではなく、当該組織ないし団体の使用、便益若しくは維持のため、公金その他の公の財産を支出し又はその利用に供したりすることが、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になり、憲法上の政教分離原則に反すると解されるものをいうのであり、換言すると、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本

来の目的とする組織ないし団体を指すものと解するのが相当である（最高裁平成5年2月16日第三小法廷判決参照）。

(2) 検討

そこで、上記の見地に立って、A町内会が憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」に該当するかどうかについて検討するに、前記説示のとおり、A町内会は、A地区の地域的な活動を行い、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的として設立され、現に活動している町内会組織であって、宗教的活動を行うことを目的として設立された団体ではなく、会員あるいは役員の資格として特定の宗教団体に所属していることや特定の宗教を信仰していること等が条件になっているわけでもなく、組織的にはT神社とは別個の存在である。そして、A町内会の会員の一部がT神社の春季及び秋季の例大祭の行事等に参加したり、T神社の維持費等を寄付しているという現状はあるものの、あくまで会員有志が自主的に行っているにすぎず、A町内会が組織的に関与しているということもない。また、A町内会がT神社の氏子の集団であるとみることはできないことも前記のとおりである。したがって、A町内会とT神社が一体であるとか、A町内会をもって宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体であると認めることはできない。

(3) 小括

以上の事情を総合的に考慮して判断すれば、A町内会は、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体には該当しないものというべきであって、憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」に該当しないものと解するのが相当である。

第4 結論

以上の次第で、砂川市による本件譲与は、憲法20条3項に違反するものではなく、また、憲法89条にも違反するものではない。したがって、本件譲与が違憲であることを前提とする原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結日 平成18年9月28日)

札幌地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

坂本宗一

宮島文邦

藏本匡成

(2) 平成19年8月30日 札幌高裁判決

平成18年(行コ)第17号 財産管理を怠る事実の違法確認請求控訴事件(原審・札幌地方裁判所平成17年(行ウ)第12号)

判 決

北海道砂川市

控 訴 人 X
同訴訟代理人弁護士 石 田 明 義

北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

被 控 訴 人 砂 川 市 長
菊 谷 勝 利
同訴訟代理人弁護士 新 川 生 馬
同 朝 倉 靖

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が、別紙物件目録(掲載省略)記載の各土地について、別紙登記目録(掲載省略)記載の各所有権移転登記の抹消登記手続を請求することを怠る事実が違法であることを確認する。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 原判決4頁10行目の「同月31日付けで」を「同月31日に」と改め、同12頁6行目の「右にいう」を削除し、次の2のとおり「当審における控訴人の主張」を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」(原判決1頁22行目から14頁13行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 当審における控訴人の主張

A町内会は、宗教施設たるT神社の経営主体であり、T神社と一体的関係にある上、T神社の維持運営を町内会活動の一つとしていることに照らすと、特定の宗教活動を行う宗教団体である。したがって、砂川市がA町内会に対し本件各土地を譲与したことは、T神社の維持存続を目的とし、宗教に対する援助、助長及び促進という効果をもたらすものであって、憲法20条3項、89条に定める政教分離原則に違反し、無効である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本訴請求は理由がないものと判断する。その理由は、次の2のとおり「当審における控訴人の主張に対する判断」を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」（原判決14頁15行目から28頁10行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

控訴人は、「A町内会は、宗教施設たるT神社の経営主体であり、T神社と一体的関係にある上、T神社の維持運営を町内会活動の一つとしていることに照らすと、特定の宗教活動を行う宗教団体である。したがって、砂川市がA町内会に対し本件各土地を譲与したことは、T神社の維持存続を目的とし、宗教に対する援助、助長及び促進という効果をもたらすものであって、憲法20条3項、89条に定める政教分離原則に違反し、無効である。」などと主張する。

(1) A町内会は、その目的及び活動、組織、役員並びに会計の内容に照らすと、A地区の地域的な活動を行い、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、当該目的に沿った活動として、回覧板や砂川市広報の回付等の町内会活動を行っているにすぎないこと、A町内会は、A地区に住所を有する個人で入会を希望するもの（会員）をもって組織するとされており、現にA地区内に居住するという理由だけでその地区内にある世帯の大部分が入会しているものであること、A町内会の役員は、町内会の会員の中から選任されるが、その資格として会員であることのほかに特別な条件が要求されているわけではないこと、A町内会とT神社とは全くの別会計で管理運営されており、A町内会がT神社に助成金を支出したことはなく、他方、T神社での例大祭の行事その他の維持運営の費用についてもA町内会の会計から支出されたことはないことは、いずれも前記引用にかかる原判決「第3 争点に対する判断」の1（3）に認定のとおりであり、これらの事実を照らすと、A町内会は、組織及び役員の間においてT神社との間に何ら特別な関係はなく、会計の間においてもT神社とは全く別に管理、運営されているといえるのであって、世上よく見られる一般的な町内会と変わるところはないのであるから、控訴人が主張するようにA町内会がT神社の経営主体であるとか、A町内会がT神社と一体的関係にあるなどと認めることはできないというべきである。もっとも、A町内会が、区域内の環境整備の一環として、年2回程度、本件各土地の草刈りを行っていることは上記「第3 争点に対する判断」の1（3）に認定のとおりであり、この事実を照らすと、A町内会はT神社の維持運営に資する活動を町内会活動の一つとしているといえないわけではないけれども、この活動は、A町内会が行う種々の活動全体からみても、ほんのごく一部を占めるというものにすぎないし、しかも、その活動は地域の環境整備の一環としてなされているものであり、それ自体として、宗教的色彩の希薄な活動であり、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動に当たる

ものではないことはもとより明らかである。

以上の検討結果に照らすと、A町内会が特定の宗教活動を行う宗教団体であるとする控訴人の主張は採用できず、他にA町内会が宗教団体であることをうかがわせるに足りる的確な証拠も見当たらないといわなければならない。

- (2) そして、砂川市のA町内会に対する本件各土地の譲与が、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められないことは、前記において認定説示したとおりである。

すなわち、本件譲与に至る経緯をみると、砂川市は、砂川市監査委員が前住民監査請求の監査結果において本件監査意見を付記したことから、市有地上に神社が存在しており祭事が行われている事態の解消を目的として、A町内会に対して本件各土地を譲与したものであることは前記引用にかかる原判決「第3 争点に対する判断」の1(1)に認定のとおりであり、本件譲与は特定の宗教団体ないし宗教活動に対する援助、助長、支援等の目的を有していたものではないと認めるのが相当である。また、そのための方策として、砂川市は、本件各土地がもともとA地区の住民から寄付を受けたものであるという経緯等を踏まえ、本件監査意見に従って、有償譲渡ではなく譲与という無償の譲渡手段によったものであり、しかも、その譲与の相手方についても、砂川市は、A町内会の組織、活動等について審査し、A町内会が特定の宗教団体ないし宗教活動とは関係がない団体であることを確認した上で、A町内会を地縁による団体として認可したものであることは前記「第3 「争点に対する判断」の1(1)に認定のとおりであって、これらの事実を照らしてみると、本件譲与は神社神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとはおよそ関連性がないものと認められる。そして、上記のような本件譲与に至る経緯に加え、前記で説示したA町内会の性格に照らすと、A町内会においても、本件譲与については、かつて寄付をした本件各土地の返還を受けたという程度の認識でしかなく、そこに神社神道の維持発展のために本件各土地の返還を受けたなどといった特別の宗教的意義を認めるものではなかったと考えられるものである。そうすると、これらを前提に本件譲与に対する一般人の評価ないし本件譲与の一般人に対する効果、影響を推察してみると、一般人が、本件譲与について、砂川市が神社神道を特別に支援するものであると評価したり、逆に、本件譲与が、一般人に対し、神社神道は他の宗教と異なる特別のものであるとの印象を与え、あるいは神社神道への関心を引き起こしたりすることになるものとも考え難いというほかはない。

- (3) したがって、A町内会を特定の宗教活動を行う宗教団体であるとして、A町内会への本件譲与がT神社の維持存続を目的とし、宗教に対する援助、助長及び促進という効果をもたらすものであるとの控訴人の主張は採用することができない。

第4 結論

以上によれば，控訴人の本訴請求は理由がないから棄却すべきであり，これと同旨の原判決は相当である。

よって，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

(口頭弁論の終結の日 平成19年5月17日)

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

伊 藤 紘 基

北 澤 晶

中 川 博 文

(3) 平成22年1月20日 最高裁判決

平成19年(行ツ)第334号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の札幌高等裁判所平成18年(行コ)第17号財産管理を怠る事実の違法確認請求事件について、同裁判所が平成19年8月30日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、砂川市(以下「市」という。)が神社の敷地となっている市有地を砂川市A町内会(以下「本件町内会」という。)に無償で譲与したことは、憲法の定める政教分離原則に違反する無効な行為であって、同土地の所有権移転登記の抹消登記手続を請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、市の住民である上告人が、被上告人に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき上記怠る事実の違法確認を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 譲与された市有地と神社施設の概要

市は、第1審判決別紙物件目録記載の各土地(以下「本件各土地」という。)を所有していたが、平成17年4月15日、これを市のA地区に所在し地方自治法260条の2第1項の認可(以下「地縁団体の認可」という。)を受けた本件町内会に譲与し(以下、この譲与を「本件譲与」という。)、同日付け贈与を原因として所有権移転登記手続をした。

本件各土地はT神社(以下「本件神社」という。)の敷地となっており、同土地には、第1審判決別紙図面のとおり、北側から、鳥居(幅約4.5m)、石灯籠一対及び社殿(床面積25.92m²、木造亜鉛メッキ鋼板葺南京下見板張り平家建建物)が一直線上に配置され、石灯籠と社殿の間には、「地神宮」と彫られた石造の地神宮が、社殿手前には清心(手水所)が設置されている。社殿の正面入口の外壁上部には「T神社」との文字を刻した額が掲げられ、社殿正面奥に大国主命を祭神とする祠が設置されている(以下、祠を納めた社殿、鳥居、石灯籠、地神宮及び清心

を併せて「本件神社施設」という。)

(2) 本件譲与時における本件神社の管理状況等

ア 本件町内会は、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とした地域的活動を行う町内会組織であって、宗教的活動を行うことを目的とする団体ではなく、組織的には本件神社と別個の存在である。本件町内会は、役員構成を始め組織として本件神社と特別の関係はなく、その会員又は役員の資格として本件神社を中心とする特定の宗教団体に所属していること等が条件とされているものでもない。また、その会計は本件神社とは別に管理されている。

イ 本件神社は、法人格を持たず、組織、活動等について定めた規約もなく、神職も常駐していない。ただし、住民の話合いによって選任された総代及び会計係各1名が、本件町内会の住民から、本件神社の維持運営費として1世帯当たり年額1500円を収集したり、例大祭の準備活動をしたりするなど、神社の維持運営に関する事務を行っている。A地区の世帯数は30数世帯であるが、平成13年度ないし同15年度当時、その大多数が維持運営費を支払っている。本件神社の例大祭の行事等の費用は、住民からの寄附金や賽銭によって賄われている。

ウ 本件神社においては、毎年、初詣で並びに春季及び秋季の例大祭が行われており、初詣の際には、A地区の住民らが参拝に訪れ、春季及び秋季の例大祭においては、C神社の宮司が本件神社の社殿内で祝詞を奏上するなどの神事を行い、例年10名前後の住民が参拝に訪れている。例大祭の期間中、「奉納T神社氏子中」などと書かれたのぼりが鳥居の両脇に立てられるほか、社殿の正面入口の軒下部分に、「奉納T神社総代」などと鈴緒に書かれた鈴が取り付けられ、入口近くに賽銭箱が置かれる。なお、毎年8月のC神社の祭り際には、本件神社にC神社のみこしが訪れ、宮司や巫女による神事が行われている。

(3) 本件神社の沿革及び本件譲与に至る経緯

ア 本件各土地は、もともとA地区に存在したA各部落会（本件町内会の前身）が実質的に所有する土地として地域住民に利用されていたが、形式的には地域住民らの個人名義で登記されていた。A地区の住民らは、明治27年、本件各土地上に五穀豊穰を祈願して大国主命を祭神とする小祠を建立した（当時はB神社と呼ばれていた。）。その後、大正7年から昭和43年までの間に、本件各土地上に本件神社施設が順次設置されて現在に至っている。

イ 市は、昭和10年、A各部落会から本件各土地上にA小学校の教員住宅を建設してほしいとの要望を受け、本件各土地の寄附及び所有権移転登記を受けて同住宅を建築した。

ウ A小学校の教員住宅は昭和50年に取り壊されることとなったため、市は、これに伴い、同51年4月、本件各土地の管理目的を児童公園等の部落共同目的の用に供することに限定して、その管理を無償でA各部落会に委託した。なお、当

時、本件各土地には本件神社施設のほか農協倉庫や青年会館が存在し、また、その一部は児童公園としても利用されていた。以後、本件各土地はA各部落会及びその後身である本件町内会が自主的に管理活用してきた（この間、上記の倉庫等及び公園は取り壊されるなどして現在は存在しない。）。

エ 上告人は、平成16年9月、市の監査委員に対し、市が本件各土地を本件神社の敷地として使用させていることは政教分離原則に違反するとして住民監査請求を行った。監査委員は、同年11月22日付けの監査結果において、結論として政教分離原則違反は認められないとしたが、市有地上に神社の祠が存在し祭事に利用されていることは、一部市民に不審を抱かせるものであるから、従前の経緯を考慮し、本件各土地をA地区住民に譲与するなどの方策を講ずる必要があると考える旨の意見を付記した。

これを受けて、市は、市有地が神社の敷地となっている状態を解消するため、本件町内会と協議した上、同17年4月15日、譲与についての市議会の議決を経て、地縁団体の認可を受けた本件町内会に対し本件譲与を行った。

第2 上告代理人石田明義、同井上二郎、同中島光孝の上告理由について

1 憲法20条3項、89条違反をいう上告理由のうち第1ないし第4について

(1) 前記事実関係等によれば、本件神社施設は、一体として明らかに神道の神社施設に当たるものであり、本件神社において行われている諸行事も、神道の方式にのっとり行われているその態様にかんがみ、宗教的行事と認めるほかないものである。

また、前記事実関係等によれば、本件神社の経費はA地区に所在する大多数の世帯から提供される維持運営費等によって賄われ、その会計は、地域住民の話し合いによって選任された総代及び会計係によって、本件町内会の会計とは別に管理されているというのであるから、その範囲を明確に特定することができないとはいえ、氏子に相当する地域住民の集団が社会的に実在することは明らかであり、この集団は憲法89条の宗教上の組織ないし団体に当たるものと認められる。本件神社施設の所有者は定かではないものの、本件譲与前に市が本件各土地を無償で神社敷地としての利用に供していた行為は、その直接の効果として、上記地域住民の集団が神社を利用した宗教的活動を行うことを容易にするものであったというべきである。

したがって、本件各土地が市の所有に帰した経緯についてはやむを得ない面があるとはいえ、上記行為をそのまま継続することは、一般人の目から見て、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されるおそれがあったものといえることができる。

(2) 本件譲与は、市が、監査委員の指摘を考慮し、上記のような憲法89条及び20条1項後段の趣旨に適合しないおそれのある状態を是正解消するために行ったものである。

確かに、本件譲与は、本件各土地の財産的価値にのみ着目すれば、本件町内会に

一方的に利益を提供するという側面を有しており、ひいては、上記地域住民の集団に対しても神社敷地の無償使用の継続を可能にするという便益を及ぼすとの評価はあり得るところである。しかしながら、本件各土地は、昭和10年に教員住宅の敷地として寄附される前は、本件町内会の前身であるA各部落会が実質的に所有していたのであるから、同50年に教員住宅の敷地としての用途が廃止された以上、これを本件町内会に譲与することは、公用の廃止された普通財産を寄附者の包括承継人に譲与することを認める市の「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（平成4年砂川市条例第20号）3条の趣旨にも適合するものである。また、仮に市が本件神社との関係を解消するために本件神社施設を撤去させることを図るとすれば、本件各土地の寄附後も上記地域住民の集団によって守り伝えられてきた宗教的活動を著しく困難なものにし、その信教の自由に重大な不利益を及ぼすことになる。同様の問題に関し、「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和22年法律第53号）は、同法施行前に寄附等により国有となった財産で、その社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、所定の手続を経てその社寺等に譲与することを認めたが、それは、政教分離原則を定める憲法の下で、社寺等の財産権及び信教の自由を尊重しつつ国と宗教との結び付きを是正解消するためには、上記のような財産につき譲与の措置を講ずることが最も適切と考えられたことによるものと解される。公有地についてもこれと同様に譲与等の処分をすべきものとする内務文部次官通牒が発出された上、譲与の申請期間が経過した後も、譲与、売払い、貸付け等の措置が講じられてきたことは、当裁判所に顕著である。本件譲与は、上記のような理念にも沿うものであって、市と本件神社とのかかわり合いを是正解消する手段として相当性を欠くということもできない（このような土地を地縁団体の認可を受けた町内会に譲与することが地方自治法260条の2の趣旨に反するものではないことはいうまでもない）。

- (3) 以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると本件譲与は、市と本件神社ないし神道との間に、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるかかわり合いをもたらすものということとはできず、憲法20条3項89条に違反するものではないと解するのが相当である（最高裁昭和46年（行ツ）第69号同52年7月13日大法廷判決・民集31巻4号533頁、最高裁平成4年（行ツ）第156号同9年4月2日大法廷判決・民集51巻4号1673頁等参照）。

2 その余の上告理由について

論旨は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反をいうもの又はその前提を欠くものであって、民訴法312条1項及び2項に規定する事由のいずれにも該当しない。

3 結論

以上によれば、本件譲与が憲法20条3項、89条に違反しないとして上告人の請求を棄却すべきものとした原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 竹崎博允 裁判官 藤田宙靖 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 今井功
裁判官 中川了滋 裁判官 堀籠幸男 裁判官 古田佑紀 裁判官 那須弘平 裁判官
田原睦夫 裁判官 近藤崇晴 裁判官 宮川光治 裁判官 櫻井龍子 裁判官
竹内行夫 裁判官 金築誠志)

当 事 者 目 録

北海道砂川市

上 告 人
同訴訟代理人弁護士

X
石 田 明 義
井 上 二 郎
中 島 光 孝
康 由 美
今 村 嗣 夫
草 薙 順 一
小 池 健 治
加 島 宏
田 中 稔 子
内 田 雅 敏
大 口 昭 彦
井 堀 哲
浅 野 史 生
河 村 健 夫
大 山 勇 一

北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

被 上 告 人
同訴訟代理人弁護士

砂 川 市 長
菊 谷 勝 利
新 川 生 馬
朝 倉 靖

2 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件 (砂川政教分離訴訟：S神社)

本件は、砂川市が砂川市S連合町内会（以下「S連合町内会」という。）に対し市有地を神社施設の敷地として無償で使用させていること（以下「本件利用提供行為」という。）は、憲法の定める政教分離原則に違反する行為であって、敷地の使用貸借契約を解除し同施設の撤去及び土地明渡しを請求しないことが違法に財産管理を怠るものであるとして、砂川市の住民である原告（被控訴人，被上告人）らが砂川市長を被告（控訴人，上告人）として、地方自治法第242条の2第1項第3号に基づき、上記怠る事実の違法確認を求めた事案である。

札幌地裁は、砂川市がS連合町内会に対し、市有地である敷地上にある鳥居、地神宮並びに建物の外壁における神社の表示及び建物内の祠の収去を請求することを怠る事実が違法であることを確認する旨の判決をし、札幌高裁における控訴審においても、かかる判断が維持された。

これに対し、最高裁は、違法確認をした控訴審の判断は是認できるとしつつ、控訴審において本件利用提供行為の違憲性を解消するための他の合理的で現実的な手段が存在するか否かについて適切に審理判断するか、当事者に釈明権を行使すべきであったとして、控訴審判決を破棄し、本件を札幌高裁に差し戻した。

差戻控訴審において、砂川市は違憲状態を解消するための手段（以下「本件手段」という。）として、①神社の表示を撤去する、②「地神宮」の文字を削り、宗教的色彩のない「開拓記念碑」等の文字を掘り直す、③祠を建物内から取り出し、鳥居の付近に設置し直す、④鳥居と祠の敷地として市有地を氏子総代長に適正賃料額で賃貸する、⑤賃貸予定地については、ロープを張るなどその範囲を外見的にも明確にする措置を施す、と提案したところ、札幌高裁は、本件手段は本件利用提供行為の違憲性を解消する手段として合理的で現実的なものであるということができ、かかる手段を砂川市が提案している以上、財産管理上の裁量権を逸脱又は濫用するものと評価することはできないとして、一審判決中控訴人敗訴部分を取り消して被控訴人らの請求を棄却した。最高裁における上告審においても、かかる判断が維持された。

(1) 平成18年3月3日 札幌地裁判決

平成16年（行ウ）第8号 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件

判 決

北海道砂川市

原	告	X 1
北海道砂川市		
原	告	X 2
上記 2 名訴訟代理人弁護士		
北海道砂川市西 6 条北 3 丁目 1 番 1 号		
被	告	砂 川 市 長
同訴訟代理人弁護士		
同	菊 谷 勝 利	
同		
荒 川 生 馬		
同		
朝 倉 靖		

主 文

- 1 被告が、別紙第 1 不動産目録記載 1 及び 2 の各土地につき、S 連合町内会に対し、上記各土地上にある鳥居、地神宮並びに建物の外壁における神社の表示及び建物内の祠の収去を請求することを怠る事実が違法であることを確認する。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

被告が、別紙第 1 不動産目録記載 1 及び 2 の各土地につき、下記の管理行為を怠る事実が違法であることの確認を求める。

記

砂川市と S 連合町内会及び S 神社との間の使用貸借契約を解除し、神社建物・鳥居・地神宮の宗教的建物の収去と土地の明渡しを請求すること

第 2 事案の概要

本件は、砂川市（昭和 33 年 7 月 1 日の市制施行前は北海道空知郡砂川町。以下、市制施行前の砂川町を含めて「砂川市」ということがある。）が、その所有する土地上に神社の建物等を設置することを許し、土地を同神社の敷地として無償で使用させるなどしていることは、政教分離原則に違反する行為であり、当該使用貸借契約を解除し、前記神社建物等の撤去を請求しないことは、違法に財産の管理を怠るものとして、砂川市の住民である原告らが砂川市長である被告に対し、上記怠る事実の違法確認を求めた事案である。

- 1 前提となる事実（争いのない事実は証拠を掲記しない。）

（1）当事者

ア 原告らは、いずれも砂川市に居住する住民である。

イ 被告は、砂川市の所有する財産につき管理する権限と責任を有する執行機関である。

(2) 本件土地の所有及び本件施設の存在等

ア 砂川市は、別紙第1不動産目録記載1ないし5の各土地（以下、同目録記載1の土地を「本件312番土地」、同2の土地を「本件313番土地」、同3の土地を「本件311番1土地」、同4の土地を「本件311番2土地」、同5の土地を「本件316番3土地」といい、これら各土地を併せて「本件土地」、本件312番土地及び本件313番土地を併せて「本件両土地」という。）を所有している。

イ 本件土地には、鳥居、地神宮、正面の外壁の上部に「S会館」及び「神社」と記載された建物（以下、上記鳥居を「本件鳥居」、地神宮を「本件地神宮」、建物を「本件建物」又は「S会館」といい、これらを併せて「本件施設」という。）、土俵及び上川道路開削記念碑が存在する。

本件鳥居には、「S神社」と記された額が取り付けられている。

本件建物には入口が2か所あり、本件鳥居の正面にある入口の外壁上部には「神社」と記載され、その左側の入口の外壁上部には「S会館」と記載されている。

本件鳥居の正面にある入口から本件建物に入ると玄関部分と部屋部分があり、その奥には、祠（以下「本件祠」という。）が存在する。本件施設等の位置関係の概略は、別紙第2及び第3のとおりであり、本件施設の外観等は、別紙第4㊦ないし㊧のとおりである。

(3) 監査請求等

原告らは、平成15年12月19日、砂川市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、被告が本件土地を宗教施設維持のために使用させることは政教分離原則に違反するなどとして住民監査請求をした。同委員は、平成16年2月16日、同監査請求には理由がないと認め、同月17日、原告らにその結果を通知した。（甲1、2）原告らは、同年3月17日、本件訴訟を提起した。

2 争点及び主張

本件の争点は、砂川市が本件土地を本件施設のために使用させること等が政教分離原則に反するか否かである。

（原告の主張）

(1) 本件建物の宗教施設性

本件建物は、次のとおり、S神社という宗教的施設にS会館が併設されたものである。

ア 本件土地には、S神社の施設である本件施設（本件鳥居、本件地神宮、本件建物）と土俵、参道、手水がある。

本件建物には、本件祠と拝殿があり、本件建物内部にはS神社で使用する鈴、賽銭箱、しめ縄等が保管されている。

イ S神社の祭神は天照大神であり、本件祠に祀られている。

ウ S神社においては、毎年、元旦、春、秋の祭りに宗教法人D神社（以下「D神社」という。）の神官らによる神式の宗教行為が行われている。また、毎年8月には、D神社祭りの儀式様式に従ってS神社祭りが行われ、御輿渡御としてS神社の境内に祭壇が設けられ、雅楽の演奏、巫女の舞、神官の祝詞奏上及びお祓いなどの神式の行事が行われている。

(2) 政教分離原則違反の行為

ア 砂川市は、神社施設の維持の目的で、Eから本件312番土地の寄付を受けて取得し、同土地における本件建物及び本件地神宮の設置並びに本件鳥居の建て替えを許し、その後、期限も定めず、本件土地を無償で宗教施設として利用することを許してきた。

また、砂川市は、北海土地改良区から本件313番土地を買収して取得し、本件建物等の存続目的のために無償の使用を認めてきた。

イ 砂川市は、本件建物の建設費等を支出し、S神社に対する便宜供与をし続けている。

ウ 本件祠の前やS神社の境内では、神社役員、町内会の会長等の代表、砂川市長が参加して、玉串奉奠が行われている。

エ 本件建物には、固定資産税、都市計画税が賦課されておらず、免税されている。

(3) 怠る事実

砂川市は、本件両土地の取得が寄付と売買のいずれによるものであっても、本件両土地につき市民全体の財産である公有地として適正な管理を行う必要がある。しかるに、砂川市は、本件両土地につき、S連合町内会及びS神社との間で使用貸借契約を締結し、神社建物、本件鳥居、本件地神宮等の宗教的施設等を設置させ、神社内外における神式の宗教行事の執行に対する便宜供与を続けている。砂川市長である被告が、上記契約の解除や宗教的施設等の撤去請求をせず、これを放置し続けていることは、憲法20条1項、3項、89条に定める政教分離原則及び地方財政法8条、地方自治法138条の2に反する違法な財産管理行為である。

(被告の主張)

(1) 政教分離原則違反についての判断基準

ある行為が憲法上の政教分離原則に違反するか否かは、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるか否かといういわゆる目的効果基準によって判断されるべきである。また、その判断は、外形的側面のみにとらわれることなく、一般人の宗教的評価、行為者の意図、目的、宗教的意識の有無、程度、一般人に与える効果、影響等諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に行われるべきである。

(2) 本件土地利用の適法性

上記の判断基準に照らせば、次のとおり、砂川市が本件土地の利用を認めている

ことは、憲法の定める政教分離原則及び地方財政法等の法令に反せず、砂川市に違法な財産管理行為はない。

ア 目的について

①祠等の施設の移設は、砂川町立S小学校の増設及び同小学校の体育館の新設に伴うものであること、②Eは、移設先の土地を無償で提供したこと、③この移設には砂川町の補助等の援助が行われなかったこと、④移設後、Eは提供した土地の固定資産税を個人負担するという理不尽な状況になったこと、⑤Eが本件312番土地の寄付願出をした前提として、祠等の施設の継続利用が求められていたこと、⑥このような経過からすれば、砂川町が、Eから土地を採納し、また、引き続き施設用地として利用させることは相当な判断であり、また、地域の公共的利益にも資するものであること、⑦一連の経過が学校教育の充実という大きな公共目的の実現を図るためのものであったこと、⑧昭和45年のS会館の建設は、町内会活動等の拠点を求める地域住民の要望に基づくものであったこと、⑨同会館の建設に伴って、施設面、組織面、運用面いずれにおいても本件施設の宗教性が失われたこと、⑩同会館自体には地域コミュニティの融和の場以外の意義は認められないこと、⑪資金補助の対象は、いずれも同会館に対するものであり、本件施設に対する援助ではないこと等の経過を踏まえて検討すれば、砂川市が本件土地を本件施設に無償で利用させていることの目的は、専ら世俗的なものといえ、むしろ学校教育の充実という大きな公共目的の実現という背景事情が認められる。

また、砂川市が本件313番土地を取得した目的は、道路用地の利用や土地区画整理事業の推進等の点にあり、専ら世俗的な行政目的である。

イ 効果について

①本件施設の中核である本件祠は、S会館の一隅に設置されているにとどまり、その施設自体もごく簡易なものであること、②本件祠は、普段は人目に触れない状態であること、③同会館の運営は、S会館運営委員会という宗教性のない団体が行っており、本件施設とは区別されていること、④本件施設には神官等は存在せず、本件施設の維持管理を行っている有志組織の構成員は神道の信徒ではなく、同構成員らに宗教的意識は存在しないこと、⑤本件施設に関連して行われるいくつかの行事等も形式化し、習俗的儀礼の域を出るものではないこと、⑥本件祠が設置されているS会館は、地域コミュニティの融和を図るために建てられたものであり、実際の利用実態からしても、それ以外の意味は全く見出せないこと、⑦これら諸点からして、地域住民の意識としても本件施設を習俗化されたものと捉えていることは明らかであることなどからすれば、特定の宗教を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない。

ウ 無償使用の根拠等について

砂川市は、同市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例4条1号に基づいて、

本件土地の利用を認めている。

砂川市は、同市の税条例72条1項4号に基づいて市内にある全ての町内会館について固定資産税を免除しており、S会館だけを免税としているわけではない（地方税法702条の8第1項、砂川市税条例141条により、固定資産税の例によるとされている都市計画税についても同様である。）。

地方財政法8条は、訓示的規定であって個別事案における具体的効果を持つものではない。また、地方自治法138条の2は、個別事案における具体的効果を持つものでない上、執行機関は議会の議決に従わなければならないところ、本件土地の貸借は議会の議決に基づくものであるから、これについて同条の趣旨がそのまま妥当するものではない。

第3 争点に対する判断

- 1 前提となる事実並びに証拠（甲1ないし5、7の1、甲9の4ないし10、甲10の5、甲11の1ないし6、甲12の1ないし3、5、6、甲13の1ないし10、甲15ないし20、甲25の1ないし15、甲26の1ないし20、甲27の1ないし8、甲28の1ないし44、甲30ないし33、39ないし41、乙1の1ないし3、乙2ないし9、13、14、乙15の1、2、乙16の1、2、乙17の1、2、乙18の1、2、乙19の1、2、乙25の1ないし3、乙26、27、29、30、証人F、証人G、原告X2、原告X1（後記認定に反する部分を除く。）、検証の結果）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない（なお、括弧内の証拠番号等は、掲記事実を認めた主要証拠である。）。

（1）神社及び神道等について

ア 神社を中心とする信仰は、神社神道と呼ばれ、先人らが集団生活をする中で自然に生まれてきた信仰であって、特定の者が作った信仰ではないとされている。したがって、神道は、教祖という特定の者の体験をもとにして説かれた宗教とは異なり、教義や教典はない。

神道における神は天照大神を中心とし、それをとりまく八百万神が天照大神を助け、人々の生活を守っているとされている。また、神道においては、祖先や国又は社会の発展に献身した者が神社に祀られることがある。（甲31）

イ 鳥居について

鳥居は、神社の門の一種として用いられ、神域を表示するものであり、鳥居が神社の参道や境内の入口、玉垣、透塀の入口などにあるのは、神域の関門として、その中が神聖で汚れのないところを表すためであるとされている。鳥居は、寺と神社を区別する最も簡単な見分け方とされている。（甲31）

ウ 神社における祭り

神社における祭りは、氏子が日頃の感謝の気持ちから氏神に対して身も心も清めた上で真心を込めて奉仕することを意味し、年に1度の最も重要な祭りは例大

祭又は例祭といわれる。(甲4, 31)

(2) S神社の沿革等について

本件訴訟に関する事実の経過等は別紙第5事実経過一覧表のとおりであり、このうちS神社の沿革等は次のとおりである。

ア S地区の住民らは、明治25年ごろ、五穀豊穡を祈願して、現在の砂川市立S小学校の所在地(砂川市ae条f丁目c番a号)付近に祠を建てた。Pほかの神社創設発願者らは、明治30年、S神社の祠等の施設に用いる上記土地付近の3120坪の土地について、北海道庁に御貸下願を提出して認められ、上記住民らは、同所に神社施設を建立した。同施設には同年9月に天照大神の分霊が祀られ、札幌神社から宮司を迎えて鎮座祭が行われ、地区住民の有志団体であるS青年会が同施設の維持、管理に当たった。(甲3ないし5, 15, 41, 乙2)

イ 公立空知郡南S尋常小学校は明治36年5月5日、上記施設に隣接して建設された(なお、上記小学校は、昭和10年9月1日に公立空知郡S尋常小学校、昭和16年4月1日に空知郡S国民学校、昭和22年5月1日に砂川町立S小学校、昭和33年7月1日に砂川市立S小学校とそれぞれ改称されたが、以下においては時期を問わずに「S小学校」という。)(甲3, 乙2, 証人F)

ウ S小学校においては、昭和23年ごろ、校舎の増設及び体育館新設の計画が持ち上がり、その敷地となる土地からS神社の祠等の神社施設を移転する必要が生じた。そこで、S地区の住民であるEが、校舎増設等に協力すべく、本件312番土地及び本件311番2土地を上記神社施設の敷地として提供した。

上記神社施設は、そのころ、本件312番土地及び本件311番2土地上に移転され、また、昭和25年9月15日には同所に地神宮も建てられた。

Eは、昭和28年、砂川町に対し、祠等の施設のために本件312番土地及び本件311番2土地の寄付願出をし、砂川町は、同年3月の町議会において、上記両土地の採納の議決及び上記両土地を無償で使用させるとの議決をし、同月29日、Eから上記両土地の寄付を受けてその所有権を取得した。また、砂川市は、Eから砂川市ae条f丁目di番の土地1229m²(地目は学校用地)についても寄付を受けた。砂川市は、以上の土地について、昭和34年2月21日に所有権移転登記をした。(甲3, 4, 41, 乙14, 乙17の1, 2, 乙18の1, 2, 証人G)

エ S部落連合会(後記S連合町内会の前身)は、昭和45年ごろ、本件311番2土地及び本件312番土地とそれらの隣接地において、かねて地域の住民から設置の要望のあった集会場等となる建物としてS会館を建築することを計画し、同年8月にS部落連合会会長名で本件311番1土地及び本件311番2土地を敷地とする本件建物の建築確認を受け、同年10月に本件建物を新築したが、本件建物の表示登記及び所有権保存登記はされなかった。

本件建物は、床面積約99m²の平家建建物であり、後記のとおり、建築時からS会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）によって運営がされている。

砂川市は、本件建物の建築に際し、砂川市会館建設補助規則に基づき、S部落連合会に対して84万8000円の補助金を交付し、同年9月3日、H及びIから上記隣接地である本件311番1土地の寄付を受けた。また、上記隣接地である本件313番土地及び本件316番土地は、北海土地改良区が所有していたが、運営委員会はこれらの土地を無償で借用することとされた。そして、本件建物の建築に伴い、本件311番2土地及び本件312番土地にあった従来のS神社の祠等の神社施設は取り壊され、本件建物内に本件祠が設置され、本件312番土地に本件鳥居が設置された。なお、本件311番1土地についての砂川市に対する所有権移転登記は昭和59年12月12日にされた。（甲3、乙3ないし5、16の1、2、乙25の1、乙26、証人F、検証の結果）

オ 本件建物については、①昭和61年に南東側1階の部屋及び地下1階の収蔵庫（各床面積約26m²）の増築工事、②平成6年に水洗化工事が行われた。

砂川市は、砂川市会館建設補助規則に基づき、上記①の工事についてS連合町内会に対し160万円の補助金を交付し、同②の工事について運営委員会に対し40万6541円の補助金を交付した。（乙5ないし7、25の2、3、乙29、証人G）

カ 北海土地改良区は、地域開発に伴い同改良区の管理するS支線の全域が地区除外されて用途廃止されることになったため、所有地を処分することとし、平成3年ごろから砂川市に買受けを打診していた。

同改良区は、平成4年12月16日付け文書により、砂川市に対し、本件313番土地及び本件316番3土地ほかの土地に関する正式の買受け要請をした。上記文書には、「（前略）当区管理施設のS支線（略）全域が地区除外され、用途廃止に至りました。この程、この用地の地先関係者より払い下げの申し出があり、（略）この内（略）貴市管理の道路及び公共施設等に使用されている部分があり、この用地を買い受けしていただきたく、協議いたします。ご検討のうえ、回答願います。（後略）」と記載されていた。

砂川市は、平成6年1月17日、上記要請に基づき、同改良区から本件313番土地を500万2321円、本件316番3土地を143万8296円で買い受け、上記両土地について、平成6年1月20日に所有権移転登記を受けた。（乙13、15の1、2、乙18、19の1、2）

（3）S神社について

ア 由緒等

S神社は、上記認定のとおり、明治25年に祠が建てられたことに始まり、明治30年には天照大神が祀られ、昭和23年には現在地近辺に移転した空知地方

では最古に属する神社である（同じく札幌神社（現在の北海道神宮）の系列にあるD神社よりも先にできた。）が、宗教法人法に定める宗教法人ではない。（甲3ないし5，41，証人F，原告X1）

イ S神社における行事

(ア) S神社においては、初詣、春祭り、秋祭りという年3回の行事が行われている。（甲7の1，甲10の5，甲11の4ないし6，甲12の1，2，5，6，甲13の1ないし7，10，甲28の1ないし44，証人F）

(イ) 初詣においては、おみくじ、交通安全の札、熊手、当たり矢が販売されている。これらは、D神社から借りたものであり、代金及び売れ残ったおみくじ等は、D神社に戻される。（甲7の1，証人F）

(ウ) S神社の春祭りと秋祭りの際には、D神社から宮司の派遣を受けている。春祭り、秋祭り、毎年8月のD神社祭りの際には、「S神社」「地神宮」などと書かれた幟が本件鳥居の両脇に立てられる。秋祭りの際には、本件地神宮の両脇に「奉納地神宮氏子中」等と書かれた幟が立てられて、神事が行われ、「秋季祭典奉納S神社」あるいは「S神社奉納秋まつり」などと書かれた看板がS神社の地域に掲げられる。また、D神社祭りの際、S神社に、D神社の御輿がS神社を訪れ、テープによる雅楽の演奏が行われ、巫女が舞を舞っていたことがある。（甲9の4ないし11，甲10の5，甲11の1ないし6，甲12の1ないし6，甲13の1ないし10，甲27の1ないし8，甲28の1ないし44，証人F）

ウ S神社の組織等

(ア) 総代等

S神社には、総代（氏子総代）及び世話役が各10名ずついる。組織の規約などではなく、総代又は世話役の選出や解任について決まった手続もなく、実際には、年1回の総会において、欠員が生じた地域から新しい役員を話し合いで選んでいる。また、総代の中から総代を代表する総代長が協議で決められるが、現在の総代長はN町内会長であるF（以下「F」という。）であり、その前の総代長はJ団地町内会の者であった。なお、現在の総代や世話役に神道の者はおらず、全員宗教としては仏教を信仰している。

総代及び世話役などの役員は、S神社における上記年3回の行事（初詣、春祭り、秋祭り）の手伝いをしており、祭りの際には寄付集めも行うが、J団地町内会、N町内会、K町内会では、町内会財政から寄付が直接出されることもあった。本件建物の使用については、氏子総代がS神社として年6万円を支払っている。（乙26，証人F，原告X1）

(イ) 氏子等

氏子は、もともと生まれ暮らす地に神を祭り五穀豊穡や安全を祈願をすると

いう一種の宗教的行為の中から始まったもので、時代による多少の変化はあるものの、現在までその制度が続いていると考えられる。

S神社の氏子とされる者には神道以外の宗教の者もあり、また、S神社のある地域の者のすべてが同神社の氏子というわけではない。(証人F, 原告X1)

(4) 本件建物等について

ア 本件建物の位置等

本件建物は、別紙第2のとおり、本件土地上に存するが昭和45年にされた本件建物の建築確認申請には、本件311番1土地及び本件311番2土地のみが敷地として記載されていた。また、昭和61年の本件建物の増築の際の建築計画概要書においては、建築主が「S連合会長 L」とされ、敷地が本件311番1土地、本件311番2土地、本件312番土地及び本件313番土地の一部とされていた。なお本件建物は登記されていないが、平成17年1月1日現在で課税台帳に登録された。(乙3, 5, 30)

イ 本件建物内部の状況

本件建物の2か所の入口のうち、本件鳥居の正面にあつて外壁上部に「神社」と記載された入口から本件建物内に入ると、玄関部分(別紙第3㉔)、部屋部分(同㉕)及び本件祠(同㉖)がほぼ本件鳥居からの直線上に存在する。

上記玄関部分の天井には、S神社の鈴をつける金具が取り付けられている。

本件祠の形状等は別紙第4㉗ないし㉘のとおりであり、その中には天照大神を御神体とする鏡が存在する。本件祠は、普段は扉が閉められているが、鍵はなく、祭りのときなどは扉が開かれる。

本件建物の保管棚(別紙第3㉙)には、暗幕、垂れ幕、鈴等が保管され、本件建物の地下室(収蔵庫。別紙第3㉚)には、賽銭箱、しめ縄などが保管されている。

本件建物内部の壁(別紙第3㉛の箇所)には、「S神社役員」と書かれた紙が貼ってあり、その紙には「総代長」「副総代長」「総代総務」「総代会計」「総代」「世話役」「関係町内会長」の氏名が記されている。役員の名前は、毎年、本件建物内部の壁に張り出される。(甲26の1, 甲28の25, 26, 28ないし38, 証人F, 検証の結果)

(5) S連合町内会及び運営委員会等

ア S連合町内会等について

S地区には、開拓以来、第1ないし第3部落会があり、地区における行事等の際にはこれらの部落会によって部落連合会が組織されていたが、その後、部落会は町内会と名称が変更され、部落連合会もS連合町内会に名称が変更された。

S地区の世帯数は現在約1300ほどで、N町内会、J団地町内会、K町内会、O町内会、M団地町内会、新M団地町内会の6つの町内会があり、これらの町内

会によってS連合町内会が組織されている。

上記各町内会では、S神社の祭りの際に寄付を集めており、その寄付は、町内会の議事録において毎年報告される。原告X1は、O町内会に属しており、7年ほど前に町内会長になった際にはS神社に対する寄付を止めさせたことがあった。

Fは、現在、N町内会の町内会長であり、かつ、S神社の総代長であり、S連合町内会の会長をしたこともある。また、Fは、昭和46年から平成11年まで砂川市議会の議員を務め、議長であったこともある。（甲28の38，甲30，証人G，証人F，原告X1）

イ 運営委員会等について

本件建物内には、机、いす、黒板やカラオケ機器が置かれ、普段はS会館として学習塾や英語塾等の会場に使用されており、その使用料は1300円（冬期は2000円）程度である。上記認定のとおり、S神社も年間6万円の使用料を支払っている。

本件建物は、S地区の町内会の者が運営委員となる運営委員会によって管理運営がされている。同委員会は、本件建物の貸出し、使用料の徴収、光熱費の支払、年2回程度の草刈りなどの建物内外の維持管理をしており、年2回の役員会を行っている。（甲40，乙26，証人G，証人F，検証の結果）

(6) 砂川市の対応等について

ア 本件土地は、上記のとおり、いずれも砂川市が所有するに至っており、その土地には本件施設（本件建物、本件鳥居、本件地神宮）その他の構造物が存在する。砂川市は、本件土地の使用及び本件土地上にこれらの構造物が存在することを容認しているが、本件建物に対する本件土地の貸借契約等の存在を示す契約書その他の書類は一切存在しない。（甲2，33，乙29，証人G）

イ G（現在の砂川市総務部長）は、平成10年ごろ、D社の御輿を市役所の中に1晩置いておくことがあったり、市役所前に神輿がきて玉串奉奠をすることがあったため、当時の市長に対し、疑惑を招くのでなるべく避けた方がよく、市長が毎年各祭りを回るのもやめたほうがよいとの進言をした。（証人G）

ウ 当時の市長は、平成10年第3回砂川市議会定例会において、「市役所の前の参拝は取りやめるべきだというようなことがございました。これは、従来からの習慣なのです。（略）みこしが来て、それに参拝をして、市民の安寧を考え、そして地域の安全をお参りするということは何ら差し支えない、そういうふうに私は考えている。（略）私は宗教に基づいておみこしと一緒に歩いていくわけではございません。各地域の無災害、安全、そして豊穰を祈願するということは市長として当然の役割である。（略）この地域が、そういう意味では、皆さん方とともに協力し合って発展してほしいと、そういうことを神にお願いをしている、むしろそういうことなのです。それは、神の力をかりてでもそういう考え方

をやはりお願いするという気持ちにならざるを得ないのです。」と答弁した。(甲17)

2 上記認定事実及び前提となる事実に基づき、争点につき検討する。

(1) 本件施設に関する権利関係

ア 本件施設の所有者

上記認定の事実によれば、本件施設はいずれも本件建物の敷地である本件土地に存在し、同建物以外の施設も同建物とともに利用されていること、同建物は、昭和45年に新築された際の建築確認申請がS連合町内会の前身であるS部落連合会によって行われ、昭和61年の増築に当たっての建築主もS連合町内会とされていたこと、同建物は建築当初から運営委員会によって実際の管理運営が行われているところ、同委員会は町内会員によって組織されるS連合町内会の内部機関と考えられること、また、同委員会、同建物のみならず本件土地における草刈りを行うなど本件施設全体の維持管理を行っていること、他方、S神社あるいはその氏子集団には法人格あるいは権利能力のない社団性を認めることはできないこと(S神社は宗教法人ではなく、また、同神社には氏子総代や世話役等の役員がおり、氏子集団といったものの存在を観念し得るとしても、役員や氏子に関する規約はなく、しかもS神社の地域の者すべてが氏子ではないから、氏子総代の母体となるべき氏子集団の構成員を特定することができず、また、役員の選出についても一義的に明確な手続はなく、多数決原理が採られているということもできない。)からすれば、本件施設の所有者は、氏子集団を包摂する団体としてのS連合町内会であると認められ、この認定判断を覆すに足りる証拠はない。

イ 砂川市とS連合町内会の使用貸借

上記認定及び判断のとおり、本件土地の貸借関係を示す資料はないものの、砂川市はその使用を容認していること、本件施設の所有者はS連合町内会であることからすれば、砂川市とS連合町内会の間には本件土地の使用貸借契約があると認められる。

なお、原告らは、砂川市とS神社との間に本件土地の使用貸借契約がある旨主張するが、その事実を認めるべき証拠はない上、同神社は上記のとおり権利の主体とはなり得ないのであって、上記主張は採用できない。

ウ 以上のとおり、S連合町内会は、砂川市所有の本件土地を砂川市との間の使用貸借契約に基づいて使用し、本件土地上に本件施設を所有しているというべきである。

(2) 政教分離原則違反の有無についての判断基準

憲法は、20条1項後段、3項、89条において、いわゆる政教分離原則を定めた規定を置いているところ、憲法20条3項によって国及びその機関(地方公共団体を含む。以下同じ。)がすることを禁止されている宗教的活動とは、およそ国及

びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つ全ての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが相当とされる程度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が上記宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面にとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。憲法89条によって禁止されている、公金その他の公の財産を宗教上の組織又は団体の使用、便益又は維持のために支出すること又はその利用に供することも、政教分離の原則の意義に照らして、公金支出行為等における国家と宗教とのかかわり合いが相当とされる限度を超えるものをいうものと解すべきであり、これに該当するかどうかを検討するに当たっては、前記と同様の基準によって判断しなければならない（最高裁判所昭和52年7月13日大法廷判決・民集31巻4号533頁、最高裁判所平成9年4月2日大法廷判決・民集51巻4号1673頁参照）。

(3) 本件における砂川市の行為に対する判断

上記の判断基準に照らし、本件における砂川市の行為について判断する。

ア S神社の沿革及び本件施設の宗教性

(ア) 本件施設の前身となるS神社の沿革は、上記認定のとおりであり、地域住民の協力により建設されたものであるが、五穀豊穰を祈願するといった宗教的心情に発したものであり、札幌神宮から宮司を迎えて鎮座祭を営むなどされており、同神社の施設は神社すなわち宗教施設として建てられ維持されてきたといえる。

(イ) 本件施設においては、上記認定のとおり、寺と神社の判断基準とされていて神社の象徴的存在といえる本件鳥居及び本件地神宮があり、本件鳥居及びその正面にある本件建物の入口にはいずれも「神社」であることが明記されており、その入口を入った本件建物の正面奥には神道における神の中心となる天照大神を祀った本件祠がある。また、上記認定のとおり、本件施設においては、D神社から宮司の派遣を受けるなどして神式の行事が営まれており、これら行事は、雅楽が演奏されることや巫女が舞うことなどもあって、宗教的色彩を失って世俗化ないし習俗化しきっているものとはいえず、宗教的行為であるといえる。

以上のようなS神社の沿革並びに本件施設の配置等を含む外形及び用途に照らすと、本件建物を含む本件施設は、明らかに宗教施設である神社であるとの評価を受けるものというほかない。

(ウ) ところで、上記認定のとおり、本件建物は、昭和45年に地域の集会場等と

しての性格を併せ持つ建物として建設され、S会館と称され、実際にも地域住民の非宗教的な利用に供されている。

しかし、宗教施設が併せて他の用途に用いられることがあることによってその宗教施設性が直ちに否定されるものではない。そして、本件施設については、上記のとおり、その宗教施設性が明確であり、地域住民が本件建物をS会館として非宗教的な行事等に利用することがあり、また、その頻度が神社としての利用よりも多いとしても、そのことによって本件建物を含む本件施設の宗教施設性が払拭されるものではない。

イ 本件施設の所有及び運営主体

上記認定及び判断のとおり、S神社は宗教法人ではなく、本件施設を所有し運営しているS連合町内会は地域団体であり、実際に宗教行為を担う氏子もこれを構成する者が強固な信仰を保持しているものではなく、S神社を支える宗教団体ないし教団のような団体の存在も認められない。

しかし、神社神道は自然発生的な信仰であって必ずしも明確な教義教典が存在しないことなどに照らすと、上記の点は、宗教施設性が明確な本件施設について、これが神社施設であるとするものの妨げとなるものではなく、かえって本件施設が神社としてS連合町内会の承認のもとに維持されていることを示す事情と評価されるべきである。

ウ 本件土地取得の経緯等からの評価

(ア) 被告は、本件312番土地及び本件311番2土地の取得経過からすれば、両土地の取得は、学校教育の充実という大きな公益目的の実現を図るためのものであり、本件313番及び316番3土地の取得目的は、道路用地の利用や土地区画整理事業の推進等という専ら世俗的なものであると主張する。

確かに、本件312番土地及び本件311番2土地の取得については、それがS小学校の校舎増設等に起因し、最終的に砂川市による上記両土地の採納の議決が行われたという経過が認められ、また、本件313番土地及び316番3土地の取得についても、北海土地改良区から買受けの要請を受けたという経過が認められる。

(イ) しかし、上記認定のとおり、Eは、地神宮が昭和25年に建てられた後の昭和28年になって、祠等の宗教施設のために本件312番土地及び本件311番2土地の寄付願出をし、これを受けて砂川町は上記両土地の採納の議決並びに両土地を無償で使用させることの議決をしたことからすれば、砂川町は、上記施設のために上記両土地が使用されることを認識して採納の議決をし、その所有権を取得したといえるから、上記両土地の取得の目的は宗教的意義を有する。

この点、被告は、昭和45年の本件建物建設当時建築確認申請には敷地とし

て本件311番1土地及び本件311番2土地のみが記載されており、砂川市は、これらの土地のみが本件建物建設予定地であるとの認識をしていたと主張するが、そうであるとしても、昭和28年の本件311番2土地の取得は祠等の宗教施設の維持を目的とするものであることからすれば、昭和45年の上記認識の有無は、本件311番2土地及び本件312番土地取得目的の宗教的意義を左右させるものではない。

また、本件313番土地及び本件316番2土地についても、砂川市は、これらの土地に宗教施設である本件施設が存在することを認識しつつ購入したことは明らかであり、上記両土地の取得の目的は宗教的意義を有する。

(ウ) これらに加え、本件施設が、上記のごとく、その歴史的沿革、その外形からの評価、そこで営まれている行事などに照らして、神社というほかに、その宗教施設としての性格が明確であることを考慮すると、砂川市が本件土地を取得し、これを本件施設の維持のために無償で提供している行為は、特定の宗教に特別の便宜を与え、これを援助、助長、促進することが明らかであって、上記土地取得の経過に関して被告が主張する事情は、このことを是認せしめるほどの事情とは評価し得ない。

エ 以上からすると、砂川市が、本件施設に関して行った行為、すなわち、砂川市の所有する本件土地を、S連合町内会に対し、同連合町内会との間の使用貸借契約に基づいて使用させ、本件土地上に本件施設を所有させている行為は、本件施設が宗教施設である点において、特定の宗教を援助、助長、促進するものであり、宗教とのかかわり合いの程度が、わが国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という政教分離の制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超え、憲法20条3項にいう宗教活動に当たり、また、宗教的施設を維持するために、地方公共団体の財産を供するもので憲法89条に反するものというべきである。

以上の認定及び判断に反する被告の主張は、いずれも採用することができない。

オ ところで、S連合町内会は、宗教施設である本件施設を本件土地上に所有しているが、そのうちの本件建物については、S会館として地域住民の非宗教的活動の場としても用いられているところ、本件建物の外壁にある神社の表示を除去し、かつ、本件建物内の本件祠の部分を収去すれば、本件建物に固有の宗教施設性は払拭され得ると考えられる。また、その余の本件施設、すなわち本件鳥居及び本件地神宮についても、これらを収去すれば、本件両土地が宗教施設の敷地として使用されていないことになると考えられる（なお、原告らは、上記のほかに宗教施設である土俵や手水及び参道がある旨主張するが、土俵や手水が本件両土地上に現存することを認めるべき証拠はなく、また、本件鳥居と本件建物との間の通路が参道の役割を果たしているとしても、上記によって本件施設が収去されると、

上記通路は参道としての性格を失うに至るから、通路自体の取去の必要は認められない。)

そうすると、砂川市の上記行為は、上記使用貸借契約を解除しなければ是正されないものではなく、憲法に定める政教分離原則に照らし、上記のように宗教施設性を有する本件建物における外壁の表示及び本件祠並びに本件鳥居及び本件地神宮を取去させることによって憲法違反の状態が解消され得るといふべきであり、これを他面からいうと、砂川市が上記各取去をS連合町内会に請求しないことは、その所有する財産である本件両土地の管理を怠るものといふべきである。

(4) したがって、砂川市長である被告には、S連合町内会に対し、本件建物の外壁の表示及び本件祠並びに本件鳥居及び本件地神宮の取去を請求しない点において、憲法20条1項、3項、89条に規定される政教分離原則違反の行為があり、違法にその財産管理を怠る事実があるといふべきである。

3 以上によれば、原告らの請求は、主文の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は、理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条民事訴訟法61条、64条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結の日 平成17年10月28日)

札幌地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官

笠井勝彦

裁判官

馬場純夫

裁判官

矢澤雅規

※別紙第2ないし第4については添付省略

別紙第1

不 動 産 目 録

- 1 所在 砂川市 a e 条 g 丁目
地番 312
地目 境内地
地積 370m²
- 2 所在 砂川市 a e 条 g 丁目
地番 313
地目 用悪水路
地積 551m²
- 3 所在 砂川市 a e 条 g 丁目

- 地 番 3 1 1 番 1
 地 目 畑
 地 積 7 9 m²
- 4 所 在 砂川市 a e 条 g 丁目
 地 番 3 1 1 番 2
 地 目 境内地
 地 積 3 4 3 m²
- 5 所 在 砂川市 a e 条 g 丁目
 地 番 3 1 6 番 3
 地 目 用悪水路
 地 積 1 5 8 m²

別紙第 5

事 実 経 過 一 覧 表

年月日	事実等	証拠
明治 2 5 年ころ	地域住民の協力により，現在の S 小学校の敷地に，五穀豊穰を祈願して S 神社の祠が建設された。	甲 3 ないし 5， 4 1
明治 3 0 年	P ほか 6 名は，北海道庁に対し，S 神社の祠等の施設の敷地に関する土地御貸下願を提出して認められ，神社施設が建立され，地域住民の有志団体である S 青年会が，同施設の維持，管理に当たった。	甲 3 ないし 5
明治 3 0 年 9 月	上記施設において，天照大神の分霊が祀られ，札幌神社から宮司を迎えて鎮座祭が行われた。なお，S 神社の例大祭は 9 月 1 5 日とされた。	甲 4， 5， 4 1
明治 3 6 年 5 月 5 日	公立空知郡南 S 尋常小学校（現在の S 小学校の前身）が上記施設に隣接して建設された。	甲 3， 乙 2， 証人 F
昭和 1 6 年 1 1 月 1 4 日	E は，砂川市 a e 条 f 丁目 d i 番の土地 1229m ² を売買によって取得した。	乙 1 8 の 1， 2
昭和 2 2 年 1 0 月 2 日	E は，本件 3 1 2 番土地及び本件 3 1 1 番 2 土地を自作農創設特別措置法 1 6 条の売渡により取得した（所有権移転登記は昭和 2 5 年 3 月 1 6 日）。	乙 1 4， 1 7 の 1， 2
昭和 2 3 年ころ	S 小学校の校舎増設及び体育館新設の計画が持ち上がり，祠等の神社施設を移転する必要が生じた。E は，同小学校増設に協力するため，本件 3 1 2 番土地及び本件 3 1 1 番 2 土地を上記施設の敷地と	甲 3

	して提供し、同年、上記両土地に祠等の神社施設が移転された。	
昭和25年 9月15日	神社境内にある地神宮が建てられた。	甲4, 41
昭和28年	Eは、砂川町に対し、S神社の祠等の神社施設のために、本件312番土地及び本件311番2土地の寄付願出をした。	甲3, 証人F
昭和28年 3月	砂川町は、町議会で本件312番土地及び本件311番2土地の採納の議決並びに両土地を無償で使用させるとの議決をした。	甲2, 証人G
昭和28年 3月29日	砂川町は、Eから上記両土地及び砂川市a e条f丁目d i番の土地（地目は学校用地）の寄付を受け、これらの土地の所有権を取得した（所有権移転登記はいずれも昭和34年2月21日）。	甲3, 乙14, 17の1, 2, 乙18の1, 2, 証人G
昭和33年 7月1日	砂川町は市制施行により砂川市となった。	
昭和34年 2月21日	上記各土地の所有権移転登記がされた。	乙14, 17の1, 2, 乙18の1, 2
昭和39年以降	毎年8月26日にD神社祭典行事が行われている（昭和38年以前は不明である）。同行事には、神主が出席し、祝詞の奏上、玉串奉奠等が行われ、市から市長、助役、関係部長、課長等が出席している。市長は、公用車により参加していた。	甲3
昭和45年	本件建物が建設されることになった。 砂川市は、砂川市会館建設補助規則に基づき、空知太部落連合会对し、84万8000円の補助金を支出した。	乙4, 25の1
昭和45年 9月3日	砂川市は、H及びIから、本件311番1土地の寄付を受けた（所有権移転登記は昭和59年12月12日）。	乙16の1, 2
昭和45年	本件312番土地及び本件313番土地等を敷地として、本件建物が建設された。なお、S部落連合會会長による建築確認申請は同年8月4日、建築確認は同月13日、完了届は同年10月15日、検査	甲3, 41, 乙3, 14, 乙15の1, 2, 乙19の

	は同月20日であるが、本件建物に登記はされなかった。また、本件313番土地及び本件316番3土地は、北海土地改良区が所有していたが、S会館運営委員会はこれらの土地を無償で借用することとされた。本件建物の建設に伴い、従来の神社施設が取り壊され、本件建物内部に本件祠が設置され、上記敷地に本件鳥居が設置された。	1, 2
昭和55年	国道12号バイパス建設計画が公表された。	乙29
昭和59年 12月12日	砂川市は、H及び1から寄付を受けた本件311番1土地の所有権移転登記をした。	乙16の1, 2
昭和61年	砂川市は、本件建物の増設（会館東側の部屋の増設及び地下収蔵庫の増設）に際し、砂川市会館建設補助規則に基づき、S連合町内会に160万円の補助金を拠出した。	乙5, 6, 25の2
昭和62年	a d条g丁目には民間大型小売店舗が進出し、同e条h丁目では、市道の再編等が行われた。	乙10
昭和62年から 63年にかけて	砂川市は、地域内に土地を所有する住民らから道路用地部分の寄付を受けるなどした。	乙11の1ないし6
平成2年	新空知大橋が開通し、滝川市と砂川市が直接結ばれた。	乙12
平成3年ころから	北海土地改良区は、地域開発に伴い同改良区の管理するS支線の全域が地区除外され、用途廃止されることとなったため、所有地を処分することとし、砂川市に買い受けを打診して協議を開始した。	乙13
平成4年 12月16日	北海土地改良区は、砂川市に対し、正式に本件313番土地、本件316番3土地を含む6筆の土地の関する買い受け依頼をした。	乙13
平成6年	砂川市は、S会館の水洗化工事に際し、砂川市会館建設補助規則に基づき、S会館運営委員会に40万6541円の補助金を拠出した。	乙7, 25の 3, 乙29
平成6年 1月17日	砂川市は、北海土地改良区の要請により、本件313番土地、本件316番3土地を同改良区から取得した（所有権移転登記は同月20日）。	乙15の1, 2, 乙13, 19の1, 2
平成10年ころ	Gは、当時の砂川市長に、役所に御輿をもってくることなどについて、誤解を招くので止めた方がよい	証人G

	のではないかと進言した。	
平成10年 9月16日	平成10年第3回砂川市議会定例会が開催された。	甲17
平成11年 2月22日	原告らが監査請求をした（監査委員は、同年4月9日、同監査請求につき、主張は理由がないものと認めた。）。	甲3
平成11年4月	Cが砂川市長に就任した。	
平成15年 12月19日	原告らが監査請求をした（監査委員は、平成16年2月16日、同監査請求につき、主張は理由がないものと認めた。）	甲1, 2
平成16年 3月17日	原告らは、本件訴えを提起した。	

(2) 平成19年6月26日 札幌高裁判決

平成18年(行コ)第4号 財産管理を怠る事実の違法確認請求訴訟事件(原審・札幌地方裁判所平成16年(行ウ)第8号)

判 決

北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

控 訴 人	砂 川 市 長 菊 谷 勝 利
上記訴訟代理人弁護士	新 川 生 馬
同	朝 倉 靖

北海道砂川市

被 控 訴 人	X 1
---------	-----

北海道砂川市

被 控 訴 人	X 2
上記兩名訴訟代理人弁護士	石 田 明 義

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 前項に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

次のとおり訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決2頁3行目の「砂川市」を「北海道砂川市」と改め、同2頁5行目の「神社の建物」を「神社建物・鳥居・地神宮」と、同2頁7行目の「撤去」を「収去と土地の明渡し」とそれぞれ改め、同2頁9行目の「被告に対し」の次に「、地方自治法242条の2第1項3号の規定に基づき」を加え、同2頁15行目の「本件土地の所有及び本件施設の存在等」を「砂川市による土地の所有及び神社建物等の存在等」と改める。
- 2 同5頁2行目の「撤去」を「収去と土地の明渡し」と改める。
- 3 同5頁9行目の「目的効果基準よって」を「目的効果基準によって」と改める。

- 4 同7頁2行目の「同市の」を削除し、4行目の「同市の税条例」を「砂川市税条例」と改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人らの本訴請求は、原判決主文第1項の限度で理由があるものと判断する。その理由は、次の2のとおり訂正し、3のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の訂正

- (1) 原判決7頁15行目の「甲9の4ないし. 10」を「甲9の4ないし11」と改める。
- (2) 同9頁5行目から6行目にかけての「公立空知郡S尋常小学校」を「公立空知郡S尋常高等小学校」と改め、同9頁20行目の「上記両土地を」の次に「祠等の施設のために」を、同9頁22行目の「砂川市は」の次に「, 同日」をそれぞれ加え、同9頁24行目から25行目にかけての「所有権移転登記をした」を「所有権移転登記を受けた」と改める。
- (3) 同10頁20行目の「所有権移転登記」を「共有者全員持分全部移転登記」と改める。
- (4) 同11頁17行目の「乙18」を削除する。
- (5) 同13頁18行目の「本件土地上に存するが」の次に「,」を加える。
- (6) 同17頁12行目の「証拠はない」の次に「(なお、S連合町内会は、S地区の6つの町内会によって組織される地域団体であること、S連合町内会では、その内部機関として各町内会員によって組織される運営委員会が存在し、同委員会が本件施設全体の維持管理を行っていること、本件施設の宗教的行為を行う氏子のすべてがS連合町内会の構成員というわけではないこと、S連合町内会の本来の目的としては、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行おうとするものではないことに照らすと、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体には該当しないというべきであって、憲法20条1項後段にいう「宗教団体」、憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」には該当しないものと解するのが相当である。)」を加える。
- (7) 同18頁25行目の「宗教的心情」を「宗教的信条」と、「札幌神宮」を「札幌神社」と、同19頁2行目の「寺と神社の判断基準」を「寺と神社の区別の判断基準」とそれぞれ改める。
- (8) 同20頁19行目から25行目までを次のとおり改める。

「(イ)しかし、上記認定のとおり、Eは、昭和23年ごろから、本件312番土地及び本件311番2土地を祠等の神社施設の敷地として提供していたが、昭和28年ごろ、砂川町に対し、祠等の施設のために本件312番土地及び本件311番

2土地の寄付願出をし、砂川町も、町議会において、上記両土地の採納の議決及び上記両土地を祠等の施設のために無償で使用させるとの議決をしたものである。このような砂川町が本件312番土地及び本件311番2土地の所有権を取得した経緯に照らすと、砂川町が上記両土地を取得等した目的は、祠等の宗教施設の維持存続にあることは否定し難く、宗教的意義を有するものといわざるを得ない。」

(9) 同21頁8行目から11行目までを次のとおり改める。

「また、前記認定のとおり、北海土地改良区は、平成4年、砂川市に対し、本件313番土地及び本件316番2土地ほかの土地について正式に買受けの要請をし、砂川市は、平成6年、同要請に基づき、北海土地改良区から、本件313番土地及び本件316番2土地を買ったが、上記各両土地には、本件312番土地及び本件311番2土地と同様に、宗教施設である本件建物が存在し、しかも、砂川市もこれを認識していたものである。そうすると、砂川市がこのような宗教施設である本件建物が存在する本件312番土地及び本件311番2土地を取得し、引き続き上記両土地を無償で使用させていることに照らすと、砂川市が上記両土地を取得等した目的についても、本件312番土地及び本件311番2土地と相まって、祠等の宗教施設の維持存続にあると評価されることもやむを得ないところであり、宗教的意義を有することは否定し難いものである。」

(10) 同21頁25行目から22頁1行目までの「憲法20条3項にいう宗教活動にあたり、また、宗教的施設を維持するために、地方公共団体の財産を供するもので憲法89条に反するものというべきである」を「憲法20条3項にいう宗教的活動に当たり、同条項の政教分離規定に違反し、また、宗教的施設を維持するために地方公共団体の財産を供するものであり、憲法20条1項後段、89条に規定される政教分離原則の精神に明らかに反するものというべきである」と改める。

(11) 同22頁26行目の「憲法20条1項、3項、89条」から同23頁1行目の「行為があり、」までを「憲法20条3項に規定される政教分離原則に違反し、また、憲法20条1項後段、89条に規定する政教分離原則の精神に明らかに反する行為があり、」と改める。

3 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、原判決は、本件施設の外形、外観のみにとられる余り、S連合町内会やS神社の性格及び関係、砂川市の施策の目的等の事実を誤認しており、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等の諸般の事情に対する考慮を欠くという政教分離規定に関する憲法解釈の誤りがあるなどと主張し、具体的には、①本件施設の内容と設置目的は世俗的なものにすぎないこと、②本件施設の運営等も世俗的であること、③砂川市が本件両土地を取得したのも世俗的な行政上の目的であること、④神道を援助、助長したり、他の宗教に対する圧

迫、干渉の効果もないことを指摘するので、以下、前記認定の事実にも照らし、順次検討する。

ア まず、上記①及び②の点については、確かに、S会館の内部にある本件祠は、普段は人目につかない場所にある上、S会館は、地域コミュニティーの融和を図るために新築、設置されたものであって、実際にも地域住民の親睦活動等に利用されていること、また、S会館の運営はS連合町内会により行われているところ、これらの構成員は一般の地域住民であってその中には宗教的意識を有していない者もいることは、いずれも控訴人が指摘するとおりである。

しかし、前記認定の事実によれば、本件施設の前身であるS神社は、五穀豊穡を祈願するという宗教的信条により建立され、札幌神社から迎えられた宮司により鎮座祭が営まれるなどしたこと、本件施設には、本件鳥居、本件地神宮及び本件建物が存在するところ、鳥居及び地神宮は神社の象徴的な存在であり、本件鳥居及び本件建物の入口には「神社」と明記され、本件建物の内部には天照大神を祀った本件祠が存在しており、かつ、本件鳥居、本件建物の入口にある神社の記載及び本件祠は、一直線上に並んでいて参道の存在をうかがわせること、本件施設においては、現在も、D神社から派遣される宮司により神式の行事が営まれている上、これらの行事では雅楽が演奏されることや巫女が舞うこともあることなどに照らすと、本件施設は宗教施設である神社としての評価を受けるものというほかはない。そして、控訴人が指摘する諸事情は、いずれも宗教施設である本件施設が地域住民の集会場としての性格を併せ持つというにすぎず、これをもって本件建物を含む本件施設の宗教施設としての性格が消滅するものではないというべきである。

イ 次に、上記③の点については、既に説示したとおり、砂川市がEから本件312番土地及び本件311番2土地の所有権を取得した目的は、祠等の宗教施設の維持存続にあることは否定し難く、宗教的意義を有するものといわざるを得ないし、また、砂川市が北海土地改良区から本件313番土地及び本件316番2土地の所有権を取得した目的も、本件312番土地及び本件311番2土地と相まって、祠等の宗教施設の維持存続にあると評価されることもやむを得ないところであり、宗教的意義を有することは否定し難いといわなければならない。

なお、控訴人は、砂川市が上記各土地を取得したのは、E又は北海土地改良区からの要請に応じたものであり、受動的なものにすぎないとも主張する。しかし、砂川市が上記各土地を取得した契機がEからの申出に基づくというものでしかなく、最終的には砂川市が上記各土地を取得する旨決めたことは明らかであるから、これにより砂川市が上記各土地を取得した目的について宗教的意義が払拭されることにはならないというべきである。

ウ さらに、上記④の点については、本件施設は、その歴史的沿革、外形及び用途、

そこで営まれている行事等に照らすと、神社というほかはなく、宗教施設としての性格が明確であるといわなければならない。

そうすると、砂川市が本件両土地を取得し、以後、本件施設の維持のために無償で使用させている行為は、一般人がこれを社会的習俗にすぎないものと評価しているとは考え難く、本件施設の管理者においてもこれが宗教的意義を有するものであるという意識をもたざるを得ず、これにより砂川市が特定の宗教上の組織との間にのみ意識的に特別の関わり合いをもったとの外形的事実が形成されていることは、これを否定することができないのであり、一般人をして砂川市が特定の宗教に特別の便宜を与えているとの印象をもたらしものといわざるをえない。

これらの諸事情を総合考慮すれば、砂川市が本件両土地を取得し、以後、本件施設の維持のために無償で使用させている行為は、その目的が宗教的意義をもつことを免れないほか、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になることは明らかというべきであり、これによってもたらされる砂川市と宗教とのかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たると解するのが相当である。

エ したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) また、控訴人は、砂川市による小学校の増設と体育館の新設に伴い、Eが無償で自己所有地に本件祠を移設することを申し出たが、その後、Eに固定資産税等の負担をもたらすことが明らかになったことから、このような事態を解消するため、Eから本件312番土地及び本件311番2土地の寄付を受けたものである、したがって、仮に上記経緯が無視されるとすると、円滑、迅速な行政活動が阻害され、地域住民の利益が害されるなどと主張する。

なるほど、前記認定の事実のとおり、砂川市がEから本件312番土地及び本件311番2土地の所有権を取得するまでの経緯をみると、前記認定の事実によれば、Pほかの神社創設発願者らは、明治30年、北海道庁に土地の御貸下願を提出し、同所にS神社の祠等の施設を建立したこと、Eは、昭和23年ごろ、砂川町による小学校の増設等に協力するため、本件312番土地及び本件311番2土地をS神社の施設の敷地として提供したこと、Eは、昭和28年、砂川町に対し、祠等の施設のために本件312番土地及び本件311番2土地の寄付願出をし、砂川町は、町議会において、上記両土地の採納の議決及び上記両土地を無償で使用させるとの議決をしたことが認められる。そうすると、S神社の祠等の施設はもともと公有地上にあったところ、砂川町がEから上記両土地の寄付を受けたことは、S神社の祠等の施設の建立時の状態に戻ったというにすぎないとみる余地もないではない。

しかし、前記認定の事実によれば、S神社の祠等の施設は、昭和23年から昭和28年までの5年間はEの私有地上にあったこと、上記施設は、それ自体、宗教施

設そのものであること、Eの寄付願出も砂川町による採納の議決等も、上記両土地がS神社の祠等の施設の敷地になっていたことが大きな要因になっていることは否定し難いことが認められ、これらの事実を照らすと、砂川町がEから上記両土地の寄付を受け、以後、S神社の敷地として無償で使用させてきたことは、固定資産税等の負担を免除し、もって神社施設の維持存続を容易にし、神道を助長することを直接の目的とするものというほかはない。そして、砂川町が上記両土地を取得するに至った時点で、砂川町による上記両土地の取得行為は政教分離原則に違反していたとみる余地があるというべきであり、その後、上記両土地にある施設が宗教施設としての性格が希薄になったなどの特段の事情のない限り、現在の利用関係についても政教分離原則に違反しているといわざるを得ないところ、前記認定のとおり、上記両土地においては、遅くとも昭和39年以降、毎年8月26日にD神社の祭典行事が行われ、同行事では神主が出席し、祝詞の奏上、玉串奉奠等が行われていること、昭和45年に本件建物が建設された際には、本件建物の入口に「神社」と明記された上、本件鳥居が新たに設置されるなど、宗教施設としての性格が強まっているというべきであり、上記特段の事情を認めるに足りないというべきである。したがって、控訴人の上記主張も採用することができない。

4 結論

以上によれば、砂川市長である控訴人には、S連合町内会に対し、本件建物の外壁の表示及び本件祠、本件鳥居並びに本件地神宮の収去を請求しない点において、憲法20条3項に規定される政教分離原則に違反するとともに、憲法20条1項後段、89条に規定する政教分離原則の精神に反し、違法にその財産管理を怠る事実があるというべきである。

よって、上記の限度で被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

伊藤 紘 基

裁判官

北澤 晶

裁判官

中川 博文

(3) 平成22年1月20日 最高裁判決

平成19年(行ツ)第260号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の札幌高等裁判所平成18年(行コ)第4号財産管理を怠る事実の違法確認請求事件について、同裁判所が平成19年6月26日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。

本件を札幌高等裁判所に差し戻す。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、砂川市(以下「市」という。)がその所有する土地を神社施設の敷地として無償で使用させていることは、憲法の定める政教分離原則に違反する行為であって、敷地の使用貸借契約を解除し同施設の撤去及び土地明渡しを請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、市の住民である被上告人らが、上告人に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき上記怠る事実の違法確認を求める事案である

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 神社施設の現在の所有関係等

市は、第1審判決別紙第1不動産目録記載の各土地(以下「本件各土地」といい、同目録記載の土地を個別に摘示するときは、その番号に従い「本件土地1」などという。ただし、文脈により明らかなきは「本件」を省略する。同様の表記につき、以下同じ。)を所有している。本件各土地には、第1審判決別紙第2及び第3のとおり、地域の集会場等であるS会館(以下「本件建物」という。)が建てられ、その一角にS神社(以下「本件神社」という。)の祠が設置され、建物の外壁には「神社」との表示が設けられている。また、本件土地1上には、鳥居及び地神宮が設置されている(以下、上記の祠等をそれぞれ「本件祠」、「本件神社の表示」、「本件鳥居」及び「本件地神宮」といい、これらの4物件を併せて「本件神社物件」という。)

本件建物及び本件神社物件の所有者は、S連合町内会(以下「本件町内会」という。)であり、市は、本件町内会に対し、本件各土地を無償で本件建物、鳥居及び地神宮の敷地としての利用に供している(以下、市が本件各土地を本件神社物件のために無償で提供していることを「本件利用提供行為」という。)

(2) 本件神社物件の形状及び配置状況

本件鳥居は、本件土地1上の国道12号線に面する部分に設置され、台石の上に置かれた、堅固な構造を有する神明鳥居(幅約4.5m)で、その上部正面に「S神社」の額が掲げられている。本件建物には、鳥居の正面に当たる部分に、会館入口とは別に、「神社」と表示された入口が設けられ、さらにその入口を入った正面に祠が設置されている。鳥居の脇には、「地神宮」と彫られた石造の地神宮が設置されているが、鳥居、神社入口及び祠は一直線上に配置され、また、祠内には御神体として天照大神が宿るとされる鏡が置かれている。

(3) 本件神社の現在の管理状況等

ア 本件神社は、宗教法人法所定の宗教法人ではなく、神社付近の住民らで構成される氏子集団(以下「本件氏子集団」という。)によってその管理運営がされている。本件氏子集団は、総代及び世話役各10名を置き、祭りの際には寄附を集め、その会計を町内会の会計とは別に管理している。しかし、組織についての規約等はなく、氏子の範囲を明確に特定することはできず、本件氏子集団を権利能力なき社団と認めることはできない(そのため、前記のとおり、本件神社物件も、法的には町内会の所有と認められる。)

イ 本件町内会は、S地区の六つの町内会によって組織される地域団体で、本件氏子集団を包摂し、各町内会の会員によって組織される運営委員会が本件建物の管理運営を行っている。建物の主要部分を占める集会室の内には、机、いす、黒板、カラオケ機器等が置かれ、ふだんは使用料を徴収して学習塾等の用途に使用されている。本件町内会及び本件氏子集団は、市に対し、本件各土地又は本件建物において本件神社物件を所有し又は使用していることについて、対価を支払っていない。氏子集団による建物の使用については、氏子総代が町内会に年6万円の使用料を支払っている(本件記録によれば、この6万円は、後記ウの祭事の際の建物使用の対価であることがわかる。)

ウ 本件神社においては、初詣で、春祭り及び秋祭りという年3回の祭事が行われている。初詣の際には、D神社から提供されたおみくじ、交通安全の札等が販売され、代金及び売れ残ったおみくじ等はD神社に納められている。また、春祭り及び秋祭りの際には、D神社から宮司の派遣を受け、「S神社」、「地神宮」などと書かれたのぼりが本件鳥居の両脇に立てられる。秋祭りの際には、本件地神宮の両脇に「奉納地神宮氏子中」などと書かれたのぼりが立てられて神事が行われ、「秋季祭典奉納S神社」などと書かれた看板が地域に掲げられる。なお、毎年8月のD神社の祭りの際には、本件神社にD神社のみこしが訪れ、かつては巫女が舞を舞っていたこともある。

(4) 本件神社の沿革

ア S地区の住民らは、明治25年ごろ、五穀豊穰を祈願して、現在の市立S小学

校（以下「本件小学校」という。）の所在地付近に祠を建てた。その後、同30年、地元住民らが、神社創設発願者として、上記所在地付近の3120坪の土地について、北海道庁に土地御貸下願を提出して認められ、同所に神社の施設を建立した。同施設には同年9月に天照大神の分霊が祭られて鎮座祭が行われ、地元住民の有志団体であるS青年会がその維持管理に当たった。

イ 明治36年に上記施設に隣接して本件小学校（当時の名称は公立空知郡南S尋常小学校）が建設されたが、昭和23年ごろ、校舎増設及び体育館新設の計画が立てられ、その敷地として隣地である上記土地を使用することになったため、上記土地から神社の施設を移転する必要が生じた。そこで、S地区の住民であるEが、上記計画に協力するため、その所有する本件土地1及び4を同施設の移転先敷地として提供した。同施設は、そのころ、同土地に移設され、同25年9月15日には同土地上に本件地神宮も建てられた。

ウ Eは、昭和28年、本件土地1及び4に係る固定資産税の負担を解消するため、砂川町（同33年7月の市制施行により市となる。以下「町」という。）に同土地の寄附願出をした。町は、同28年3月の町議会において、同土地の採納の議決及び同土地を祠等の施設のために無償で使用させるとの議決をし、同月29日、Eからの寄附に基づきその所有権を取得した。

エ 本件町内会（当時の名称はS部落連合会）は、昭和45年、市から補助金の交付を受けて、本件各土地に地域の集会場として本件建物を新築した。これに伴い、本件町内会は、市から本件土地1及び4に加えて本件土地3（同土地は同年9月に地元住民であるHらから市に寄附された。）を、北海土地改良区（以下「改良区」という。）から本件土地2及び5を、いずれも本件建物の敷地として無償で借用した。そして、建物の建築に伴い、本件土地1及び4上にあった従前の本件神社の施設は、本件祠及び地神宮を除き取り壊され、建物内の一角に祠が移設され、本件土地1上に本件鳥居が新設された（なお、従前存在した鳥居は取り壊されたことがうかがわれる。）。

オ 平成6年、市は、改良区から、本件土地2及び5をそれぞれ代金500万2321円及び143万8296円で買い受けた。

カ 以上の過程を経て、本件各土地は、すべて市の所有地となり、現在、本件建物、鳥居及び地神宮の敷地として無償で提供されている。

3 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判示して、上告人が本件町内会に対し本件神社物件の撤去請求をすることを怠る事実が違法であることを確認する限度で被上告人らの請求を認容すべきものと判断した。

(1) 本件神社物件及び本件建物は宗教施設としての性格が明確で、本件利用提供行為は、市が特定の宗教上の組織との間にのみ意識的に特別のかかわり合いを持つものであり、一般人に対し市が特定の宗教に特別の便宜を与えているとの印象をもたら

すものであって、我が国の社会的、文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超え、憲法20条3項にいう宗教的活動に当たり、同項に違反し、憲法20条1項後段及び89条の政教分離原則の精神に明らかに反するものというべきである。

- (2) 被上告人らは、上告人が本件利用提供行為に係る使用貸借契約を解除して本件建物及び本件神社物件の収去及び土地明渡請求をしないことが違法であると主張するところ、上記の憲法違反の状態は、上記契約を解除しなくとも、本件神社物件を撤去させることによって是正することができるものであるから、上記契約を解除するまでの必要は認められないが、市が本件町内会に対しその撤去を請求しないことは、違法に本件土地1及び2の管理を怠るものというべきである。

第2 上告代理人新川生馬、同朝倉靖の上告理由について

論旨は、本件神社物件の宗教性は希薄であり、町又は市が本件土地1及び2を取得したのは宗教的目的に基づくものではないなどとして、本件利用提供行為は政教分離原則を定めた憲法の規定に違反するものではないというものである。しかしながら、本件利用提供行為は憲法89条に違反し、ひいては憲法20条1項後段にも違反するものであって、論旨は採用することができない。その理由は、次のとおりである。

1 憲法判断の枠組み

憲法89条は、公の財産を宗教上の組織又は団体の使用、便益若しくは維持のため、その利用に供してはならない旨を定めている。その趣旨は、国家が宗教的に中立であることを要求するいわゆる政教分離の原則を、公の財産の利用提供等の財政的な側面において徹底させるところにあり、これによって、憲法20条1項後段の規定する宗教団体に対する特権の付与の禁止を財政的側面からも確保し、信教の自由の保障を一層確実なものにしようとしたものである。しかし、国家と宗教とのかかわり合いには種々の形態があり、およそ国又は地方公共団体が宗教との一切の関係を持つことが許されないというのではなく、憲法89条も、公の財産の利用提供等における宗教とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解される。国又は地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地としての用に供する行為は、一般的には、当該宗教的施設を設置する宗教団体等に対する便宜の供与として、憲法89条との抵触が問題となる行為であるといわなければならない。もっとも、国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されているといっても、当該施設の性格や来歴、無償提供に至る経緯、利用の態様等には様々なものがあり得ることが容易に想定されるところである。例えば、一般的には宗教的施設としての性格を有する施設であっても、同時に歴史的、文化財的な建造物として保護の対象となるものであったり、観光資源、国際親善、地域の親睦の場などといった他の意義を有していたりすることも少なくなく、それらの文化的あるいは社会的な価値や意義に着目して当該施設が国公有地に設置されている場合もあ

り得よう。また、我が国においては、明治初期以来、一定の社寺領を国等に上知（上地）させ、官有地に編入し、又は寄附により受け入れるなどの施策が広く採られたこともあって、国公有地が無償で社寺等の敷地として供される事例が多数生じた。このような事例については、戦後、国有地につき「社寺等は無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和22年法律第53号）が公布され、公有地についても同法と同様に譲与等の処分をすべきものとする内務文部次官通牒が発出された上、これらによる譲与の申請期間が経過した後も、譲与、売払い、貸付け等の措置が講じられてきたが、それにもかかわらず、現在に至っても、なおそのような措置を講じることができないまま社寺等の敷地となっている国公有地が相当数残存していることがうかがわれるところである。これらの事情のいかんは、当該利用提供行為が、一般人の目から見て特定の宗教に対する援助等と評価されるか否かに影響するものと考えられるから、政教分離原則との関係を考えるに当たっても、重要な考慮要素とされるべきものといえよう。

そうすると、国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されている状態が、前記の見地から、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて憲法89条に違反するか否かを判断するに当たっては、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。

以上のように解すべきことは、当裁判所の判例（最高裁昭和46年（行ツ）第69号同52年7月13日大法廷判決・民集31巻4号533頁、最高裁平成4年（行ツ）第156号同9年4月2日大法廷判決・民集51巻4号1673頁等）の趣旨とするところからも明らかである。

2 本件利用提供行為の憲法適合性

(1) 前記事実関係等によれば、本件鳥居、地神宮、「神社」と表示された会館入口から祠に至る本件神社物件は、一体として神道の神社施設に当たるものと見るほかはない。

また、本件神社において行われている諸行事は、地域の伝統的行事として親睦などの意義を有するとしても、神道の方式にのっとり行われているその態様にかんがみると、宗教的な意義の希薄な、単なる世俗的行事にすぎないということはいえない。

このように、本件神社物件は、神社神道のための施設であり、その行事も、このような施設の性格に沿って宗教的行事として行われているものといえることができる。

(2) 本件神社物件を管理し、上記のような祭事を行っているのは、本件利用提供行為の直接の相手方である本件町内会ではなく、本件氏子集団である。本件氏子集団は、前記のとおり、町内会に包摂される団体ではあるものの、町内会とは別に社会的に

実在しているものと認められる。そして、この氏子集団は、宗教的行事等を行うことを主たる目的としている宗教団体であって、寄附を集めて本件神社の祭事を行っており、憲法 89 条にいう「宗教上の組織若しくは団体」に当たるものと解される。

しかし、本件氏子集団は、祭事に伴う建物使用の対価を町内会に支払うほかは、本件神社物件の設置に通常必要とされる対価を何ら支払うことなく、その設置に伴う便益を享受している。すなわち、本件利用提供行為は、その直接の効果として、氏子集団が神社を利用した宗教的活動を行うことを容易にしているものといえることができる。

- (3) そうすると、本件利用提供行為は、市が、何らの対価を得ることなく本件各土地上に宗教的施設を設置させ、本件氏子集団においてこれを利用して宗教的活動を行うことを容易にさせているものといわざるを得ず、一般人の目から見て、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものである。前記事実関係等によれば、本件利用提供行為は、もともとは小学校敷地の拡張に協力した用地提供者に報いるという世俗的、公共的な目的から始まったもので、本件神社を特別に保護、援助するという目的によるものではなかったことが認められるものの、明らかな宗教的施設といわざるを得ない本件神社物件の性格、これに対し長期間にわたり継続的に便益を提供し続けていることなどの本件利用提供行為の具体的態様等にかんがみると、本件において、当初の動機、目的は上記評価を左右するものではない。
- (4) 以上のような事情を考慮し社会通念に照らして総合的に判断すると本件利用提供行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして憲法 89 条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法 20 条 1 項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当すると解するのが相当である。

第 3 職権による検討

- 1 本件は、被上告人らが地方自治法 242 条の 2 第 1 項 3 号に基づいて提起した住民訴訟であり、被上告人らは、前記のとおり政教分離原則との関係で問題とされざるを得ない状態となっている本件各土地について、上告人がそのような状態を解消するため使用貸借契約を解除し、神社施設の撤去を求める措置を執らないことが財産管理上違法であると主張する。
- 2 本件利用提供行為の現状が違憲であることは既に述べたとおりである。しかしながら、これを違憲とする理由は、判示のような施設の下に一定の行事を行っている本件氏子集団に対し、長期にわたって無償で土地を提供していることによるものであって、このような違憲状態の解消には、神社施設を撤去し土地を明け渡す以外にも適切な手段があり得るといふべきである。例えば、戦前に国公有に帰した多くの社寺境内地に

ついて戦後に行われた処分等と同様に、本件土地1及び2の全部又は一部を譲与し、有償で譲渡し、又は適正な時価で貸し付ける等の方法によっても上記の違憲性を解消することができる。そして、上告人には、本件各土地、本件建物及び本件神社物件の現況、違憲性を解消するための措置が利用者にも与える影響、関係者の意向、実行の難易等、諸般の事情を考慮に入れて、相当と認められる方法を選択する裁量権があると解される。本件利用提供行為に至った事情は、それが違憲であることを否定するような事情として評価することまではできないとしても、解消手段の選択においては十分に考慮されるべきであろう。本件利用提供行為が開始された経緯や本件氏子集団による本件神社物件を利用した祭事がごく平穏な態様で行われてきていること等を考慮すると、上告人において直接的な手段に訴えて直ちに本件神社物件を撤去させるべきものとするのは、神社敷地として使用することを前提に土地を借り受けている本件町内会の信頼を害するのみならず、地域住民らによって守り伝えられてきた宗教的活動を著しく困難なものにし、氏子集団の構成員の信教の自由に重大な不利益を及ぼすものとなることは自明であるといわざるを得ない。さらに、上記の他の手段のうちには、市議会の議決を要件とするものなども含まれているが、そのような議決が適法に得られる見込みの有無も考慮する必要がある。これらの事情に照らし、上告人において他に選択することのできる合理的で現実的な手段が存在する場合には、上告人が本件神社物件の撤去及び土地明渡請求という手段を講じていないことは、財産管理上直ちに違法との評価を受けるものではない。すなわち、それが違法とされるのは、上記のような他の手段の存在を考慮しても、なお上告人において上記撤去及び土地明渡請求をしないことが上告人の財産管理上の裁量権を逸脱又は濫用するものと評価される場合に限られるものと解するのが相当である。

- 3 本件において、当事者は、上記のような観点から、本件利用提供行為の違憲性を解消するための他の手段が存在するか否かに関する主張をしておらず、原審も当事者に対してそのような手段の有無に関し釈明権を行使した形跡はうかがわれない。しかし、本件利用提供行為の違憲性を解消するための他の手段があり得ることは、当事者の主張の有無にかかわらず明らかというべきである。また、原審は、本件と併行して、本件と当事者がほぼ共通する市内の別の神社（T神社）をめぐる住民訴訟を審理しており、同訴訟においては、市有地上に神社施設が存在する状態を解消するため、市が、神社敷地として無償で使用させていた市有地を町内会に譲与したことの憲法適合性が争われていたところ、第1、2審とも、それを合憲と判断し、当裁判所もそれを合憲と判断するものである（最高裁平成19年（行ツ）第334号）。原審は、上記訴訟の審理を通じて、本件においてもそのような他の手段が存在する可能性があり、上告人がこうした手段を講ずる場合があることを職務上知っていたものである。

そうすると、原審が上告人において本件神社物件の撤去及び土地明渡請求をすることを怠る事実を違法と判断する以上は、原審において本件利用提供行為の違憲性を解

消するための合理的で現実的な手段が存在するか否かについて適切に審理判断するか、当事者に対して釈明権を行使する必要があるというべきである。原審が、この点につき何ら審理判断せず、上記釈明権を行使することもないまま、上記の怠る事実を違法と判断したことには、怠る事実の適否に関する理を尽くさなかった結果、法令の解釈適用を誤ったか、釈明権の行使を怠った違法があるものというほかない。

第4 結論

以上によれば、本件利用提供行為を違憲とした原審の判断は是認することができるが、上告人が本件神社物件の撤去請求をすることを怠る事実を違法とした判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。そこで、原判決を職権で破棄し、本件利用提供行為の違憲性を解消するための他の手段の存否等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官今井功、同堀籠幸男の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官藤田宙靖、同田原睦夫、同近藤崇晴の各補足意見、裁判官甲斐中辰夫、同中川了滋、同古田佑紀、同竹内行夫の意見がある。

裁判官藤田宙靖の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見に賛成するが、本件利用提供行為が政教分離原則に違反すると考えられることにつき、以下若干の補足をしておくこととしたい。

- 1 国又は公共団体が宗教に関係する何らかの活動（不作為をも含む。）をする場合に、それが日本国憲法の定める政教分離原則に違反しないかどうかを判断するに際しての審査基準として、過去の当審判例が採用してきたのは、いわゆる目的効果基準であって、本件においてもこの事実を無視するわけには行かない。ただ、この基準の採用の是非及びその適用の仕方については、当審の従来判例に反対する見解も学説中にはかなり根強く存在し、また、過去の当審判決においても一度ならず反対意見が述べられてきたところでもあるから、このことを踏まえた上で、現在の時点でこの問題をどう考えるかについては、改めて慎重な検討をしておかなければならない。

この基準を採用することへの批判としては、周知のように、当審においてこの基準が最初に採用された「津地鎮祭訴訟判決」（最高裁昭和46年（行ツ）第69号同52年7月13日大法廷判決・民集31巻4号533頁）における5裁判官の反対意見と並び、「愛媛玉串料訴訟判決」（最高裁平成4年（行ツ）第156号同9年4月2日大法廷判決・民集51巻4号1673頁）における高橋、尾崎両裁判官の意見がある。とりわけ、尾崎意見における指摘、すなわち、日本国憲法の政教分離規定の趣旨につき津地鎮祭訴訟判決において多数意見が出発点とした「憲法は、信教の自由を無条件に保障し、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けたものであり、これを設けるに当たっては、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたものである」という考え方を前提とすれば、「国家と宗教との完全分離を原則とし、完全分離が不可能であり、かつ、分離に

固執すると不合理な結果を招く場合に限って、例外的に国家と宗教とのかかわり合いが憲法上許容されるとすべきもの」と考えられる、という指摘については、私もまた、これが本来筋の通った理論的帰結であると考え。これに対して、これまでの当審判例の多数意見が採用してきた上記の目的効果基準によれば、憲法上の政教分離原則は「国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果に鑑み、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超える場合に（初めて）これを許さないとするもの」であるということになるが（括弧内は藤田による補足）、このように、いわば原則と例外を逆転させたかにも見える結論を導くについて、従来の多数意見は必ずしも十分な説明をしておらず、そこには論理の飛躍がある、という上記の尾崎意見の指摘には、首肯できるものがあるように思われる。

ただ、目的効果基準の採用に対するこのような反対意見にあっても、国家と宗教の完全な分離に対する例外が許容されること自体が全く否定されるものではないのであり、また、これらの見解において例外が認められる「完全分離が不可能であり、かつ分離に固執すると不合理な結果を招く場合」に当たるか否かを検討するに際して、目的・効果についての考慮を全くせずして最終的判断を下せるともいい切れなように思われるのであって、問題は結局のところ、「そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超える」か否かの判断に際しての「国家の宗教的中立性」の評価に関する基本的姿勢ないし出発点の如何に懸ることになるともいうことができよう。このように考えるならば、仮に、理論的には上記意見に理由があると考えとしても、本件において、敢えて目的効果基準の採用それ自体に対しこれを全面的に否定するまでの必要は無いものと考え。但し、ここにいう目的効果基準の具体的な内容あるいはその適用の在り方については、慎重な配慮が必要なのであって、当該事案の内容を十分比較検討することなく、過去における当審判例上の文言を金科玉条として引用し、機械的に結論を導くようなことをしてはならない。こういった見地から、本件において注意しなければならないのは、例えば以下のような点である。

- 2 本件において合憲性が問われているのは、多数意見にも述べられているように、取り立てて宗教外の意義を持つものではない純粹の神道施設につき、地方公共団体が公有地を単純にその敷地として提供しているという事実である。私の見るところ、過去の当審判例上、目的効果基準が機能せしめられてきたのは、問題となる行為等においていわば「宗教性」と「世俗性」とが同居しておりその優劣が微妙であるときに、そのどちらを重視するかの決定に際してであって（例えば、津地鎮祭訴訟、箕面忠魂碑訴訟等は、少なくとも多数意見の判断によれば、正にこのようなケースであった。）、明確に宗教性のみを持った行為につき、更に、それが如何なる目的をもって行われたかが問われる場面においてではなかったといえる（例えば、公的な立場で

寺社に参拝あるいは寄進をしながら、それは、専ら国家公安・国民の安全を願う目的によるものであって、当該宗教を特に優遇しようという趣旨からではないから、憲法にいう「宗教的活動」ではない、というような弁明を行うことは、上記目的効果基準の下においても到底許されるものとはいえない。例えば愛媛玉串料訴訟判決は、このことを示すものであるともいえよう。)

本件の場合、原審判決及び多数意見が指摘するとおり、本件における神社施設は、これといった文化財や史跡等としての世俗的意義を有するものではなく、一義的に宗教施設（神道施設）であって、そこで行われる行事もまた宗教的な行事であることは明らかである（五穀豊穰等を祈るといえるのは、正に神事の目的それ自体であって、これをもって「世俗的目的」とすることは、すなわち「神道は宗教に非ず」というに等しい。）。従って、本件利用提供行為が専ら特定の純粋な宗教施設及び行事（要するに「神社」）を利する結果をもたらしていること自体は、これを否定することができないのであって、地鎮祭における起工式（津地鎮祭訴訟）、忠魂碑の移設のための代替地貸与並びに慰霊祭への出席行為（箕面忠魂碑訴訟）、さらには地藏像の移設のための市有地提供行為等（大阪地藏像訴訟）とは、状況が明らかに異なるといわなければならない（これらのケースにおいては、少なくとも多数説は、地鎮祭、忠魂碑、地藏像等の純粋な宗教性を否定し、何らかの意味での世俗性を認めることから、それぞれ合憲判断をしたものである。）。その意味においては、本件における憲法問題は、本来、目的効果基準の適用の可否が問われる以前の問題であるというべきである。

- 3 もっとも、原審認定事実等によれば、本件神社は、それ自体としては明らかに純粋な神道施設であると認められるものの、他方において、その外観、日々の宗教的活動の態様等からして、さほど宗教施設としての存在感の大きいものであるわけではなく、それゆえにこそ、市においてもまた、さして憲法上の疑義を抱くこともなく本件利用提供行為を続けてきたのであるし、また、被上告人らが問題提起をするまでは、他の市民の間において殊更にその違憲性が問題視されることも無かった、というのが実態であったようにもうかがわれる。従って、仮にこの点を重視するならば、少なくとも、本件利用提供行為が、直ちに他の宗教あるいはその信者らに対する圧迫ないし脅威となるとまではいえず（現に、例えば、本件氏子集団の役員らはいずれも仏教徒であることが認定されている。）、これをもって敢えて憲法違反を問うまでのことはないのではないかという疑問も抱かれ得るところであろう。そして、全国において少なからず存在すると考えられる公有地上の神社施設につき、かなりの数のものは、正にこれと類似した状況にあるのではないかと推測されるのである。このように、本件における固有の問題は、一義的に特定の宗教のための施設であれば（すなわち問題とすべき「世俗性」が認められない以上）地域におけるその存在感がさして大きなものではない（あるいはむしろ希薄ですらある）ような場合であっても、そのような施設に対して行われる地方公共団体の土地利用提供行為をもって、当然に憲法89条違反とい

い得るか、という点にあるというべきであろう。

ところで、上記のような状況は、その教義上排他性の比較的希薄な伝統的神道の特色及び宗教意識の比較的薄い国民性等によってもたらされている面が強いように思われるが、いうまでもなく、政教分離の問題は、対象となる宗教の教義の内容如何とは明確に区別されるべき問題であるし、また、ある宗教を信じあるいは受容している国民の数ないし割合が多いか否かが政教分離の問題と結び付けられるべきものではないことも、明らかであるといわなければならない。憲法89条が、過去の我が国における国家神道下で他宗教が弾圧された現実の体験に鑑み、個々人の信教の自由の保障を全うするため政教分離を制度的に（制度として）保障したとされる趣旨及び経緯を考えると、同条の定める政教分離原則に違反するか否かの問題は、必ずしも、問題とされている行為によって個々人の信教の自由が現実に侵害されているか否かの事実によってのみ判断されるべきものではないのであって、多数意見が本件利用提供行為につき「一般人の目から見て、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものである」と述べるのは、このような意味において正当というべきである。

- 4 なお、本件において違憲性が問われているのは、直接には、市が公有地上にある本件神社施設を撤去しないという不作為についてである（当初市が神社施設の存する本件土地を取得したこと自体が違憲であるというならば、その行為自体が無効であって、そもそも本件土地は公有地とは認められないということにもなりかねないが、被上告人（原告）らはこのような主張をするものではない。）。この場合、その不作為を直ちに解消することが期待し得ないような特別の事情（例えば、施設の撤去自体が他方で信教の自由に極めて重大な打撃を与える結果となることが見込まれるとか、敷地の民有化に向け可能な限りの努力をしてきたものの、歴史的経緯等種々の原因から未だ成功していない等々の事情が考えられようか。）がある場合に、現に公有地上に神社施設が存在するという事実が残っていること自体をもって直ちに違憲というべきか否かは、なお検討の余地がある問題であるといえなくはなからう。しかし、本件において、上告人（被告）はこのような特別の事情の存在については一切主張・立証するところがなく、むしろ、そういった事情の存在の有無を問うまでもなく本件利用提供行為は合憲であるとの前提に立っていることは明らかであるから、この点については、原審の積明義務違反を問うまでもなく、多数意見のように、本件利用提供行為が憲法89条に違反すると判断されるのもやむを得ないところといわなければならない。

裁判官田原睦夫の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見に賛成するものであるが、憲法における政教分離の原則及び本件におけるその適用並びに行政事件訴訟手続と弁論主義との関係について、若干の補足意見を述べる。

- 1 憲法における政教分離原則について

信教の自由は、基本的人権の根幹をなす精神的自由の中核であり、近代民主主義国家における普遍的権利として、各国の憲法において保障されている。

憲法20条1項前段は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」と規定して、信教の自由を無条件で保障しているが、憲法は、それに加えて同項後段において、宗教団体に対する特権の付与及び宗教団体の政治上の権力行使の禁止を、2項において、宗教上の行為等に関する参加の強制の禁止を、3項では、国及びその機関の宗教的活動の禁止を定め、また、89条において、宗教上の組織、団体に対する公金その他の公の財産の支出、利用の提供を禁じている。

憲法が、単に「信教の自由の保障」に止まらず、宗教との関係における政治的権力の行使の禁止及び財政支援の禁止をも定め、政教分離原則を徹底する規定を置いたのは、大日本帝国憲法28条が、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と定めて、信教の自由を保障しながら、神社神道につき財政的支援を含めて事実上国教的取扱いをなし、それに相反する活動をしていると治安当局が認めた多数の宗教団体に対しては厳しい取締まり、禁圧が加えられたという、歴史的な背景によるものである（最高裁昭和46年（行ツ）第69号同52年7月13日大法廷判決、民集31巻4号533頁における藤林益三、吉田豊、団藤重光、服部高顯、環昌一各裁判官の反対意見の一項参照）。信教の自由に関する憲法の上記各条項及びその制定に至る歴史的背景を踏まえるならば政教分離原則は、本来、厳格に適用されてしかるべきであると考え（同判決における上記藤林益三裁判官外4名の反対意見及び最高裁平成4年（行ツ）第156号同9年4月2日大法廷判決、民集51巻4号1673頁における高橋久子、尾崎行信各裁判官の意見参照）。

ところで、政教分離原則の適用について上記のような見解に立っても、雛祭や七夕祭、地域の盆踊りの如く、巷間行われる行事等が宗教的な起源を有してはいるものの、今日では宗教的な要素がほとんどなく、地域の習俗、年中行事として行われているような場合にまでその原則が適用されるものでないことはいうまでもない。

また、国家（地方公共団体を含む。以下「国家等」という。）と宗教との関わり合いについては、国家等が、宗教上の行事等への参加や宗教団体への財政的な出捐等の行為を含む何らかの積極的な関与をなす場合と、国家等が所有する土地や施設に歴史的な経緯等から宗教的な施設等が存置されているのを除去しないという不作為を含む消極的な関与に止まるにすぎない場合とでは、政教分離原則の位置づけは、自ら異ならざるを得ないと考え。

即ち、前者においては、それが国家等の意思の発現たる性質が顕著であり、国民の精神的自由に対して直接的な影響を及ぼし得るものであるとともに、その社会的影響も大きいことからして、政教分離原則は厳格に適用されるべきである。

ところが後者の場合、例えば、路傍の道祖神や地藏尊等の如く、今日では宗教的な意義が稀薄となり、習俗として存置されたままになっているものや、設置主体や管理

主体も定かでない祠等のようなものが設けられているのを除去することなく放置していたとしても、そのことが国家等と宗教との関係において、社会的に何らかの影響をもたらすとは認め難い。また、多数意見にて指摘するとおり、明治初期の上知（土地）令等により、社寺等の所有地が官有地に編入された結果、国有地等が無償で社寺等の敷地に供される状態になっていたところ、戦後、国有地につき「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和22年法律第53号。以下「処分法」という。）が公布されて、それらの土地を社寺等に譲渡することとされ、また、公有地についても「同法と同様に、譲渡等の処分をすべきものとする通達（「社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体有財産の処分に関する事」（昭和22年4月2日内務文部次官通牒発宗第24号地方長官へ））が発出されて、その処分が進められた。そして、同法や同通達において定められた処分等の申請期間経過後も、同法や同通達に定められた措置が事実上執られてきたものの、なお、今日まで同法や同通達による措置が執られることなく国公有地が社寺等の敷地として供されたままの状態となっている事例が少なからず存するところ、国家等がかかる状態の解消を積極的に図らないとの一事をもって、政教分離原則に違反し違憲であると解するのは妥当ではない。

ところで、本件各土地は、次項に述べるように処分法の適用対象ではなく、また、砂川市の前身たる砂川町が本件土地1及び4を、祠等の境内地として無償で使用せよとの負担付で寄附を受け容れたこと自体が憲法に違反するものであって、本来その寄附を受け容れた行為は、無効であったというべきものである。そして、昭和45年には、市は、Eらから市に寄附された本件土地3を含む本件1、3及び4の各土地を、地域の集会場であるとともに、本件祠を収容する建物として新築された本件建物の敷地の一部として無償で使用することを認め、さらに平成6年には、本件建物の敷地の一部に供されていた本件土地2及び5を改良区から有償で取得した上で、引き続き本件建物の敷地として無償で使用することを認めたのであり、かかる状況が原審口頭弁論終結時まで継続しているのである。

本件各土地に関する市の上記対応は、本件氏子集団を包摂する本件町内会に対して積極的に財産上の支援を行うと共に、原審口頭弁論終結時にも引き続きその支援を継続しているものと評価せざるを得ないのであって、憲法89条、20条1項後段に違反するものというべきである。

2 市の本件土地1及び4の所有権取得の経緯について

本件神社は、原判決の認定及び本件記録によれば、明治30年に地元住民らが、神社創設発願者として、本件小学校（S小学校）付近の3120坪の土地について、北海道庁に土地御貸下願を提出して認められ、同所に神社の施設を建立し、同年9月に天照大神の分霊が祀られて鎮座祭が行われたというのであるから、その時点において、神社神道の神社としての実態を有していたものと認められる。また、その維持管理には、住民の有志団体であるS青年会が当たっていたとされているが、その当時、神道

の諸行事がどのように執り行われていたのかは、本件記録上明らかではない。

社寺等の境内地を含む所有地は、明治初年に前記のとおり上知（上地）令等により原則として国公有地化されていたが、憲法の定める政教分離原則を貫徹させる趣旨から、昭和22年4月12日には前記の処分法が公布され、また、同法の制定に伴い、前記通達が発令されているところ、本件神社の従前の敷地は、同通達によれば、「現に無償で社寺等に貸付しているもの」として、「随意契約によって時価の半額で売払うべき土地」に該当していたものであり、その敷地の所有者たる北海道から当時の本件神社の管理主体に対して売り払われるべき土地であった（もっとも、その時点における本件神社の管理主体の実態は記録上明らかではないが、権利能力なき社団としての実体を有していれば、その社団に対して、単なる民法上の組合としての実体しか存しない場合には、その組合に対して、売り渡されることとなる。）。

ところが、本件神社の上記敷地は、当時の本件神社の管理主体に売り渡されることがないまま、昭和23年頃、本件小学校の拡張工事に伴い、Eが、同22年に自作農創設特別措置法によって売渡しを受けたばかりの本件土地1及び4を本件神社移転地として提供し、同地に本件神社が移設された（本件神社の管理主体とEとの間で、本件土地1及び4に関してどのような契約関係が存したかは本件記録上明らかではないが、使用貸借関係であったものと推察される。）。その結果、本件神社と北海道との直接の関係は途絶えるに至り、また、その移設に伴って本件神社と砂川町との間においても、法的な意味において何らかの関係が生じることもなかった。

ところで、上記のとおり本件土地1及び4に本件神社が移転してから5年余を経過した昭和28年になって、Eは、固定資産税の負担を免れるために、本件神社の境内地（本件土地1及び4、地目は当時境内地に変更済であったが、何時の時点で地目の変更がされたのかは、本件記録上明らかではない。）として引き続き使用することを前提に砂川町に寄附を申し入れ、同町は、同年3月、町議会で、本件土地1及び4の採納の議決並びに同土地を無償で本件神社の境内地として使用させるとの議決をし、同町は、同月29日上記各土地の所有権を取得し、同土地を引き続き無償にて本件神社の敷地として利用させるに至った。

しかし、本件土地1及び4に係る固定資産税は、所有者たるEが負担すべきものであり、同人がその経済的負担を免れたいと欲するならば、それは、その敷地を利用している本件神社の管理主体に転嫁すべきものであって、その転嫁を避けるために、砂川町が同人から同土地の寄附を受け容れ、引き続き本件神社の敷地として無償で利用させることは、実質的に本件神社の管理主体を経済的に支援するために、上記寄附を受け容れたものと認めざるを得ず、それは憲法20条1項後段及び89条に違反するものとして無効であると評さざるを得ないものである。

なお、Eが本件土地1及び4に係る固定資産税を免れるには、本件神社において宗教法人法（昭和26年4月に施行）に基づいて宗教法人として認証を受け、同法人に

同土地を寄附すれば、同土地は境内地として固定資産税が賦課されないのである（当時の地方税法348条2項2号）。宗教法人法は、宗教団体の組織の透明化や財産の管理関係の明確化を図るべく制定されたものであり、同法施行当時は、その立法趣旨を踏まえて、比較的緩やかな審査でその認証をするとの運用がなされていたのであるから、本件神社を管理する氏子集団においても、本件神社につき宗教法人化を図る方法も存したと推察されるが、本件記録上そのような手続が採られた形跡は窺えない。また、本件神社につき独立の宗教法人としての設立が困難であったとしても、本件土地1及び4の固定資産税を免れるという意図を実現するには、本件神社を、今日でも本件神社の氏子集団と密接な関係が存すると認められる宗教法人D神社の分社とし、その境内地として、Eが同神社に寄附する方法もあり得たのである。このように本件土地1及び4に係る固定資産税の賦課を免れるべき正規の手続が他に存したにもかかわらず、それらの手続が何ら採られることのないまま、Eから本件神社の境内地として同土地の寄附を採納した砂川町の行為は、憲法の定める政教分離原則に明白に違反するものであって、到底是認できるものではない。もっとも、本件土地1及び4の寄附の採納は上記のとおり無効と解さざるを得ないものであるが、その採納後既に50年余を経過し、その間、同土地の所有権の帰属につき争いが生じたことはない事情の下において、関係者が現時点において寄附の採納の無効を主張することは、信義則上許されないばかりか、市において時効取得を主張し得ることが明白であるから、同土地の寄附の採納が有効か否かは、本件請求との関係で直接の影響を及ぼすものではない。

しかし、市が同土地の所有権を取得した経緯は、上告人において、本件「財産の管理を怠る事実」を解消する方法について多数意見が指摘する裁量権を行使する上で、考慮すべき事情の一つに該当するものである。

3 怠る事実の違法確認と弁論主義との関係について

一般に行政事件訴訟にも弁論主義の適用があると解されている（行政事件訴訟法7条参照）。しかし、行政事件訴訟法は、弁論主義とは本来相容れない職権証拠調べの規定（同法24条。同条は、同法43条3項、41条1項により住民訴訟にも準用されている。）を定めているところ、同規定は、行政事件訴訟の判決が対世効を有すること等、行政事件訴訟の結果が公益に影響するところが少なくないという特質から、弁論主義に委ねたのでは裁判所が適切な判断をなすことが困難な場合に対応すべく、弁論主義を補完するものとして定められたものと解されている。そして、事実審において、その審理の経過等からして明らかに職権証拠調べがなされるべき事案において、それがなされず、かつ、その結果が判決に影響を及ぼすと認められる場合には、当該審理は審理不尽の違法があるとの評価を受けざるを得ないものというべきである。

上記の弁論主義の例外として位置づけられる職権証拠調べについての考え方は、直接の規定は存しないものの、主張責任についても妥当すると考えられる。即ち、上記

のとおり行政事件訴訟は、その判決が対世効を有する等、その結果が広く公益に影響するところが少なくないという特質を有している。殊に、処分が取り消されるか否かの結果が多数の利害関係人の利害に直接、間接の影響を及ぼし得る種類の抗告訴訟や、訴訟の結果が広く住民全体の利害に繋がる住民訴訟等においては、その公益との関連性は顕著である。かかる訴訟において、当該事案の性質上、当然に主張されてしかるべき事実を当事者が主張せず、かつ、その主張の欠如が判決に影響を及ぼし得る場合には、裁判所は積極的に釈明をなすべき責務を負うものと解される。そして、事実審において、その審理の経緯等からして、裁判所が釈明をなすべき事案において、それがなされず、かつ、その釈明権の不行使が判決に影響を及ぼす虞があると認められる場合には、前述の職権証拠調べの欠如の場合と同様、当該審理は審理不尽の違法があるとの評価を受けることになるものというべきである。

ところで、地方自治法242条の2第1項3号の「財産の管理を怠る事実の違法確認」請求訴訟においては、怠る事実の違法性を解消する手段が一義的に明白な場合と、種々な方法があつて、どの方法を採用するかは行政機関の裁量に委ねられている場合とがある。後者の場合に、抽象的に「財産の管理を怠る事実が違法である」との確認請求は認められず、原告は「違法な怠る事実」を具体的に特定することが必要であると解されている。そして、当該訴訟においては、原告の主張する「違法な怠る事実」と、違法状態を解消するための種々な方法に関する行政機関の裁量権の行使の違法性が問われることとなるが、その場合に弁論主義が何処まで適用されるかが問題となる。

例えば、違法性を解消する手段として、A、S、Cと3種の方法が論理的にあり得るときに、原告がAを主張し、裁判所は、立証内容を踏まえると、行政機関の裁量を前提としてもSの方法を採らないことは違法となると考えるが、それは、Aの請求の一部認容としては認めることができず、他方、Cも抗弁として成立し得るとの心証を抱いている場合に、裁判所として釈明権を行使して原告にSの主張を促し、また、被告にCの抗弁の主張を促すべき責務が存し得るかという問題である。

本件は正にそのような問題が問われている事案であつて、私は、前記のような考えにより、本件において原審がかかる釈明権を適切に行使しなかったのは、審理不尽の違法を犯したものといわざるを得ないと考える。

裁判官近藤崇晴の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見に同調するものであるが、堀籠裁判官の反対意見及び今井裁判官の反対意見にかんがみ、若干の補足をしたい。

1 本件利用提供行為の憲法適合性

憲法20条1項後段及び3項並びに89条の規定する政教分離原則が目的としているのは、国（又は地方公共団体。以下同じ。）が特定の宗教を優遇することによって他の宗教の信者や無宗教の者の積極的・消極的信教の自由を損なうことがないように制度的に保障することであり、ひいては、国が特定の宗教と結び付くことによりその力

を政治的に利用することを未然に防止することであると考えられる。したがって、憲法が政教分離原則において本来的に想定しているのは、国によって政治的に利用される危険性のある宗教であり、典型的にはかつての国家神道がこれに当たる。その他、既成の大宗教に属する有力な教団や信者に対する支配力の強い有力な新宗教など、信者に対する精神的、経済的な支配力の強い宗教が潜在的にその危険性を帯びているであろう。

神社神道の神社は、全国に10万社以上存在するといわれる。本件のS神社は、その一つであるが、砂川市のS地区というごく限られた地域に居住する住民に包摂される本件氏子集団によって信仰の対象とされている氏神神社であり、鳥居はあっても独立した社殿もない小規模な神社である。本件神社が神社本庁と北海道神社庁の傘下にあるであろうことを考慮してみても、信者に対する精神的、経済的な支配力の強い宗教であるとは、到底評価し得ないであろう。堀籠裁判官の反対意見は、本件神社や本件神社物件の宗教性は希薄であるとして、市による本件利用提供行為は、いわゆる目的効果基準に照らしても政教分離原則に反するとはいえないとするものであり、実質論としては理解し得ないものではない。

しかしながら、上記のような弊害を生ずる危険性の大小によって違憲か合憲かの線引きをすることは、困難であり、適切でもない。憲法の趣旨は、国が特定の宗教を優遇することを一切禁止する（ただし、多数意見が説示するように、宗教施設たる建造物を歴史的文化財として保護の対象としたり、観光資源として扱ったりすることは別論である。）というものであり、そのように厳格な宗教的中立性を要求しても、国にとっては、違憲状態を解消する過程で多少の困難を伴うことはあっても、政教が分離されている状態自体が不都合なものであるとは考えられないからである。

本件利用提供行為も、多数意見が説示するように、その直接の効果として、本件氏子集団が本件神社を利用した宗教的活動を行うことを容易にさせているものといわざるを得ないのであって、上記のような弊害を生ずる現実の危険性がいかに乏しいとしても、憲法89条及び20条1項後段に抵触し、違憲であると評価せざるを得ないのである。

2 本件における違憲状態解消の手段方法

本件訴訟は、市有地が無償で神社関連施設の敷地としての利用に供されていることが違憲であるとして、上告人が本件町内会に対して鳥居、地神宮等の神社施設の撤去及び土地明渡しを請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、地方自治法242条の2第1項3号に基づき上記怠る事実の違法確認を求める住民訴訟である。

本件利用提供行為が違憲であるとした場合に、これを解消する方法にはこの撤去等の請求しかないのであれば、被上告人らの上記確認請求は認容すべきものであり、本件上告は棄却すべきであるということになる。

しかし、多数意見が説示するように、違憲状態を解消するためには、それ以外にも、本件各土地の譲与その他の適切な手段があり得る。しかも、本件利用提供行為に至る経緯や「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」の趣旨を考えれば、譲与等の方が本件によりふさわしい方法であるとも考えられる。そして、違憲状態を解消する方法が上記撤去等の請求だけではないとすれば、これを怠ることが直ちに違法であるということにはならず、被上告人らの上記確認請求は棄却すべきであるということになる。

もう一つ考慮すべきことは、被上告人らの求める「鳥居、地神宮等の神社施設の撤去」には、S神社の氏子（信者）の信教の自由を侵害するという側面があるということである。撤去によって同神社の神社施設が滅失する、あるいは遠隔地に移転することになれば、氏子（信者）は、同神社において参拝等の宗教行為を行うことが不可能ないし著しく困難となる。これは、同神社の氏子（信者）らの信教の自由を侵害するものであるというべきである。

すなわち、撤去等の請求は、政教分離を実現しようとする結果、憲法20条1項前段の保障する信教の自由を侵害することになりかねないということである。これに対し、上記の譲与等の手段によるならば、氏子（信者）の信教の自由を侵害するおそれはなく、適切な結果を得ることができる。

本件訴訟において、上告人は、違憲状態を解消するために上記撤去等の請求以外に手段があるという主張をしていなかったのであるが、他に手段があり得ることは、当事者の主張を待つまでもなく明らかであり、しかも、それは氏子（信者）の信教の自由を侵害するおそれのない方法である。したがって、裁判所としては、当事者の主張がなくても、釈明権を行使するなどしてこの点を検討する必要があるというべきである。

他に手段方法があるかどうかの立証責任については、今井裁判官の反対意見で指摘されるように、他に手段方法がないことが請求原因であるとする請求原因説と、他に手段方法があることが抗弁であるとする抗弁説とが考えられる。私は、この点については両説あり得るところであって、抗弁説が唯一の帰結であるとまでは考えないが、抗弁説の立場に立ったとしても、裁判所としては、当事者の主張がなくても、釈明権を行使するなどしてこの点を検討すべきであったと考える。当然予想される抗弁の根拠事実について証拠が十分でない場合には、裁判所が釈明権を行使することが相当であることが少なくないのであって、殊に、本件のように、裁判所が適切に釈明権を行使しないことによって、訴訟当事者ではない氏子（信者）の信教の自由を侵害する危険性を生ずる場合には、裁判所に釈明権の行使を怠った違法があると解すべきだからである。

そして、本件において、撤去等の請求以外に現実に実行可能である手段方法があり、上告人にこれを排除するつもりがないかどうかについては、判断材料が十分でないか

ら、更に審理を尽くさせるために本件を原審に差し戻すことが相当である。

私は、このように考えて、多数意見に同調するものである。

裁判官甲斐中辰夫，同中川了滋，同古田佑紀，同竹内行夫の意見は、次のとおりである。

私たちは、多数意見と結論を同じくするが、多数意見のうち第2の2（本件利用提供行為の憲法適合性）については賛成することができず、本件利用提供行為の憲法適合性を判断するための事情について更に審理を尽くさせる必要があると考えるものである。

- 1 多数意見は、第2の1憲法判断の枠組みにおいて、国家と宗教のかかわり合いについて一般的判断を示した上で、国公有地の宗教的施設に対する無償による利用提供行為が相当とされる限度を超えて憲法89条に違反するか否かの判断に当たって、「当該宗教的施設の性格，当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯，当該無償提供の態様，これらに対する一般人の評価等，諸般の事情を考慮し，社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。」との具体的な判断基準を示している。

多数意見のこのような考え方については、私たちも基本的に賛成する。

ただし、本件の憲法適合性を検討するに当たり、以下の点を指摘しておきたい。

多数意見も自ら述べるとおり、本件利用提供行為の憲法89条適合性を具体的に判断するに当たっては、「諸般の事情を考慮し，社会通念に照らして総合的に判断すべきもの」である。特に、本件のように明治以来、地域社会と密接な関係を持って、存続し引き継がれてきた宗教的施設については、過去の沿革・経緯，宗教的施設の性格，土地利用の具体的態様，運営主体の性格，地域住民の認識や一般人の評価などを，外形のみならず実態に即して，文字どおり総合的に判断する必要がある。この点で，原判決は，本件神社物件やそこでの行事が宗教性を有する部分については，具体的かつ詳細な事実を認定しているが，過去の経緯，土地利用の具体的態様，運営主体の性格，地域住民の認識や一般人の評価などについては，部分的又は抽象的な認定にとどまっている。多数意見も原判決のような一面的な確定事実を基礎として，本件利用提供行為が違憲であるとの判断をしているが，結果として本来の意味での総合的判断がされていないきらいがある。

本件利用提供行為の憲法89条適合性を正しく判断するには、何よりも判断に必要な諸般の事情を全体的に認定した上で、総合的に判断することが必要である。

- 2 そこで、多数意見が依拠し原判決が認定した憲法判断に必要な諸般の事情について、審理を尽くして過不足なく全体的に認定しているかを順次検討する。
 - (1) 本件利用提供行為のうち最も重要なのは、本件祠が設置されている地域の集会場等であるS会館（本件建物）に対する本件土地1，2の敷地としての無償提供行為である。

本件祠が、その他の神社物件と共に宗教的性格を有することは否定できないが、本件建物に対する市有地の利用提供行為の憲法適合性を判断するのであれば、本件建物全体の利用実態や構造などを明らかにした上で判断すべきである。本件建物は、もともと地域コミュニティーの融和を図るために新築されたものであって、実際にも地域住民の親睦活動に利用されていることは明らかであるが、さらに、上告人は、本件建物は町内会館であって、本件建物内部の構造は、集会場等地域のコミュニティーセンターとしての利用に供するように造られていて、本件祠が設置されている部分は、そのごく一部であり（本件建物の概略図によれば、その建築面積の20分の1程度）、日常的には、その扉は閉ざされたままで、参拝する者は皆無であることや、本件建物の利用状況も、その大半は英語などの学習教室や、老人クラブなどの町内会の親睦等に利用され、年間利用実績355回のうち神社の行事として利用されているのは、2%足らずの7回程度にすぎないことを主張立証している。このような本件建物の構造や利用状況を踏まえると、本件建物に対する市有地の利用提供の意味も、単なる宗教的施設に利用提供する場合とはおのずから異なってくるのであって、それが特定の宗教に対する特別の便宜の提供や援助に当たるか否かについての判断や一般人の評価にも影響を与えることは明らかである。

一般に、地方の公民館などはその沿革からその一部に宗教的物件が置かれていることもまれではないが、仮にそのような公民館等に公有地を無償貸与したとしても、公民館等の構造や利用状況が全体として公民館等として構築され利用されているのであれば、これを取り立てて特定の宗教に対する特別の便宜の供与や援助に当たるとまでは、当事者はもとより一般人も考えないとみるのが常識的な見方であろう。

原判決は、本件建物の利用状況や構造などについて、そのごく一部である本件祠や神社としての利用については、具体的かつ詳細な事実認定をしているが、建物全体の利用状況等については、上告人の主張にかかわらず具体的な認定をしようとしておらず、総合的な判断をするための審理が尽くされていない。

(2) 原判決及び多数意見は、本件神社物件の敷地である本件土地1、3及び4が地元住民からの寄附により町有地となったという経緯は認定しているが、寄附受入れ当時神社物件が存在した本件土地1及び4は、地元住民である所有者Eが「固定資産税の負担を解消するため」寄附願出をし、町は神社施設のために無償で使用させることとし、寄附を受け入れたとしている。

しかしながら、本件土地1及び4は、もともと小学校を増築するために当時神社施設のあった隣地が町において必要となり、Eがその所有する土地を移転用地として提供したものである。さらに、上告人の主張によれば、本件土地1及び4を町に寄附する際、Eは同時に学校用地として1229m²の土地を寄附しているのであり、これらを併せ考えると、本件土地1及び4の寄附はそれのみを切り離して評価することは相当でなく、町としては、私財をなげうって町の公教育の充実に協力し

た町民との間の良好な関係を維持する必要がある、かつ町にとってもこれらの土地の寄附受入れは、将来にわたって大きな利益をもたらすものであった（原判決等は認定していないが、現にEの寄附した土地は小学校用地として利用され、本件土地4は、その後開拓を記念する市有施設の敷地として利用されていることがうかがわれる。）からこそ寄附を受け入れたと見るべきであろう。

このような寄附受入れの経緯や寄附された土地の利用状況は、寄附を受けた土地の一部を既存の神社施設へ引き続き使用を認めたことが特定宗教に対する特別の便宜供与等に該当するかや、それを一般人がどう評価するかを判断する上で重要な事実であり、これを全体的に認定しなければ、総合的な判断はできない。原判決はこの点においても審理を尽くしていない。

(3) 次に、本件神社の運営についてみると、多数意見も、S神社には神職はおらず、付近住民らで構成される氏子集団により管理運営されているものの氏子の範囲も明確でなく、規約等も存在せず、祭事は年3回行われているにすぎないことは、認めているところである。さらに、上告人は、氏子総代世話役等の神社運営に携わっている者の中で神道を信仰しているものは皆無であるし、これらの者は、町内会に役員として参加するのと同様な世俗的意味で氏子集団に参加し、先祖から慣習的に引き継がれている行事に関与しているにすぎず、そこに宗教的意義、宗教的目的を見いだしている者はいないと主張する。本件神社の氏子集団の性格や活動がこのようなものであるとすれば、そのことは、本件神社施設の宗教性を判断するに当たって考慮すべきことであると考えられるところ、この点についても原判決が十分な審理を尽くしたとはいえない。

(4) 原判決及び多数意見は、本件利用提供行為が、一般人の目から見て、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないとし、これを違憲判断の理由としている。

しかし、本件のように北海道の農村地帯に存在し、専ら地元住民が自らの手で維持、管理してきたもので、地元住民以外に知る人が少ない宗教的施設に対する公有地の利用提供行為についての一般人の評価を検討するのであれば、まず、当該宗教施設が存在する地元住民の一般的な評価を検討しなければならないところ、これを検討した形跡はない。

本件証拠によっても、被上告人らによる本件監査請求以前に、住民らが本件利用提供行為の憲法適合性について問題提起したり、市議会において採り上げられたという事情はうかがわれず、かえって被上告人らを除く地元住民においては、本件神社が、開拓者である先祖の思いを伝承するものであることを超えて、神道を具現、普及するようなものとは受け止めておらず、本件利用提供行為に特段憲法上の問題はないとの理解が一般的ではないかと思われる。このような点についての検討をしないで、一般人の評価を抽象的に観念して憲法判断の理由とすることは、審理不尽

といわざるを得ない。

- 3 以上のとおり、原審は、憲法判断に必要な諸般の事情について審理を尽くしておらず、2で指摘した点について正しく認定判断がされたとすれば、多数意見の判断とは異なり、本件利用提供行為を合憲と判断することもあり得たものと考ええる。

したがって、原判決を破棄し、本件利用提供行為の憲法適合性を判断するための事情について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すべきものと考ええる。

裁判官今井功の反対意見は、次のとおりである。

私は、砂川市がその所有する本件土地を本件神社物件のために無償で使用させている本件利用提供行為が憲法89条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法20条1項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当して違憲であるとする多数意見の判示第2に全面的に賛成するものであるが、多数意見が判示第3において、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻すべきものとする点については賛成することができず、本件上告を棄却すべきものと考ええる。その理由は以下のとおりである。

- 1 本件は、砂川市の本件利用提供行為が違憲であるにもかかわらず、砂川市の市長である上告人が本件利用提供行為に係る使用貸借契約を解除して本件神社物件の撤去及び土地明渡しを請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、市の住民である被上告人らが、本件怠る事実が違法であることの確認を求める住民訴訟である。

原審は、本件利用提供行為が違憲であるとした上、上告人が町内会に対して本件神社物件の撤去請求を怠る事実が違法であることを確認する限度で、被上告人らの請求を認容した。

多数意見は、本件利用提供行為が違憲であると判断したが、違憲状態（市の所有土地に本件神社物件が存在する状態）を解消する手段としては、本件神社物件を撤去し、土地を明け渡すことが唯一の手段ではなく、土地の譲与、有償譲渡、適正な対価による貸付けなど他に適切な手段があり得るとし、上告人において他に選択することができる合理的で現実的な手段が存在する場合には、上告人が本件神社物件の撤去及び土地明渡請求という手段を講じていないことは、財産管理上直ちに違法との評価を受けるものではないとした。その上で、多数意見は、原審において、本件利用提供行為の違憲性を解消するための他の合理的で現実的な手段が存在するか否かについて適切に審理判断するか、当事者に対して釈明権を行使すべきであったとし、原審には審理不尽又は釈明権の行使を怠った違法があるという。

- 2 本件請求は、上記のような違憲状態を解消させるため、上告人において撤去請求を怠ることが違法である旨の確認を求めているものである。違憲状態を解消する手段としては、本件神社物件の撤去請求が唯一の手段ではなく、土地の譲与等の他の手段があり得ることについては多数意見の述べるとおりである。問題は、他に採るべき手段

があり得ることは、本訴請求を棄却する理由となり得るか、なり得るとして、それは、上告人においてその旨を主張立証しなくても、裁判所においてそのことを斟酌すべきか否かということである。

多数意見が原審に審理不盡又は釈明権の行使を怠った違法があるとする理由が、違憲状態を解消する手段が他にないことまで原告である被上告人らにおいて主張立証しなければならないとするのか(仮にこれを「請求原因説」という。)、それともその事実は被告である上告人において主張立証することを要するとするのか(仮にこれを「抗弁説」という。)は、必ずしも明らかでない。

私は、以下に述べるように、請求原因説は採用することができず、抗弁説に立った場合には、本件では、その点についての釈明義務違反はないと考えるものである。

3 まず、請求原因説の当否について検討する。

ある物件が市有地の上に存在することにより違憲状態が現出している場合に、それを解消するには、市が当該物件の所有者にその撤去請求をすることが、通常考えられる適切かつ相当な手段であるというべきである。

そして、他に違憲状態を解消する手段があるということが撤去請求を阻却する理由となるためには、単に他の手段が存在する可能性があるというだけではなく、その手段が市長において選択することのできる合理的なものであり、かつ、その現実的な可能性があることが必要であることは多数意見も認めるところである。加えて、他にどのような手段を採るかについては、被告である上告人の側において裁量の余地があることも、多数意見の述べるとおりのことである。そして、他に違憲状態を解消する合理的で現実的な手段があるとしても、その手段が実行に移されるか否かについては、被告がそのような手段を実行に移す意思を持っているのか否かに係っているのみならず、その手段が土地の譲与、譲渡、貸付け等の契約である場合にはその相手方の意向を無視できないことはいうまでもない。さらには、土地の譲与のように、議会の議決を要件とするものも含まれているのであって、これらの問題については、原告の側ではいかんともし難い問題であるといわなければならない。そうすると、他に違憲状態を解消する合理的で現実的な手段が存在することは、請求を阻却する事由として、被告である上告人において主張立証すべき抗弁であると解するのが相当である。

これに反して、他に違憲状態を解消する合理的で現実的な手段がないことまでをも原告である被上告人らが主張立証すべきであるとするのは、住民訴訟における原告、被告間の負担の公平な分配という観点から原告に過度の負担を課するものであって、住民訴訟の機能を損なうものといわなければならない。被告がどのような裁量権を行使するのかについては、原告のあずかり知らないところである。

4 次に、抗弁説に立った場合に、原審が本件において上告人にその旨の抗弁を主張するか否かを釈明すべき義務を怠ったか否かについて考える。

抗弁については、被告の主張がなければ、斟酌することができないというのは弁論

主義の当然の帰結である。本件において被告である上告人からその旨の主張がないことは記録上明らかである。私も、被告から抗弁の主張がない場合であっても、裁判所にその旨の釈明をすべき義務を認めるべきときがあることを否定するものではない。問題は、本件の訴訟の経過から見て、そのような釈明義務が認められるか否かである。

本件は、平成16年3月17日に訴えが提起され、第1審においては、上告人には当初から弁護士が訴訟代理人となり、5回の口頭弁論期日と7回の弁論準備手続期日における審理が重ねられて、平成18年3月3日に上告人の主張が認められずに上告人敗訴の第1審判決がされ、上告人が控訴した。その控訴審である原審においては、2回の口頭弁論期日と5回の弁論準備手続期日における審理が重ねられて、平成19年4月17日に弁論が終結され、同年6月26日の原判決に至った。

原審においては、多数意見の引用するT神社事件が本件と同一裁判体で併行して審理された時期があるが、同事件においては、砂川市が神社敷地として無償で利用に供していた市有地を町内会に譲与したことの合憲性が争われており、上告人は市有地の譲与が違憲ではないとして争っていたのである。以上のような訴訟の経過から見ると、上告人としては、裁判所の釈明を待つまでもなく、遅くとも控訴審の段階においては、本件利用提供行為が違憲であると判断される場合に備えて、譲与等他の合理的で現実的な手段が存在するとの抗弁を主張する機会は十分あったといわざるを得ない。しかし、記録を調べても、上告人がこのような主張をした形跡は見当たらない。

多数意見は、上記のようなT神社事件の審理経過からみて、原審は他の手段が存在する可能性があり、上告人がこうした手段を講ずる場合があることを職務上知っていたとし、このことを釈明権を行使すべき一つの根拠としている。しかし、他の手段が存在することは、原審裁判所が知っている以上に、ほかならぬ上告人自身が知っていたものであり、上告人がこのことを主張しようとするればその旨の主張をすることに何の障害もなかったことは明らかであるにもかかわらず、上告人はそのことを主張していないのである。また、上告理由書においても、その点について何らの言及もない。このような場合にまで上記のような抗弁を主張するか否かを釈明すべき義務があるとするのは、当事者主義に立つ訴訟の原則から見て、採用し難い見解である。本件が行政事件訴訟の一つである住民訴訟であることを考慮しても、この結論は変わらない。したがって、この点について、原審に釈明義務違反があるとはできない。

5 以上のような理由から、私は、被上告人らの請求を一部認容した原判決は正当であって、本件上告は棄却すべきものとするものである。

裁判官堀籠幸男の反対意見は、次のとおりである。

私は、本件利用提供行為は憲法に違反しないと考えるものであり、これが憲法に違反するとする多数意見には反対であり、原判決を破棄して第1審判決を取り消し、本件請求は棄却すべきものとする。その理由は、次のとおりである。

1 本件における争点は、砂川市がその所有する土地を神社施設の敷地として無償で使

用させていることが、憲法の定める政教分離原則に違反するかどうかである。この点に関する憲法の一般的解釈については、多数意見が第2の1の「憲法判断の枠組み」において述べるところに基本的に賛成するものである。しかし、このような憲法解釈を前提としても、これを本件に適用し、違憲と判断する点において、多数意見に賛成することができない。

2 砂川町が本件土地1及び4を取得するに至った経過は、次のとおりである。

(1) 本件神社は、もともと、本件小学校（S小学校）の所在地に隣接して建設されていたところ、昭和23年ごろ、本件小学校の校舎増設及び体育館新設の計画が立てられ、その計画を実現するため、その敷地となる土地から本件神社の施設を移転させる必要が生じた。

(2) そこで、S地区の住民であるEが上記計画に協力するため、その所有する本件土地1及び4を神社施設の移転先敷地として提供し、そのころ、神社施設は本件土地1及び4に移転された。

(3) Eは、昭和28年に当時の砂川町に対し、神社施設のため本件土地1及び4を寄附する旨の願を出し、砂川町は、議会において同土地の採納及び神社施設のために同土地を無償で使用させるとの議決をし、砂川町は、本件土地1及び4の所有権を取得した。同時に、砂川町は、Eから学校用地として、1229m²の土地の寄附も受けている。

3 (1) 上記2の事実関係の下においては、Eと砂川町との間には、本件土地1及び4を無償で本件神社の神社施設の敷地として使用させる旨の負担の付いた贈与契約が成立したというべきである。

(2) このような負担付贈与契約自体が政教分離原則を定める憲法の趣旨に反し許されないというのであれば、Eと砂川町との間の贈与契約自体が無効であり、砂川町は本件土地1及び4の所有権を取得していなかったことになるから、本件土地1及び4の所有権が砂川市にあることを前提とする本件請求自体がそもそも成り立たないことになる。

(3) 多数意見は、砂川市が本件土地1及び4の所有権を有効に取得していることを前提とするものであるから、上記負担付贈与契約は有効であると解しているといわざるを得ないし、私も上記の負担付贈与契約は有効であると考え。したがって、砂川市は、本件神社の神社施設のために本件土地1及び4を無償で使用させるという契約上の義務を負っていることは明らかである。

4 (1) その後の昭和45年ごろ、本件町内会は、地域の集会場として本件建物（S会館）の建築を計画し、砂川市から補助金の交付を受け、本件建物を建築し、本件土地1及び4を含む土地を砂川市から無償で借用した。この本件建物の建築に伴い、本件土地1及び4にあった従来の神社施設は祠及び地神宮を除き取り壊され、建物内の一角に祠が移設され、本件土地1上に本件鳥居が新設された。

(2) 本件建物は、本件町内会が所有し、砂川市と本件町内会との間では本件建物の敷地について使用貸借契約が成立している。

(3) 砂川市は、現在、本件建物、鳥居及び地神宮の敷地として市の所有地を無償で提供しているが、上記のような経過によれば、本件神社の施設との関係では、Eとの間の負担付贈与契約の趣旨に従った義務の履行として市所有地を無償で提供しているものと解されるのである。また、従来の神社施設は祠及び地神宮を除き取り壊され、祠が世俗施設である本件建物の一角にふだんは人目に付かない形で納められたことによって、神社施設の宗教性はより希薄なものとなっているのであるから、当初有効であった負担付贈与契約がその後違憲無効になったとは考え難い。そして、砂川市は贈与を受けた本件土地1を本件建物の敷地として町内会に使用させている上、本件土地4を上川道路開削記念碑用の敷地として使用しており、このことによって、市の公共的施策を達成するという大きな利益を得ているのである。市の上記負担と利益を比較衡量すれば、市の受ける利益が上回っているというべきである。

5 (1) 次に、神道は、日本列島に住む人々が集団生活を営む中で生まれた、自然崇拝、祖先崇拝の念を中心として、自然発生的に育った伝統的な民俗信仰・自然信仰であって、日本の固有文化に起源を持つものであり、特定の者が創始した信仰ではなく、特定の教義や教典もない。このように、神道は人々の生活に密着した信仰ともいうべきものであって、その生活の一部になっているともいえる。このことは、日本人の多くが神前結婚式を挙行し、初詣でに神社に出かけて参拝することからも、明らかである。確かに、神道も、憲法にいう宗教としての性質を有することは否定することはできないが、本件神社は、後記のような性格を有し、地域住民の生活の一部となっているものであるから、これと、創始者が存在し、確固たる教義や教典を持つ排他的な宗教とを、政教分離原則の適用上、抽象的に宗教一般として同列に論ずるのは相当ではないと考える。

(2) 本件神社は、宗教法人ではなく、付近の住民らで構成する氏子集団によって管理運営されているが、神社の役員や氏子に関する規約はなく、氏子集団の構成員を特定することもできない。本件神社は、もともと北海道開拓のためS地域へ渡った人々が、その心の安らぎのために建立した神社であり、開拓者の生活と密着しているものということができ、本件神社は開拓者やその子孫によって開拓当時の思いを伝承するものとして、維持、運営されてきたものである。そして、本件神社の行事は、初詣で、春祭り及び秋祭りの年3回であるが、これらは、主として地域住民の安らぎや親睦を主たる目的として行っているものであり、神道の普及のために行っているものではないと推認することができる。多数意見は、初詣でまでも除外することなく本件神社における諸行事すべてが宗教的な意義の希薄な単なる世俗的行事にすぎないということとはできないとしており、国民一般から

見れば違和感があるというべきである。

(3) 本件建物は、専ら地域の集会場として利用され、神社の行事のために利用されるのは年3回にすぎず、祠は建物の一角にふだんは人目に付かない状況で納められており、本件神社物件は、宗教性がより希薄であり、むしろ、習俗的、世俗的施設の意味合いが強い施設というべきである。

6 (1) 国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されている状況が、政教分離原則を定める憲法に違反するか否かの判断をするにあたっては、多数意見が述べるように、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものとする。

(2) これを本件について見ると、砂川市がその所有に係る土地を本件神社の宗教施設の敷地として提供するに至った経緯は前記のとおりであって、砂川市はEとの負担付贈与契約に基づく契約上の義務の履行として、その所有地を無償で提供しているものというべきであり、また、本件神社と、創始者が存在し、確固たる教義や教典のある排他的な宗教とを同列に論ずること自体不相当である上、本件神社は、前記のように氏子集団によって管理運営されている神社であって、北海道開拓民にとって心の安らぎのために建立されたもので、習俗的、世俗的性質が強いし、行事の際には、氏子集団が町内会に所定の使用対価を支払っており、本件神社物件の宗教性も希薄である。これらの諸事情を総合すれば、多数意見が指摘する点を考慮に入れても、一般の国民は、砂川市が本件神社の施設の敷地を無償で提供している行為が同神社の宗教を援助、助長又は促進する行為であるとは到底考えないというべきであり、したがって、本件利用提供行為は、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは到底認められないというべきである。

以上のとおりであるから、砂川市の本件利用提供行為が憲法の定める政教分離原則に違反するということはできない。多数意見は、日本人一般の感覚に反するものであり、到底賛成することはできない。したがって、本件利用提供行為が憲法の定める政教分離原則に違反すると判断した原判決及び第1審判決は破棄及び取消しを免れず、本件請求は棄却すべきである。

(裁判長裁判官 竹崎博允 裁判官 藤田宙靖 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 今井功
裁判官 中川了滋 裁判官 堀籠幸男 裁判官 古田佑紀 裁判官 那須弘平 裁判官
田原睦夫 裁判官 近藤崇晴 裁判官 宮川光治 裁判官 櫻井龍子 裁判官
竹内行夫 裁判官 金築誠志)

当 事 者 目 録

北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

上 告 人

砂 川 市 長

菊 谷 勝 利

同訴訟代理人弁護士

新 川 生 馬

朝 倉 靖

北海道砂川市

被 上 告 人

X 1

北海道砂川市

被 上 告 人

X 2

上記兩名訴訟代理人弁護士

石 田 明 義

井 上 二 郎

中 島 光 孝

康 由 美

今 村 嗣 夫

草 薙 順 一

小 池 健 治

加 島 宏

田 中 稔 子

内 田 雅 敏

大 口 昭 彦

井 堀 哲

浅 野 史 生

河 村 健 夫

大 山 勇 一

(4) 平成22年12月6日 札幌高裁判決

平成22年(行コ)第4号 財産管理を怠る事実の違法確認請求控訴事件(原審・札幌地方裁判所平成16年(行ウ)第8号)

判 決

北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

控 訴 人

砂 川 市 長

菊 谷 勝 利

訴訟代理人弁護士

新 川 生 馬

同

朝 倉 靖

北海道砂川市

被 控 訴 人

X 1

北海道砂川市

被 控 訴 人

X 2

上記兩名訴訟代理人弁護士

石 田 明 義

同

中 島 光 孝

同

康 由 美

同

今 村 嗣 夫

同

草 薙 順 一

同

小 池 健 治

同

加 島 宏

同

田 中 稔 子

同

内 田 雅 敏

同

大 口 昭 彦

同

井 堀 哲

同

浅 野 史 生

同

河 村 健 夫

同

大 山 勇 一

主 文

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はそのすべてを被控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、北海道砂川市（昭和33年7月1日の市制施行前は北海道空知郡砂川町。以下、市制施行前の砂川町を含めて「砂川市」ということがある。）がその所有する土地を神社施設の敷地として無償で使用させていることは、憲法の定める政教分離原則に違反する行為であって、敷地の使用貸借契約を解除し同施設の撤去及び土地明渡しを請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、砂川市の住民である被控訴人らが、控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき上記怠る事実の違法確認を求める事案である。

一審は、砂川市が、その所有する土地を使用貸借契約に基づいて使用させ、その土地上の建物の一角に神社の祠が設置され、建物の外壁に「神社」との表示が設けられ、また、その土地上に鳥居及び地神宮が設置されていること（これらの4物件を併せて「本件神社物件」といい、砂川市がその土地を本件神社物件のために無償で提供していることを「本件利用提供行為」という。）は、憲法20条3項にいう宗教活動に当たり、また、宗教的施設を維持するために地方公共団体の財産を供するもので憲法89条に反するものというべきであるとした上で、その憲法違反の状態は、上記使用貸借契約を解除しなくても、本件神社物件を収去させることによって解消され得るといふべきであるとして、砂川市がその収去請求をしないことは、その所有する財産である上記土地の管理を怠るものであると判断し、その範囲で被控訴人らの請求を認容し、その余の請求部分を棄却した。

控訴人は、一審判決認容部分を不服として控訴した（被控訴人らは敗訴部分について控訴も附帯控訴もしていない。）が、差戻前控訴審も、本件利用提供行為が憲法20条3項にいう宗教的活動に当たり、同条項の政教分離規定に違反し、また、宗教的施設を維持するために地方公共団体の財産を供するものであり、憲法20条1項後段、89条に規定される政教分離原則に明らかに反するとした上で、原判決と同一の範囲内で被控訴人らの請求には理由があるとして、控訴人の控訴を棄却した。

これに対し、控訴人が、上告を提起するとともに上告受理を申し立てた。上告審は、上告受理申立てには応じなかったが、本件利用提供行為は政教分離を定めた憲法の規定に違反するものではないことを理由とする上告に基づき、差戻前控訴審判決を破棄し、本件を当審に差し戻した。その理由は、本件利用提供行為の現状は憲法89条、20条1項後段に違反するものであるが、その違憲性を解消するための手段としては、一審判決及び差戻前控訴審判決が命ずる方法以外にも合理的で現実的な手段が存在する可能性があり、にもかかわらず、差戻前控訴審は、その存否につき何ら判断することなく、また、その有無に関して当事者に対して釈明権を行使することなく、主文記載の違法を確認したものであるから、上記利用提供行為の違憲性を解消するための他の手段の存否等について審理を尽くさせる必要があるというものである。

2 前提事実

以下の事実は当事者間に争いがないか、又は後掲証拠により明らかに認められる。

下記事実は、差戻前控訴審判決における前提事実と同一である。

(1) 当事者

ア 被控訴人らは、いずれも砂川市に居住する住民である。

イ 控訴人は、砂川市の所有する財産につき管理する権限と責任を有する執行機関である。

(2) 砂川市による土地の所有及び神社建物等の存在等

ア 砂川市は、別紙第1不動産目録記載1ないし5の各土地（以下、同目録記載1の土地を「本件312番土地」、同2の土地を「本件313番土地」、同3の土地を「本件311番1土地」、同4の土地を「本件311番2土地」、同5の土地を「本件316番3土地」といい、これら各土地を併せて「本件土地」、本件312番土地及び本件313番土地を併せて「本件両土地」という。）を所有している。

イ 本件土地上には、鳥居、地神宮、正面の外壁の上部に「S会館」及び「神社」と記載された建物（以下、上記鳥居を「本件鳥居」、地神宮を「本件地神宮」、建物を「本件建物」又は「S会館」といい、これらを併せて「本件施設」という。）、土俵及び上川道路開削記念碑が存在する。

本件鳥居には、「S神社」と記された額が取り付けられている。

本件建物には入口が2か所あり、本件鳥居の正面にある入口の外壁上部には「神社」と記載され、その左側の入口の外壁上部には「S会館」と記載されている。

本件鳥居の正面にある入口から本件建物に入ると玄関部分と部屋部分があり、その奥には、祠（以下「本件祠」という。）が存在する。

本件施設等の位置関係の概略は、別紙第2及び第3のとおりであり、本件施設の外観等は、別紙第4（ア）ないし（カ）のとおりである。

(3) 監査請求等

被控訴人らは、平成15年12月19日、砂川市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、控訴人が本件土地を宗教施設維持のために使用させることは政教分離原則に違反するなどとして住民監査請求をした。同委員は、平成16年2月16日、同監査請求には理由がないと認め、同月17日、被控訴人らにその結果を通知した。（甲1、2）被控訴人らは、同年3月17日、本件訴訟を提起した。

3 争点

(1) 本件利用提供行為の違憲性

砂川市が本件両土地を無償で本件建物、本件鳥居及び本件地神宮の敷地としての利用に供し、本件神社物件のために無償で提供していることは憲法が定める政教分離原則に反するか。

(2) 違憲状態の解消方法

争点（１）につき、本件利用提供行為が違憲であるとされた場合、その解消のためには、砂川市は、本件神社物件を撤去し土地明渡しを請求すべきか。そうしないことが、違法に財産の管理を怠ることとなるか。

4 争点に関する当事者双方の主張

（１）争点（１）（本件利用提供行為の違憲性）について

（被控訴人らの主張）

ア 本件建物の宗教施設性

本件建物は、次のとおり、S神社という宗教的施設にS会館が併設されたものである。

（ア）本件土地には、S神社の施設である本件施設（本件鳥居、本件地神宮、本件建物）と土俵、参道、手水がある。

本件建物には、本件祠と拝殿があり、本件建物内部にはS神社で使用する鈴、賽銭箱、しめ縄等が保管されている。

（イ）S神社の祭神は天照大神であり、本件祠に祀られている。

（ウ）S神社においては、毎年、元旦、春、秋の祭りに宗教法人D神社の神官らによる神式の宗教行為が行われている。また、毎年8月には、D神社祭りの儀式様式に従ってS神社祭りが行われ、御輿渡御としてS神社の境内に祭壇が設けられ、雅楽の演奏、巫女の舞、神官の祝詞奏上及びお祓いなどの神式の行事が行われている。

イ 政教分離原則違反の行為

（ア）砂川市は、神社施設の維持の目的で、Eから本件312番土地の寄付を受けて取得し、同土地における本件建物及び本件地神宮の設置並びに本件鳥居の建て替えを許し、その後、期限も定めず、本件土地を無償で宗教施設として利用することを許してきた。

また、砂川市は、北海土地改良区から本件313番土地を買収して取得し、本件建物等の存続目的のために無償の使用を認めてきた。

（イ）砂川市は、本件建物の建設費等を支出し、S神社に対する便宜供与をし続けている。

（ウ）本件祠の前やS神社の境内では、神社役員、町内会の会長等の代表、砂川市長が参加して、玉串奉奠が行われている。

（エ）本件建物には、固定資産税、都市計画税が賦課されておらず、免税されている。

ウ 砂川市は、本件両土地につき、S連合町内会及びS神社との間で使用貸借契約を締結し、神社建物、本件鳥居、本件地神宮等の宗教的施設等を設置させ、神社内外における神式の宗教行事の執行に対する便宜供与を続けており、これは、憲法20条1項、3項、89条に定める政教分離原則及び地方財政法8条、地方自治法138条の2に反する違法な財産管理行為である。

（控訴人の主張）

ア 政教分離原則違反についての判断基準

ある行為が憲法上の政教分離原則に違反するか否かは、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるか否かといういわゆる目的効果基準によって判断されるべきである。また、その判断は、外形的側面のみにとられることなく、一般人の宗教的評価、行為者の意図、目的、宗教的意識の有無、程度、一般人に与える効果、影響等諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に行われるべきである。

イ 本件土地利用の適法性

上記の判断基準に照らせば、次のとおり、砂川市が本件土地の利用を認めていることは、憲法の定める政教分離原則及び地方財政法等の法令に反せず、砂川市に違法な財産管理行為はない。

(ア) 目的について

①祠等の施設の移設は、砂川町立S小学校の増設及び同小学校の体育館の新設に伴うものであること、②Eは、移設先の土地を無償で提供したこと、③この移設には砂川町の補助等の援助が行われなかったこと、④移設後、Eは提供した土地の固定資産税を個人負担するという理不尽な状況になったこと、⑤Eが本件312番土地の寄付願出をした前提として、祠等の施設の継続利用が求められていたこと、⑥このような経過からすれば、砂川町が、Eから土地を採納し、また、引き続き施設用地として利用させることは相当な判断であり、また、地域の公共的利益にも資するものであること、⑦一連の経過が学校教育の充実という大きな公共目的の実現を図るためのものであったこと、⑧昭和45年のS会館の建設は、町内会活動等の拠点を求める地域住民の要望に基づくものであったこと、⑨同会館の建設に伴って、施設面、組織面、運用面いずれにおいても本件施設の宗教性が失われたこと、⑩同会館自体には地域コミュニティの融和の場以外の意義は認められないこと、⑪資金補助の対象は、いずれも同会館に対するものであり、本件施設に対する援助ではないこと等の経過を踏まえて検討すれば、砂川市が本件土地を本件施設に無償で利用させていることの目的は、専ら世俗的なものといえ、むしろ学校教育の充実という大きな公共目的の実現という背景事情が認められる。

また、砂川市が本件313番土地を取得した目的は、道路用地の利用や土地区画整理事業の推進等の点にあり、専ら世俗的な行政目的である。

(イ) 効果について

①本件施設の中核である本件祠は、S会館の一隅に設置されているにとどまり、その施設自体もごく簡易なものであること、②本件祠は、普段は人目に触れない状態であること、③同会館の運営は、S会館運営委員会という宗教性のない団体が行っており、本件施設とは区別されていること、④本件施設には神官等は存在せず、本件施設の維持管理を行っている有志組織の構成員は神道の信徒ではなく、同構成

員らに宗教的意識は存在しないこと、⑤本件施設に関連して行われるいくつかの行事等も形式化し、習俗的儀礼の域を出るものではないこと、⑥本件祠が設置されているS会館は、地域コミュニティの融和を図るために建てられたものであり、実際の利用実態からしても、それ以外の意味は全く見出せないこと、⑦これら諸点からして、地域住民の意識としても本件施設を習俗化されたものと捉えていることは明らかであることなどからすれば、特定の宗教を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない。

(ウ) 無償使用の根拠等について

砂川市は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例4条1号に基づいて、本件土地の利用を認めている。

砂川市は、砂川市税条例72条1項4号に基づいて市内にある全ての町内会館について固定資産税を免除しており、S会館だけを免税としているわけではない（地方税法702条の8第1項、砂川市税条例141条により、固定資産税の例によるとされている都市計画税についても同様である。）。

地方財政法8条は、訓示的規定であって個別事案における具体的効果を持つものではない。また、地方自治法138条の2は、個別事案における具体的効果を持つものでない上、執行機関は議会の議決に従わなければならないところ、本件土地の貸借は議会の議決に基づくものであるから、これについて同条の趣旨がそのまま妥当するものではない。

(2) 争点(2)(違憲状態の解消方法)について

(控訴人の主張)

ア 本件利用提供行為の現状が違憲であるとしても、その状態の解消のためにとり得る他に選択できる合理的で現実的な手段が存在する場合には、本件施設の撤去・明渡しを求めなくとも、財産管理上直ちに違法との評価を受けるものではない。そして、その手段の選択に当たっては、控訴人の裁量権が認められるべきである。

イ 控訴人は、本件施設の利用状況につき、次の手段を検討している。

(ア) 本件建物外壁の「神社」の表示を撤去する。

(イ) 本件地神宮の表面を削り、「地神宮」という文字を消して、「開拓記念碑」等の宗教的色彩のない文字を掘り直す。

(ウ) 本件建物内にある本件祠を取り出し、別紙第6の図面のとおり、本件鳥居付近に設置し直す。

(エ) 本件鳥居及び本件祠の敷地として、本件312番土地の一部(別紙第6の図面斜線部分)を適正価格にて賃貸する。

(オ) 上記賃貸部分については、ロープを張るなどその範囲が外見的にも明確になるような措置を施す。

ウ 上記手段は、①外壁の「神社」の表示を撤去し、本件祠を取り出せば、本件建物の

宗教的側面は完全に払拭され、②本件地神宮の「地神宮」という文字を削れば、本件地神宮の有する宗教的色彩は払拭され、③本件祠を本件鳥居と近接した場所に設置することによって、宗教的施設の敷地とそうでない場所を明確に区分することができ、④本件両土地の一部を賃貸することによって、地域の負担を軽減し、地域住民の意識に応えることができ、⑤賃貸という手段を採用することで、登記・測量・分筆や議会の承認等の手続を要せず、関係者の理解が得やすくなる。よって、上記手段は、本件施設の撤去・明渡し以外に選択できる合理的で現実的な手段といえることができる。

エ 他方、本件施設の撤去・明渡しは、施設移設先の土地の確保が難しいこと、費用についても大きな負担が必要となることから、現実性・合理性を全く欠くものである。

オ なお、貸付けの場合の借主は、町内会名義とするのは、町内会が宗教性がない組織であることから相当でなく、また、純粋な個人とするのも実態にそぐわないことから、氏子総代長名義での契約を考えている。

(被控訴人らの主張)

ア 本件施設の撤去・明渡し以外に合理的で現実的な手段が存在するかどうかの判断について、控訴人に認められる裁量権は無制約でなく、宗教団体への特権付与を認定した最高裁判所の違憲判決や政教分離原則の趣旨を踏まえて、違憲状態を解消するという義務がある。特に、これまで控訴人が率先して特権化してきた市政のあり方や財産管理のあり方などについての真摯な反省、原状回復の誠実な追及を行う必要がある、政教分離原則に従って、市政と神社、氏子団体との切り離しを徹底する必要がある。

イ かかる観点から、控訴人の提案する他の手段を検討するに、①控訴人の主張は、氏子団体が砂川市に対してこれまで多額の不利益を与えてきたことを考慮せずに、氏子団体に最大限度の便益を与えようとするものであり妥当でない、②控訴人は他の部分と明確に区別された土地の一部を貸与するというが、一般の人から見ても、背後にある会館とS神社が一体のものとして存在することになる、③本件両土地は控訴人が所有する土地であるから、その全体を譲渡することは可能であり、土地の一部を賃貸すると、将来的に土地の返還を求めても直ちに返還されない可能性があり、控訴人が新たな損失を被る蓋然性が高い、④控訴人の提案は、議会の承認を不要とし、議会による民主的コントロールをあからさまに潜脱するような提案であり不当である、⑤控訴人の提案について、本件施設の所有者である町内会との間で十分に交渉がなされその了解が得られたとは認められず、控訴人が協議の窓口とし、かつ、賃貸借の相手方と予定している氏子総代長であるF氏の権限には疑義がある、⑥控訴人の提案は、賃貸借契約の手続において、他の宗教団体の参加の余地を認めていない点で、信教の自由に反する、⑦本件地神宮の「地神宮」という文字を削り取るなど、氏子集団の構成員の信教の自由の保障に対していかなる配慮をしたのか不明である、⑧控訴人の提案の作成過程において、氏子集団及び控訴人が、双方の間に距離を置くためにいかなる配慮をしたのか、その実態が全くみえない、⑨控訴人は、これまで政教分離原則に従

った土地管理を適正に行ってこなかったのであるから、今後適正な管理を行えるとするためには、過去の使用料相当分の徴求等、過去の不適切な管理状態を精算した上で、いかなる疑義も挟まないような状態を作出する必要がある。

控訴人が主張する違憲状態の解消策には、上記のとおり種々問題があり、他方、S神社の祭神をD神社に合祀するという方法や、控訴人が主張するのと同程度の面積の土地を氏子集団の構成員のいずれかが提供しそこに本件祠と本件鳥居を移設するという方法も、合理的で現実的な違憲状態の解消策であることからすれば、控訴人が主張する上記解消策が、合理的で現実的な解消策とはいえない。

ウ 一審判決及び差戻前控訴審判決のいうような4神社物件の撤去が最も適切であり、違憲状態を解消するためにかかる措置が氏子集団に対して過大な負担を負わせることとはならない。控訴人は、長期にわたり、違憲、違法な状態を形成し継続してきたのであるから、安易に例外を拡大すべきではない。控訴人による違憲状態解消案は、例外を認めるような事情とは到底いえない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実並びに証拠（甲1ないし5、7の1、甲9の4ないし11、甲10の5、甲11の1ないし6、甲12の1ないし3、5、6、甲13の1ないし10、甲15ないし20、甲25の1ないし15、甲26の1ないし20、甲27の1ないし8、甲28の1ないし44、甲30ないし33、39ないし41、乙1の1ないし3、乙2ないし9、13、14、乙15の1、2、乙16の1、2、乙17の1、2、乙18の1、2、乙19の1、2、乙25の1ないし3、乙26、27、29、30、33ないし38、乙39の1ないし7、乙40ないし48、証人F、証人G、被控訴人X2、被控訴人X1（後記認定に反する部分を除く。）、検証の結果）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、又は当裁判所に顕著である（括弧内の証拠番号等は、掲記事実を認めた主要証拠である。）。

(1) 神社及び神道等について

ア 神社を中心とする信仰は、神社神道と呼ばれ、先人らが集団生活をする中で自然に生まれてきた信仰であって、特定の者が作った信仰ではないとされている。したがって、神道は、教祖という特定の者の体験をもとにして説かれた宗教とは異なり、教義や教典はない。

神道における神は天照大神を中心とし、それをとりまく八百万神が天照大神を助け、人々の生活を守っているとされている。また、神道においては、祖先や国又は社会の発展に献身した者が神社に祀られることがある。（甲31）

イ 鳥居について

鳥居は、神社の門の一種として用いられ、神域を表示するものであり、鳥居が神社の参道や境内の入口、玉垣、透塀の入口などにあるのは、神域の関門として、その中

が神聖で汚れのないところを表すためであるとされている。鳥居は、寺と神社を区別する最も簡単な見分け方とされている。(甲31)

ウ 神社における祭り

神社における祭りは、氏子が日頃の感謝の気持ちから氏神に対して身も心も清めた上で真心を込めて奉仕することを意味し、年に1度の最も重要な祭りは例大祭又は例祭といわれる。(甲4, 31)

(2) S神社の沿革等について

本件訴訟に関する事実の経過等は別紙第5事実経過一覧表のとおりであり、このうちS神社の沿革等は次のとおりである。

ア S地区の住民らは、明治25年ごろ、五穀豊穡を祈願して、現在の砂川市立S小学校の所在地(砂川市a e条f丁目c番a号)付近に祠を建てた。

Pほかの神社創設発願者らは、明治30年、S神社の祠等の施設に用いる上記土地付近の3120坪の土地について、北海道庁に御貸下願を提出して認められ、上記住民らは、同所に神社施設を建立した。同施設には同年9月に天照大神の分霊が祀られ、札幌神社から宮司を迎えて鎮座祭が行われ、地区住民の有志団体であるS青年会が同施設の維持、管理に当たった。(甲3ないし5, 15, 41, 乙2)

イ 公立空知郡F尋常小学校は、明治36年5月5日、上記施設に隣接して建設され(なお、上記小学校は、昭和10年9月1日に公立空知郡S尋常高等小学校、昭和16年4月1日に空知郡S国民学校、昭和22年5月1日に砂川町立S小学校、昭和33年7月1日に砂川市立S小学校とそれぞれ改称されたが、以下においては時期を問わずに「S小学校」という。)(甲3, 乙2, 証人C)

ウ S小学校においては、昭和23年ごろ、校舎の増設及び体育館新設の計画が持ち上がり、その敷地となる土地からS神社の祠等の神社施設を移転する必要が生じた。そこで、S地区の住民であるEが、校舎増設等に協力すべく、本件312番土地及び本件311番2土地を上記神社施設の敷地として提供した。

上記神社施設は、そのころ、本件312番土地及び本件311番2土地上に移転され、また、昭和25年9月15日には同所に地神宮も建てられた。

Eは、昭和28年、砂川町に対し、祠等の施設のために本件312番土地及び本件311番2土地の寄付願出をし、砂川町は、同年3月の町議会において上記両土地の採納の議決及び上記両土地を祠等の施設のために無償で使用させるとの議決をし、同月29日、Sから上記両土地の寄付を受けてその所有権を取得した。また、砂川町は、同日、Sから砂川市a e条f丁目d i番の土地1229m²(地目は学校用地)について寄付を受け、同土地は現在も学校用地として利用されている。砂川市(市制開始は昭和33年7月)は、以上の土地について、昭和34年2月21日に所有権移転登記を受けた。(甲3, 4, 41, 乙2, 14, 乙17の1, 2, 乙18の1, 2, 証人G)

エ S部落連合会（後記S連合町内会の前身）は、昭和45年ごろ、本件311番2土地及び本件312番土地とそれらの隣接地において、かねて地域の住民から設置の要望のあった集会場等となる建物としてS会館を建築することを計画し、同年8月にS部落連合会会長名で本件311番1土地及び本件311番2土地を敷地とする本件建物の建築確認を受け、同年10月に本件建物を新築したが、本件建物の表示登記及び所有権保存登記はされなかった。

本件建物は、床面積約99m²の平家建建物であり、後記のとおり、建築時からS会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）によって運営がされている。

砂川市は、本件建物の建築に際し、砂川市会館建設補助規則に基づき、S部落連合会に対して84万8000円の補助金を交付し、同年9月3日、H及びIから上記隣接地である本件311番1土地の寄付を受けた。また、上記隣接地である本件313番土地及び本件316番土地は、北海土地改良区が所有していたが、運営委員会はこれらの土地を無償で借用することとされた。

そして、本件建物の建築に伴い、本件311番2土地及び本件312番土地上にあった従来のS神社のかなり傷んでいた祠や木製の鳥居等の神社施設は取り壊され、本件建物内に本件祠が設置され、本件312番土地に本件鳥居が新たに設置された。なお、本件311番1土地についての砂川市に対する共有者全員持分全部移転登記は昭和59年12月12日にされた。その結果、本件311番2土地には祠や鳥居等のS神社関係の施設はなくなり、同土地には、昭和44年に上川道路開削記念碑が建てられ、現在その敷地として利用されている。（甲3、40、乙3ないし5、16の1、2、乙25の1、乙26、証人F、検証の結果）

オ 本件建物については、①昭和61年に南東側1階の部屋及び地下1階の収蔵庫（各床面積約26m²）の増築工事、②平成6年に水洗化工事が行われた。砂川市は、砂川市会館建設補助規則に基づき、上記①の工事についてS連合町内会に対し160万円の補助金を交付し、同②の工事について運営委員会に対し40万6541円の補助金を交付した。（乙5ないし7、25の2、3、乙29、証人G）

カ 北海土地改良区は、地域開発に伴い同改良区の管理するS支線の全域が地区除外されて用途廃止されることになったため、所有地を処分することとし、平成3年ごろから砂川市に買受けを打診してしていた。

同改良区は、平成4年12月16日付け文書により、砂川市に対し、本件313番土地及び本件316番3土地ほかの土地に関する正式の買受け要請をした。上記文書には、「（前略）当区管理施設のS支線（略）全域が地区除外され、用途廃止に至りました。この程、この用地の地先関係者より払い下げの申し出があり、（略）この内（略）貴市管理の道路及び公共施設等に使用されている部分があり、この用地を買い受けしていただきたく、協議いたします。ご検討のうえ、回答願います。（後略）」と記載されていた。

砂川市は、平成6年1月17日、上記要請に基づき、同改良区から本件313番土地を500万2321円、本件316番3土地を143万8296円で買い受け、上記両土地について、平成6年1月20日に所有権移転登記を受けた。(乙13、15の1、2、19の1、2)

(3) S神社について

ア 由緒等

S神社は、上記認定のとおり、明治25年に祠が建てられたことに始まり、明治30年には天照大神が祀られ、昭和23年には現在地近辺に移転した空知地方では最古に属する神社である(同じく札幌神社(現在の北海道神宮)の系列にあるD神社よりも先にできた。)が、宗教法人法に定める宗教法人ではない。(甲3ないし5、41、証人F、被控訴人X1)

イ S神社における行事

(ア) S神社においては、初詣、春祭り、秋祭りという年3回の行事が行われている。

(甲7の1、甲10の5、甲11の4ないし6、甲12の1、2、5、6、甲13の1ないし7、10、甲28の1ないし44、証人F)

(イ) 初詣においては、おみくじ、交通安全の札、熊手、当たり矢が販売されている。

これらは、D神社から借りたものであり、代金及び売れ残ったおみくじ等は、D神社に戻される。(甲7の1、証人F)

(ウ) S神社の春祭りと秋祭りの際には、D神社から宮司の派遣を受けている。春祭り、秋祭り、毎年8月のT神社祭りの際には、「S神社」「地神宮」などと書かれた幟が本件鳥居の両脇に立てられる。秋祭りの際には、本件地神宮の両脇に「奉納地神宮氏子中」等と書かれた幟が立てられて、神事が行われ、「秋季祭典奉納S神社」あるいは「S神社奉納秋まつり」などと書かれた看板がS神社の地域に掲げられる。また、D神社祭りの際、S神社に、D神社の御輿がS神社を訪れ、テープによる雅楽の演奏が行われ、巫女が舞を舞っていたことがある。(甲9の4ないし11、甲10の5、甲11の1ないし6、甲12の1ないし6、甲13の1ないし10、甲27の1ないし8、甲28の1ないし44、証人F)

ウ S神社の組織等

(ア) 総代等

S神社には、総代(氏子総代)及び世話役が各10名ずついる。組織の規約などはなく、総代又は世話役の選出や解任について決まった手続もなく、実際には、年1回の総会において、欠員が生じた地域から新しい役員を話し合いで選んでいる。また、総代の中から総代を代表する総代長が協議で決められるが、現在の総代長はN町内会長であるFであり、その前の総代長はJ団地町内会の者であった。なお、現在の総代や世話役に神道の者はおらず、全員宗教としては仏教を信仰している。

総代及び世話役などの役員は、S神社における上記年3回の行事(初詣、春祭り、

秋祭り)の手伝いをしており、祭りの際には寄付集めも行うが、J団地町内会、N町内会、K町内会では、町内会財政から寄付が直接出されることもあった。

本件建物の使用については、氏子総代がS神社として年6万円を支払っている。上記使用料は、祭礼での使用の対価であり、本件祠を本件建物に設置していることの対価ではない。(乙26, 証人F, 被控訴人X1)

(イ) 氏子等

氏子は、もともと生まれ暮らす地に神を祭り五穀豊穡や安全を祈願をするという一種の宗教的行為の中から始まったもので、時代による多少の変化はあるものの、現在までその制度が続いていると考えられる。

S神社の氏子とされる者には神道以外の宗教の者もあり、また、S神社のある地域の者のすべてが同神社の氏子というわけではない。(証人F, 被控訴人X1)

(4) 本件建物等について

ア 本件建物の位置等

本件建物は、別紙第2のとおり、本件土地上に存するが、昭和45年にされた本件建物の建築確認申請には、本件311番1土地及び本件311番2土地のみが敷地として記載されていた。また、昭和61年の本件建物の増築の際の建築計画概要書においては、建築主が「S連合会長L」とされ、敷地が本件311番1土地、本件311番2土地、本件312番土地及び本件313番土地の一部とされていた。

なお、本件建物は登記されていないが、平成17年1月1日現在で課税台帳に登録された。(乙3, 5, 30)

イ 本件建物内部の状況

本件建物の2か所の入口のうち、本件鳥居の正面にあつて外壁上部に「神社」と記載された入口から本件建物内に入ると、玄関部分(別紙第3㉔)、部屋部分(同㉕)及び本件祠(同㉖)がほぼ本件鳥居からの直線上に存在する。

上記玄関部分の天井には、S神社の鈴をつける金具が取り付けられている。

本件祠の形状等は別紙第4㉗ないし㉘のとおりであり、その中には天照大神を御神体とする鏡が存在する。本件祠は、普段は扉が閉められているが、鍵はなく、祭りのときなどは扉が開かれる。

本件建物の保管棚(別紙第3㉙)には、暗幕、垂れ幕、鈴等が保管され、本件建物の地下室(収蔵庫。別紙第3㉚)には、賽銭箱、しめ縄などが保管されている。

本件建物内部の壁(別紙第3㉛の箇所)には、「S神社役員」と書かれた紙が貼ってあり、その紙には「総代長」「副総代長」「総代総務」「総代会計」「総代」「世話役」「関係町内会長」の氏名が記されている。役員の名は、毎年、本件建物内部の壁に張り出される。(甲26の1, 甲28の25, 26, 28ないし38, 証

人F, 検証の結果)

(5) S 連合町内会及び運営委員会等

ア S 連合町内会等について

S 地区には, 開拓以来, 第1ないし第3 部落会があり, 地区における行事等の際にはこれらの部落会によって部落連合会が組織されていたが, その後, 部落会は町内会と名称が変更され, 部落連合会もS 連合町内会に名称が変更された。

S 地区の世帯数は現在約1 3 0 0 ほどで, N町内会, J 団地町内会, K町内会, O町内会, M団地町内会, 新M団地町内会の6 つの町内会があり, これらの町内会によってS 連合町内会が組織されている。

上記各町内会では, S 神社の祭りの際に寄付を集めており, その寄付は, 町内会の議事録において毎年報告される。被控訴人X 1 は, O町内会に属しており, 7 年ほど前に町内会長になった際にはS 神社に対する寄付を止めさせたことがあった。F は, 現在, N町内会の町内会長であり, かつ, S 神社の総代長であり, S 連合町内会の会長をしたこともある。また, F は, 昭和4 6 年から平成1 1 年まで砂川市議会の議員を務め, 議長であったこともある。(甲2 8 の3 8, 甲3 0, 証人G, 一証人F, 被控訴人X 1)

イ 運営委員会等について

本件建物内には, 机, いす, 黒板やカラオケ機器が置かれ, 普段はS 会館として学習塾や英語塾等の会場に使用されており, その使用料は1 3 0 0 円(冬期は2 0 0 0 円) 程度である。上記認定のとおり, S 神社も, 祭礼の際の建物使用の対価として, 年間6 万円の使用料を支払っている。

本件建物は, S 地区の町内会の者が運営委員となる運営委員会によって管理運営がされている。同委員会は, 本件建物の貸出し, 使用料の徴収, 光熱費の支払, 年2 回程度の草刈りなどの建物内外の維持管理をしており, 年2 回の役員会を行っている。(甲4 0, 乙2 6, 証人G, 証人F, 検証の結果)

(6) 砂川市の対応等について

ア 本件土地は, 上記のとおり, いずれも砂川市が所有するに至っており, その土地には本件施設(本件建物, 本件鳥居, 本件地神宮) その他の構成物が存在する。砂川市は, 本件土地の使用及び本件土地上にこれらの構造物が存在することを容認しているが, 本件建物に対する本件土地の貸借契約等の存在を示す契約書その他の書類は一切存在しない。(甲2, 3 3, 乙2 9, 証人G)

イ G (現在の砂川市総務部長) は, 平成1 0 年ごろ, D 神社の御輿を市役所の中に1 晩置いておくことがあったり, 市役所前に神輿がきて玉串奉奠をすることがあったため, 当時の市長に対し, 疑惑を招くのでなるべく避けた方がよく, 市長が毎年各祭りを回るのもやめたほうがよいとの進言をした。(証人G)

ウ 当時の市長は, 平成1 0 年第3 回砂川市議会定例会において, 「市役所の前の参拝は

取りやめるべきだというようなことがございました。これは、従来からの習慣なのです。(略) みこしが来て、それに参拝をして、市民の安寧を考え、そして地域の安全をお参りするということは何ら差し支えない、そういうふうには考えている。(略) 私は宗教に基づいておみこしと一緒に歩いてはいただけません。各地域の無災害、安全、そして豊穰を祈願することは市長として当然の役割である。(略) この地域が、そういう意味では、皆さん方とともに協力し合って発展してほしいと、そういうことを神にお願いをしている、むしろそういうことなのです。それは、神の力をかりてでもそういう考え方をやはりお願いするという気持ちにならざるを得ないのです。」と答弁した。(甲17)

(7) 被控訴人らは、前記前提事実(3)のとおり、住民監査請求を行った後本件訴訟を提起した。本件訴訟は、前記「第2 事案の概要」の1記載のとおり経過をたどって、当審に差し戻された。

上告審は、本件利用提供行為は、砂川市が、何らの対価を得ることなくその所有する土地上に宗教的施設を設置させ、氏子集団においてこれを利用して宗教的活動を行うことを容易にさせているものといわざるを得ず、一般人の目から見て、砂川市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないから、砂川市とS神社ないし神道とのかかわり合いが我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法89条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法20条1項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当すると判断した。しかし、上告審は、本件利用提供行為の現状の違憲状態の解消には、神社施設を撤去し土地を明け渡し以外にも適切な手段があり得るとし、その方法として、本件両土地の全部又は一部を譲与し、有償で譲渡し、又は適正な時価で貸し付ける等の方法がある旨説示し、その方法の選択に当たり、控訴人には裁量権があると解した上で、上記撤去・明渡し以外の他に選択することのできる合理的で現実的な手段が存在する場合には、控訴人が上記撤去・明渡しという手段を講じていないことは、財産管理上直ちに違法との評価を受けるものではないから、本件利用提供行為の違憲性を解消するための他の特段の手段の存否等について審理を尽くさせるため、本件訴訟を当審に差し戻した。(顕著)

(8) 上告審判決を受けて、平成22年1月22日、控訴人をはじめとする砂川市の担当者が、氏子総代長であるFと面談し、砂川市としては、上告審判決によって示された方法により解決を図りたい旨申し入れ、Fに対し、地域としての意見のとりまとめを依頼した。Fは、その後、S神社の役員及びS連合町内会に属する各町内会長と打ち合わせを行い、その際、本件地神宮の「地神宮」の文字を「開拓記念碑」に彫り直せば問題がないのではないかとの意見を述べる者もいた。同年2月4日の砂川市担当者とFほか1名との面談の際には、砂川市から、全部売却や全部賃貸に

は多額の費用を要する旨の説明がなされ、本件祠を移設し、貸付面積を少なくするなど、地域負担を軽減する工夫も考えられると説明した。その後も、何度か面談が行われ、その間、Fは、神社の役員会や各町内会長と協議を重ねた。そして、同年3月19日、Fは、控訴人を含む砂川市の担当者との面談の席で、神社施設を存続する方向でまとまりつつある旨伝え、買取りは神社の財政上不可能であり、借地にする場合でも極力小面積となるよう配慮して欲しい旨述べ、本件地神宮については、「開拓記念碑」に彫り直す旨告げた。砂川市の担当者は、その場で、本件祠を本件鳥居の北側に移設した場合、最小で20坪くらいにはでき、そうであれば、借地料として4万6000円程度に圧縮できる旨告げた。この協議を受けて、同月26日、Fは、砂川市担当者に対し、神社役員会を開いて話し合ったところ、同月19日の上記面談で砂川市と協議した方法により神社を存続したいということで、意思確認がなされた旨告げた。(乙39の1ないし7)

(9) 控訴人は、上記(8)の地域住民との協議結果を受けて、平成22年4月28日付準備書面において、前記第2の4の(2)「争点(2)(違憲状態の解消方法)について」の「(控訴人の主張)」のイの(ア)ないし(オ)記載の提案を行った。(顕著)

(10) 本件両土地について、不動産鑑定士が鑑定した正常価格としての評価額は、1350万円(1平方メートル当たり1万4657円)である(乙33)。また、本件両土地を所有することに基づく固定資産税の価格を算定するに当たり基準となる価格は1平方メートル当たり9359円であり、本件両土地の固定資産税額は、次のとおり、本件両土地の合計面積921平方メートルを乗じ、これに100分の1.7の税率を乗じた14万6533円となる(乙34ないし36)。

$$9,359 \times 921 \times 0.017 = 146,533$$

(11) 現行の砂川市公有財産規則によれば、砂川市が本件両土地全体を適正価格で貸し付けるとすると、次のとおり年額約61万5000円となる。(乙34, 35, 37)

$$13,370 \text{ (固定資産評価額)} \times 921 \text{ (面積)} \times 0.05 \text{ (貸付料)} = 615,688$$

(12) 控訴人が本件祠を本件鳥居の付近に設置し直すことにより賃貸しようとしている別紙第6図面記載の土地(以下「本件賃貸予定地」という。)の範囲は52平方メートルであるところ、これを上記(10)の正常価格で有償譲渡するとなると、次のとおり、76万2164円となる。これに対し、上記(11)の適正賃料額で貸し付けるとすると、次のとおり、年額3万4762円程度となる。(乙44の1ないし4, 弁論の全趣旨)

$$14,657 \times 52 = 762,164$$

$$13,370 \times 52 \times 0.05 = 34,762$$

- (13) 本件鳥居及び本件地神宮を本件両土地から移設することとなると、210万円以上の費用を要することとなる。(乙38)
- (14) 控訴人が主張する計画どおりに本件祠を移設するに必要な費用は50万8567円、本件地神宮の「地神宮」の文字の削除と新たな文字(「開拓之碑」)の刻印に要する費用は合計12万6000円で合計63万4567円となる。(乙45ないし47)
- (15) Fは、砂川市の担当者と、平成22年7月16日に協議を行った。その場では、①Fにおいて、神社関連物品は本件建物から移動し今後本件建物に置かない方向で、神社役員会を開いて話し合うとされ、②Fから、祠を移設した場合にこれを納める上屋の建築費用及び地神宮の文字の彫り直し費用については、神社側が負担するものであり、了解済みである旨の話があった。その後、氏子総代長のFは、本件建物内にある神社関連物品や、祭礼で用いるポールを、地域住民らと協力して、F宅ほか地域住民宅にすべて移動した。なお、上記神社関連物品を運び出した際、併せて、本件建物外壁の「神社」表示も、地域住民らの手によって撤去され、撤去後、表示があった箇所の色合いを周囲の色合いにあわせて塗装した。(乙40の1ないし18、乙41ないし43、48、弁論の全趣旨)

2 争点(1)(本件利用提供行為の違憲性)について

上告審は、上記1(7)のとおり、本件利用提供行為は憲法に違反すると判断したが、上記判断が前提とする事実は、上記1において当裁判所が認定した事実とほぼ同一であり、当審における認定事実には、上記判断に変更をもたらすような変更はない。

よって、差戻審である当審は、本件利用提供行為は違憲であるとした上告審の上記判断に拘束されるので(民事訴訟法325条3項)、これを前提に、争点(2)(違憲状態の解消方法)について検討することとする。

3 争点(2)(違憲状態の解消方法)について

前記1で認定したところに基づき、控訴人が主張する違憲状態解消のための方法が、裁量権を逸脱又は濫用するものと評価されるか否か、以下検討する。

- (1) 上告審は、差戻前控訴審判決を破棄して差し戻すに当たって、本件利用提供行為を違憲とする理由は、本件施設において一定の宗教行事を行う氏子集団に対して、長期にわたって無償で土地を提供していることによるものであるとし、本件両土地の全部又は一部を譲与し、有償で譲渡し、又は適正な時価で貸し付ける等の方法で違憲性を解消できると明言する。以上によれば、上告審判決は、本件両土地の一部を適正な時価で貸し付けることを容認しているものであり、その点で、T神社への合祀や氏子集団に属する者の土地への移設が可能である以上、控訴人が提案する方法が上告審が述べる現実的かつ合理的な手段たり得ないとの被控訴人らの主張は採用できない。
- (2) また、上告審が、本件利用提供行為を違憲とした理由は、本件神社物件を管理し

祭事を行い社会的に実在する宗教団体たる氏子集団が、祭事に伴う建物使用の対価を支払うのみであり、本件神社物件の設置に通常必要とされる対価を何ら支払うことなく、その設置に伴う便益を享受していることが、本件利用提供行為の直接の効果として、氏子集団が神社を利用して宗教的活動を行うことを容易にしていると評価したからである。他方、上告審判決は、前記認定事実に基づき、本件利用提供行為が、もともと小学校敷地の拡張に協力した提供者に報いるという世俗的、公共的な目的から始まったものであるとし、かかる、本件利用提供行為に至った事情は、それが違憲であることを否定するような事情として評価することまではできないとしても、解消手段の選択においては十分に考慮されるべきであるとも述べる。さらに、上告審判決は、氏子集団による本件神社物件を利用した祭事がごく平穏な手段で行われていることをも合わせ考慮すると、本件神社物件を撤去させるべきものとするのは、神社敷地として使用することを前提に土地を借り受けているS連合町内会の信頼を害するのみならず、地域住民らによって守り伝えられてきた宗教的活動を著しく困難なものにし、氏子集団の構成員の信教の自由に重大な不利益を及ぼすことは自明である旨を指摘している。

以上によれば、上告審が、神社施設の撤去以外の適切な手段の存否について審理させるために本件差し戻した趣旨は、砂川市が、市有地たる本件両土地において氏子集団が本件神社物件を設置して宗教的活動を行っているのを容認すること自体は、本件利用提供行為が始まった経緯や氏子集団の活動の平穏性から否定しないものの、宗教団体たる氏子集団から市有地使用の対価を一切得ていないことが政教分離原則に反するから、その設置の適切な対価を得るための現実的かつ合理的な手段の存否を審理することを求め、その手段が存在する場合には、砂川市が本件神社物件の撤去を求めないことも違法ではないとするものというべきである。

- (3) 上記の観点から、控訴人が当審において示した提案を検討するに、まず、本件神社物件のうち、本件建物の外壁の「神社」については、控訴人が提案するように、これを撤去することによって問題は解決するところ、前記認定したところによれば、既に上記表示は撤去されていることが認められる。

また、本件地神宮についても、控訴人が提案するように、「地神宮」の文字を消して「開拓記念碑」と彫り直すことによって、本件地神宮の宗教的側面は払拭され、本件地神宮の設置に関する対価の徴収はそもそも問題とならなくなる。

残るのは、本件祠と本件鳥居であるが、本件鳥居は、砂川市がS連合町内会に無償で貸与している本件312番土地上に直接設置されており、また、本件祠は、砂川市がS連合町内会に無償で貸与している本件土地上の同町内会所有の本件建物内に存在するところ、控訴人の提案は、本件祠を本件建物内から取り出して本件鳥居の付近に設置するとともに、本件鳥居と本件祠の敷地として、本件312番土地のうち、別紙第6図面のとおりに、国道に接する6.5メートルを間口とし、奥行き

を8.0メートルとする面積52平方メートルの本件賃貸予定地を、砂川市が、氏子集団に賃貸する（権利能力を有さないため、賃借名義は氏子総代長名義）というものである。こうすれば、本件祠と本件鳥居設置のための敷地を無償で利用させているという違憲状態は解消されることとなる。

もっとも、本件祠と本件鳥居を氏子集団が宗教活動のために用いるに当たり、本件賃貸予定地以外の市有地や本件建物の使用が必然的に伴う場合には、実質的には上告審が指摘する違憲状態は解消されていないというべきである。しかし、本件賃貸予定地が国道に接していることからすれば、本件鳥居及び本件祠へは公道から直接行くことができるし、また、前記認定のとおり、氏子集団は、これまで本件建物内に保管していた祭礼用具等をすべて、氏子総代長であるF宅や他の氏子宅に移動している。したがって、氏子集団が本件鳥居及び本件祠で宗教的行為に及ぼうとする場合に、本件賃貸予定地以外の市有地や本件建物を使用する必要はない。

また、前記認定したところによれば、本件賃貸予定地の地代として砂川市が氏子集団から徴収しようとしている賃料額は、砂川市公有財産規則に基づく適正賃料額である。

以上によれば、控訴人の上記提案は、本件利用提供行為の違憲性を解消するための手段として、合理的な手段であると認められる。

(4) ただし、いかに、控訴人の提案が上記の意味で合理的な手段であるとしても、それが実現可能な現実的な手段でなければ、本件利用提供行為の違憲性は解消されないことはいうまでもないので、以下この点を検討する。

まず、本件建物の外壁の「神社」表示については、上述のとおり、既に撤去されており、この点を検討する必要はない。

次に、本件地神宮の文字の彫り直しと本件祠の移設には費用を要するところ、前記認定したところによれば、これらに要する費用は合計63万4567円と認められ、氏子集団が負担することが不可能な金額とはいえ、前記認定のとおり、氏子集団は、その費用を負担することについて了解済みである。したがって、彫り直しや移設費用の負担という点では、控訴人の提案の実現可能性に問題はない。

また、本件賃貸予定地の賃料の支払能力という点でも、前記認定のとおり、その適正賃料額は年額3万4762円と少額であるから、氏子集団がこれを負担することは可能であり、また、その負担についても、移設費用同様に氏子集団の了承が得られており、この点でも、控訴人の提案の実現可能性に問題はない。

さらに、上告審判決は、市議会の議決を要件とする解消策については、その議決が適法に得られる見込みの有無も考慮する必要がある旨説示するが、貸付けの場合は、譲与の場合と異なり、適正な対価をもってすれば、議会の承認は不要であり、議会承認に関しても、控訴人の提案の実現可能性に問題はない。

なお、一筆の土地の一部の賃貸の場合、一部を譲与する場合と異なり、測量・分

筆・登記の必要がない点も、控訴人の提案の実現可能性を高めるものである。

また、前記認定したところによれば、控訴人の上記提案を受けた氏子総代長であるFは、S神社の役員のみならず、本件神社物件の法的な所有者であるS連合町内会を構成する町内会長らとも相談を重ねた上で、控訴人の提案を受け入れることを了承しており、その点でも、上記提案は、関係者の意向にも沿うものと認められ、実現可能性が高い。

- (5) 被控訴人らは、控訴人の上記提案につき、控訴人がこれまで政教分離原則に基づく適正な土地管理を行ってこなかったにもかかわらず、過去の不適切な管理行為の精算を行わないばかりか、これにより砂川市に多額の不利益を及ぼしてきた氏子集団に最大限度の便益を与えるものであり、相当でない旨主張する(①及び⑨)。

しかし、本件で問題となっているのは、本件利用提供行為の現状の違憲性を解消する手段の適否であり、過去において何らかの違法行為があったとしても、その解決は、別途行われるべきであるから、被控訴人らの上記主張は、前記結論を左右するものではない。

- (6) 被控訴人らは、控訴人の上記提案内容が、砂川市と氏子集団やS神社との一般人から見た一体性を継続させるものであり、両者の間に距離を置くために配慮した様子が見られないとして、これを非難する(②及び⑧)。

しかし、前述のとおり、上告審判決は、本件利用提供行為開始の経緯や氏子集団による宗教的活動の態様が平穏であったことから、市有地たる本件両土地において氏子集団が本件神社物件を設置して宗教的活動を行うのを容認すること自体は否定しておらず、その利用の適切な対価を得ていないことを問題視しているというべきであるから、上記被控訴人らの主張は、そもそも、控訴人の提案内容を不相当とする理由とはなり得ないものである。

- (7) 被控訴人らは、賃貸の場合には将来土地の返還を求めても返還されない可能性があるから、本件両土地全体を譲渡する方がよい旨主張する(③)。

しかし、前記認定したところによれば、本件両土地全体を適正額で有償譲渡するとした場合、その代金支払は氏子集団の負担能力を遙かに超えるものであり、結局氏子集団が本件神社物件を撤去することを余儀なくさせるものであって、撤去をしないですむ他の方法としての実現可能性が著しく低いものである。砂川市が将来土地を利用する必要性が生じた場合には、法律の規定に従ってその返還を求めることができるのであり、漠然とした返還への支障発生の可能性をもって、本件両土地の一部賃貸が財産管理上問題があるとはいえない。

よって、上記被控訴人らの主張にも理由がない。

- (8) 被控訴人らは、控訴人の提案が敢えて議会の承認を不要とする手段を採用して議会による民主的コントロールを潜脱しようとしている旨主張するが(④)、前述したところによれば、控訴人が部分賃貸の方法を提案したのは、主として氏子集団の経

済的負担能力を考慮したからであり、議会の承認を不要とするために敢えて賃貸の方法を選んだのではないことは明らかである。

よって、上記被控訴人らの主張にも理由がない。

- (9) 被控訴人らは、本件神社物件の所有者はS連合町内会であるところ、控訴人がその提案につき同町内会と交渉しその了解を得たとは認められない旨主張する(⑤)。

しかし、上告審判決が説示するように、本件神社物件を管理運営するのは社会的実体を有する氏子集団であり、S連合町内会を本件神社物件の法的な所有者とするのは、氏子集団を権利能力なき社団と認めることができないからである。したがって、控訴人が、氏子総代長であるFを賃借予定者として交渉を進めたことは、本件神社物件の管理運営の実体に沿うものであり、妥当な措置である。なお、前記認定したところによれば、Fは、控訴人の提案を受け入れるに当たり、S連合町内会を構成する町内会長らとも相談を重ねており、本件神社物件の法的な所有者であるS連合町内会の了承も得ていると認められる。

よって、上記被控訴人らの主張にも理由がない。

- (10) 被控訴人らは、賃貸借契約の手續において、他の宗教団体の参加を認めていない点が信教の自由に反する旨主張するが(⑥)、同賃貸借が、本件両土地において長年本件神社物件を管理運営してきた氏子集団が、本件神社物件を撤去しなくてよいために考えられる手段として提案されたものであることからすれば、上記被控訴人らの主張に理由がないことはいうまでもない。

- (11) 被控訴人らは、控訴人の提案が、氏子集団の構成員の信教の自由への配慮を欠くものであるかのごとく主張し、その根拠の一つとして、本件地神宮の「地神宮」という文字を削り取ることをあげる(⑦)。

しかしながら、控訴人の提案は、本件地神宮を含む本件神社物件を現状のまま本件両土地に設置することが違憲であるとの上告審の判断を受けて、その撤去という氏子集団の構成員の信教の自由に重大な不利益を及ぼす事態を避けるためになされたものである。そして、前記認定したところによれば、「地神宮」の文字を「開拓記念碑」に彫り直すことについては、氏子集団の構成員の間で了解が得られていると認められる。

以上によれば、控訴人の提案は、むしろ、氏子集団の構成員らの信教の自由を保障するための手段というべきであり、そのことについて同構成員も了解しているのであるから、被控訴人らの上記主張は採用できない。

- (12) 以上によれば、控訴人が提案する手段は、本件利用提供行為の違憲性を解消する手段として合理的で現実的なものであるということができ、かかる手段を控訴人が提案している以上、控訴人において本件神社物件の撤去及び土地明渡しを請求しないことを、控訴人の財産管理上の裁量権を逸脱又は濫用するものと評価することはできない。よって、本件利用提供行為の現状は違憲状態ではあるが、控訴人におい

て、これを解消するために本件神社物件の撤去及び土地明渡請求をしないことは、地方自治法242条の2第1項3号所定の「財産の管理を怠る事実」には該当しないというべきである。

4 結論

以上によれば、被控訴人らの請求には理由がなく、控訴人の本件控訴には理由があるから、一審判決中控訴人敗訴部分を取り消して被控訴人らの請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

末 永 進

裁判官

古 閑 裕 二

裁判官

住 友 隆 行

別紙第1

不 動 産 目 録

- 1 所 在 砂川市 a e 条 g 丁目
地 番 3 1 2 番
地 目 境内地
地 積 3 7 0 m²
- 2 所 在 砂川市 a e 条 g 丁目
地 番 3 1 3 番
地 目 用悪水路
地 積 5 5 1 m²
- 3 所 在 砂川市 a e 条 g 丁目
地 番 3 1 1 番 1
地 目 畑
地 積 7 9 m²
- 4 所 在 砂川市 a e 条 g 丁目
地 番 3 1 1 番 2
地 目 境内地
地 積 3 4 3 m²
- 5 所 在 砂川市 a e 条 g 丁目
地 番 3 1 6 番 3
地 目 用悪水路
地 積 1 5 8 m²

(別紙第2から第6まで添付省略)

(5) 平成24年2月16日 最高裁判決

平成23年(行ツ)第122号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の札幌高等裁判所平成22年(行コ)第4号財産管理を怠る事実の違法確認請求事件について、同裁判所が平成22年12月6日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、北海道砂川市(以下「市」という。)がその所有する土地を神社施設の敷地として無償で使用させていることは憲法の定める政教分離原則に違反する行為であって、敷地の使用貸借契約を解除し同施設の撤去及び土地明渡しを請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、市の住民である上告人らが、被上告人に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、上記怠る事実の違法確認を求める事案である。

2 原審が適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 市は、原判決別紙第1不動産目録記載1ないし5の各土地(以下「本件各土地」といい、同目録記載の土地を個別に摘示するときは、その番号に従い「本件土地1」などという。)を所有している。

本件土地1上には、鳥居及び地神宮が設置されている。また、本件各土地上には、原判決別紙第2及び第3のとおり、地域の集会場等であるS会館(以下「本件建物」という。)が建てられ、その一角にS神社(以下「本件神社」という。)の祠が設置されている。本件建物のうち会館入口とは別に鳥居の正面に当たる部分にある入口の上部には、「神社」との表示が設けられていたが、上記表示は後記(5)のとおり現在では撤去されている(以下、上記の鳥居等をそれぞれ「本件鳥居」、「本件地神宮」、「本件祠」及び「本件神社の表示」といい、これらの4物件を併せて「本件神社物件」という。)

本件建物及び本件神社物件の所有者は、S連合町内会(以下「本件町内会」という。)であり、市は、本件町内会に対し、本件各土地を無償で本件建物、本件鳥居及び本件地神宮の敷地としての利用に供している(以下、市が本件各土地を上記のと

おり無償で提供していることを「本件利用提供行為」という。)

(2) 本件神社は、宗教法人法所定の宗教法人ではなく、神社付近の住民らで構成される氏子集団（以下「本件氏子集団」という。）によってその管理運営がされている。本件氏子集団は、組織についての規約等がなく、氏子の範囲を明確に特定することもできないため、これを権利能力なき社団と認めることはできないが、役員として氏子総代及び世話役が各10名おり、総代の中からその代表者である総代長を協議で選出している。本件町内会は、S地区の六つの町内会によって組織される地域団体で、本件氏子集団を包摂し、各町内会の会員によって組織される運営委員会が本件建物の管理運営を行っている。

(3) 昭和23年頃、現在の市立S小学校（当時の名称は公立空知郡S尋常小学校）において校舎増設及び体育館新設の計画が立てられ、その敷地としてそれまで神社施設が所在していた隣地を使用することになったため、S地区の住民であるEは、その所有する本件土地1及び4を上記神社施設の移転先敷地として提供し、上記神社施設はその頃上記各土地に移設された。Eは、昭和28年、本件土地1及び4に係る固定資産税の負担を解消するため、当時の砂川町（同33年7月の市制、施行により市となる。以下「町」という。）に上記各土地の寄附願出をし、町は、同年3月の町議会において、上記各土地の採納の議決及び上記各土地を祠等の施設のために無償で使用させる旨の議決を経て、Eからの寄附に基づきそれらの所有権を取得した。

本件町内会は、昭和45年、市から補助金の交付を受けて、本件各土地上に本件建物を新築した。これに伴い、従来の鳥居等は取り壊され、本件祠及び本件鳥居が現在の位置に設置された。

現在、本件神社においては、初詣、春祭り及び秋祭りという年3回の祭事が行われており、春祭りと秋祭りの際には、D神社から宮司の派遣を受け、「S神社」、「地神宮」等と書かれたのぼりが本件鳥居の両脇に立てられる。また、秋祭りの際には、本件地神宮の両脇に「奉納地神宮氏子中」等と書かれたのぼりが立てられて神事が行われる。

(4) 当裁判所大法廷が、本件を原審に差し戻した判決（最高裁平成19年（行ツ）第260号同22年1月20日大法廷判決・民集64巻1号1頁）において、本件利用提供行為の現状は憲法89条及び20条1項後段に違反するものであるが、このような違憲状態の解消には神社施設を撤去して土地を明け渡す以外にも適切な手段があり得るから、他の合理的で現実的な手段が存在するか否かについて更に審理を尽くさせる必要がある旨を判示したことを受けて、市の担当者は、平成22年1月22日、氏子総代長であるFと面談し、当時の第1町内会の会長であり本件町内会の会長も務めたことのある同人に対し、市としては上記判決によって示された方法により解決を図りたい旨を申し入れるとともに、地域としての意見の取りまとめを

依頼した。Fは、本件氏子集団の役員らや本件町内会を組織する各町内会の会長らと協議を重ねた上、同年3月19日、市の担当者に対し、神社施設を存続させる方向でまとまりつつあること、本件神社の財政上本件各土地の買取りは不可能であり、賃借する場合でも極力面積が小さくなるように配慮してほしいこと、本件地神宮については「地神宮」の文字を削り「開拓記念碑」に彫り直す方針であることなどを述べた。これに対し、市の担当者は、本件祠を本件鳥居の北側に移設して敷地を縮小する場合には、例えば面積を20坪とすれば賃料を年4万6000円程度に抑えることができるとの見通しを伝えたところ、Fは、同月26日、市の担当者に対し、同月19日に市と協議した方法による本件神社の存続につき本件氏子集団の役員会において意思確認がされた旨を告げた。

(5) 上記(4)の協議を受けて、被上告人は、本件利用提供行為の前示の違憲状態を解消するために次のアないしオの手段(以下「本件手段」という。)を採る方針を策定し、平成22年7月9日の原審口頭弁論期日においてこれを表明した。

ア 本件建物につき、本件神社の表示を撤去する。

イ 本件地神宮につき、「地神宮」の文字を削り、宗教的色彩のない「開拓記念碑」等の文字を彫り直す。そのために必要な費用は約13万円である。

ウ 本件祠につき、本件建物内からこれを取り出し、本件鳥居の付近に設置し直す。そのために必要な費用は約51万円である。

エ 本件鳥居及び本件祠につき、その敷地として、本件土地1のうち本件鳥居が存して国道に面する部分52m²(原判決別紙第6の図面斜線部分。以下「本件賃貸予定地」という。)を砂川市公有財産規則(平成4年砂川市規則第21号)に基づく適正な賃料(年額3万5000円程度)で本件氏子集団の氏子総代長に賃貸する。

オ 本件賃貸予定地については、ロープを張るなどその範囲を外見的にも明確にする措置を施す。

Fは、同月16日、市の担当者に対し、本件祠の移設のために必要な費用及び本件地神宮の文字の彫り直し費用については本件神社側が負担することで了解済みである旨を述べた。F及び他の地域住民は、その後、本件神社の表示を撤去するとともに、本件建物内に保管されていた本件神社に関連する物品等を全て地域住民宅に移動した。

第2 上告代理人石田明義ほかの上告理由について

1 上告理由第1について

(1) 論旨は、本件手段の実施は、その直接の効果として本件氏子集団が本件祠及び本件鳥居を利用した宗教的活動を行うことを容易にするものであるから、その効果は本件利用提供行為と全く異ならないため、その違憲状態を解消することはできず、市が本件神社物件の撤去及び本件土地1の明渡しの方法を採らずに本件手段を実施することは、憲法89条、20条1項後段に違反する旨をいうのである。

(2) 本件手段は、市が、前掲平成22年1月20日大法廷判決の前記判示を踏まえ、本

件利用提供行為の前示の違憲性を是正解消するために、これを採る方針を策定したものである。

そして、本件手段が実施されると、それまで無償で利用に供されていた本件賃貸予定地につき、適正な賃料が利用の対価として市に支払われることとなり、また、本件祠と本件鳥居の敷地として利用される市有地の部分が大幅に縮小されるとともに、本件土地1のうち本件賃貸予定地の範囲を外見的にも明確にする措置が執られることにより、本件氏子集団の利用し得る部分が事実上拡大することの防止も確保される上、本件祠の移設、本件神社の表示の撤去、本件地神宮の文字の彫り直し等の措置が執られることにより、本件賃貸予定地以外の部分からは、本件神社の徴表となる物件や表示は除去されることとなる（なお、本件神社の表示及び本件建物内に保管されていた本件神社に関連する物品等は、前記第1の2（5）のとおり、既に撤去されている。）。加えて、前記事実関係等によれば、本件賃貸予定地が国道に面しており、本件建物内に保管されていた本件神社に関連する物品等が既に撤去されているため、本件手段の実施後に本件氏子集団が本件祠の移設された本件賃貸予定地において祭事等を行う場合に、本件各土地のうち本件賃貸予定地以外の部分や本件建物を使用する必要はないものといえることができる。これらの事情のほか、本件神社物件の前身である施設は本件土地1及び4が市制施行前の町有地となる前から上記各土地上に存在しており、上記各土地が町有地となったのも、小学校敷地の拡張に協力した用地提供者に報いるという世俗的、公共的な目的によるものであって、本件神社を特別に保護、援助するという目的によるものではなかったといえることも併せて総合考慮すると、本件手段が実施された場合に、本件氏子集団が市有地の一部である本件賃貸予定地において本件鳥居及び本件祠を維持し、年に数回程度の祭事等を今後も継続して行うことになるとしても、一般人の目から見て、市が本件神社ないし神道に対して特別の便益を提供し援助していると評価されるおそれがあるとはいえないというべきである。

他方、本件神社物件を全て直ちに撤去させるべきものとすることは、本件氏子集団がこれを利用してごく平穏な態様で行ってきた祭事等の宗教的活動の継続を著しく困難なものにし、その構成員の信教の自由に重大な不利益を及ぼすことが明らかである。これに対し、前記事実関係等によれば、本件氏子集団は、年額約3万5000円の賃料を負担することによって、本件賃貸予定地において従前と同様の祭事等を行うことが可能となり、本件祠の移設や本件地神宮の彫り直しについても費用負担の点を含めて了承しているというのであるから、本件手段の実施による本件氏子集団の構成員の宗教的活動に対する影響は相当程度限定されたものととらえることができる。

そうすると、本件手段は、本件利用提供行為の前示の違憲性を解消する手段として合理性を有するものと解するのが相当である。

(3) そして、本件手段は、適正な対価による貸付けであるので、その実施には市議会による議決を要するものではなく(地方自治法96条1項6号, 237条2項参照), また、前記事実関係等によれば、本件手段は、市の担当者が、氏子総代長であり本件町内会の元会長であったFと度々面談し、同人を介して本件氏子集団の役員らや本件町内会の会長らと協議を重ねてその意見を聴取し、本件氏子集団の役員会の了解を取り付けた上で策定したものであって、既に本件神社の表示の撤去が実施され、本件祠の移設や本件地神宮の彫り直しも費用負担の点を含めて本件氏子集団の了承が得られており、他方、本件賃貸予定地に係る年額約3万5000円の賃料の支払が将来滞る蓋然性があるとは考え難いことを併せ考えると、本件手段は確実に実施が可能なものということができ、その現実性を優に肯定することができる。

(4) したがって、本件手段は、本件利用提供行為の前示の違憲性を解消するための手段として合理的かつ現実的なものというべきであり市が本件神社物件の撤去及び本件土地1の明渡しの請求の方法を採らずに、本件手段を実施することは、憲法89条, 20条1項後段に違反するものではないと解するのが相当である。このことは、当裁判所大法廷判決(最高裁昭和46年(行ツ)第69号同52年7月13日大法廷判決・民集31巻4号533頁, 最高裁平成19年(行ツ)第334号同22年1月20日大法廷判決・民集64巻1号128頁)の趣旨に徴して明らかというべきである。論旨は採用することができない。

2 その余の上告理由について

論旨は、違憲をいうが、その実質は事実誤認若しくは単なる法令違反をいうもの又はその前提を欠くものであって、民訴法312条1項及び2項に規定する事由のいずれにも該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 白木 勇 裁判官 宮川光治 裁判官 櫻井龍子 裁判官 金築誠志
裁判官 横田尤孝)

当 事 者 目 録

北海道砂川市

上 告 人 X 1

北海道砂川市

上 告 人 X 2

上記兩名訴訟代理人弁護士 石 田 明 義
中 島 光 孝
康 由 美
今 村 嗣 夫
草 薙 順 一

小 池 健 治
加 島 宏
田 中 稔 子
内 田 雅 敏
大 口 昭 彦
井 堀 哲
浅 野 史 生
河 村 健 夫
大 山 勇 一

北海道砂川市西6条北3丁目1番1号
被 上 告 人

砂 川 市 長
善 岡 雅 文

新公益法人制度と宗務課所管特例民法法人の 移行状況等について

文化庁文化部宗務課

1. 新公益法人制度とは

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公益法人制度改革3法が平成18年6月2日に公布、平成20年12月1日に施行された。

これは今まで各省庁及び都道府県で公益法人の許認可に関する業務を行っていたのを内閣府に一本化（一つの都道府県内で活動する団体は引き続き当該都道府県が担当）するとともに、これまでの公益法人制度では各省庁の権限によって設立が許可された公益法人には自動的に優遇税制が認められていたのに対して、新公益法人制度においては、一般社団・財団法人の設立は登記のみで可能となるが、優遇税制の適用を受けるには法人の公益性が明確な基準に基づき厳格に審査され公益社団法人・公益財団法人として認定されないといけないこととなった。

公益法人制度改革3法が施行された平成20年12月以降、存続する公益法人は特例民法法人という法人となり、公益法人時代と同様の運営を行うことができることとなったが、特例民法法人制度は5年間の経過措置であり、平成25年11月末までに一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人へ移行しない場合は、原則として解散となる。（移行申請中の法人を除く。）

2. 宗務課所管特例民法法人の移行状況等

公益法人制度改革3法が施行された平成20年12月当時、文化庁文化部宗務課では64の公益法人を所管していたが、平成24年1月1日現在で53の特例民法法人を所管している。

このほかにも、平成24年1月1日現在で6つの法人が内閣府へ移行申請をしており、そのうちいくつかは既に内閣府公益認定等委員会の認可又は認定を得て、移行登記の日を待っている状況である。また、いくつかの法人が解散に向けた手続を行っているところである。詳細については、別表を参照されたい。

内閣府公益認定等委員会によると、平成24年1月31日までに内閣府へ申請予定の法人のうち約6割が申請を済ませているとの事である。それに比べると、宗務課所管特例民法法人の移行申請は遅れていると言える。宗務課独自に集計した宗務課所管特例民法法人の移行等方針によると、一般法人への移行、公益法人への移行、解散がほぼ3分の1ずつの割合となっているが、まだ一部方針が固まっていない法人もあり、対応が急

がれる。

3. 宗教系公益法人の対応方針について

前述のとおり、宗教系公益法人の対応方針としては、大きく分けて次の3つが考えられる。

- ①公益社団法人，公益財団法人としての移行認定
 - ②一般社団法人，一般財団法人としての移行認可
 - ③自主解散して事業及び資産を他の法人に引き継ぐ
- それぞれ次のとおりメリット，デメリットが考えられる。

	メリット	デメリット
公益認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の優遇税制 (公益事業非課税，みなし寄附金損金算入，寄附者への減税措置等) ・ 社会的なステータス (公益〇〇法人という名称を使用できる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続が複雑 (公益事業比率50%以上，遊休資産の制限等) ・ 行政庁による監督措置 (毎年の報告，立入検査等) ・ 一定期間認定基準に達しない場合は認定取消し
一般認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続が容易 (一般社団，財団法人設立要件+公益目的支出計画) ・ 公益目的支出計画終了後は行政庁の監督がない ・ 要件が整った段階で改めて公益認定を申請することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制優遇措置がほとんどなくなる (非営利形は一部優遇措置が残る) ・ 公益目的支出計画期間中は行政庁への報告義務を負う ・ 登記だけで設立できる一般法人と同じ名称しか使えない
自主解散	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人運営の内情に詳しい旧主務官庁による許認可で行える ・ 解散の事業継承先が宗教法人である場合は，その後指導監督を受けない ・ 解散後，新たに法人を設立することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業及び財産の継承先を事前に選定する必要がある ・ 寄附行為に残余財産の処分先が明記されていても，申請時には改めて審査される ・ 法人を消滅させる事への心情的なブレーキがかかる場合もある

いずれの場合もメリットとデメリットがあり，どの方向に進むかは各法人の特性や運営状況を勘案して決める必要がある。

ただ，残余財産の処分先は特例民法法人の場合，通常であれば目的の類似した特例民法法人でないと認められないが，過去の処分事例によると，特例民法法人と関係の深い

宗教法人も処分先として認められており、宗教法人は他の公益法人に比べて活動の自由度が高いことから、残余財産の処分先を宗教法人とする解散を選択することができるのが宗教系公益法人の特徴と言える。

4. 最初の評議員の選任方法について

財団法人が公益財団法人又は一般財団法人へ移行する際に必ず必要となる事前手続に最初の評議員の選任方法を定め、旧主務官庁の認可を得ることがある。

これまでの公益法人制度では、理事会のけん制・チェック機関として評議員会が設置されており、評議員の選任は理事会が行うことが通例であった。しかし、新公益法人制度では評議員の任期が理事より長い（評議員6年以内、理事2年以内）など、その役割がより重要になっていることから、理事会で選任することを禁止している。移行後は定款に定めた方法で選任することになるが、法人発足時の評議員は旧主務官庁の認可を得た方法で選任し、定款に記載することとなる。

選任方法については、大きく分けて

- ①評議員選定委員会を設置し、そこで選任する。
- ②中立的な立場にある第三者機関に選任を委ねる。

と2つの方法がある。

現在知見している限りでは、すべての法人が①の方法を採用していること、②の第三者機関にふさわしい組織が見あたらないことなどから、①の方法によることが妥当であると考えられる。

選任方法の内容については、平成20年10月14日付け内閣府大臣官房新公益法人行政準備室が発出した「特例財団法人における最初の評議員の選任について」に記載されているモデルパターンのおりとするのが一般的である。個別法人の特殊事情により必ずしもモデルパターンどおりにできない場合もあるが、監事を含めて委員の過半数が外部委員によることは必須である。

前述のとおり、公益財団法人、一般財団法人のいずれに移行するとしても必要な手続なので、解散の方向で検討している場合以外は旧主務官庁と協議の上、速やかに申請することが望ましい。

5. 公益目的支出計画

特例民法法人が一般社団、財団法人へ移行するための要件として公益目的支出計画がある。これは、特例民法法人が財産を形成するにあたって様々な優遇措置を受けていたことを鑑みて、移行時の正味財産に相当する額を学術、技芸、慈善その他の公益に関する種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的のために支出することを求めるものである。具体的には次の23種類となる。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）

第 2 条 別表

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故，災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育，スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し，又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種，性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由，信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用，整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資，エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか，公益に関する事業として政令で定めるもの

基準となる額が法人の正味財産全額であることから、一部では法人の全財産を消失させないといけないかのような誤解が生じているが、ここで求められている支出には、移行後に事業の実施等で得られる収入から支弁することも含まれているので、収入の範囲で公益事業を実施しつづければ、移行時の正味財産を損することなく公益目的支出計画を達成することが可能である。

さらに、公益目的支出計画には完了までに要する年数を記載する必要があるが、この年数に制限がないため、資産に比べて公益事業支出額が少ない法人でもこれまでと同様に公益事業を行うことが可能である。

ただ、これまで正味財産を簿価で評価してきた法人については、移行を期に時価評価し直す必要があり、正味財産額が額面上急激に増加することもあるので留意されたい。

どの事業が前述の公益事業に該当するかについては、移行を期に新たに実施する事業については、申請する所轄庁が判断することとなるが、これまで行ってきた公益事業については、所轄庁が旧主務官庁の意見を聞くこととなっている。移行前に旧主務官庁の指導監督を受け適切に事業を実施している場合は公益事業であるとの意見を付して回答するのが一般的であるが、懸念がある場合は旧主務官庁に事前相談することも有益である。ただ、その時点で旧主務官庁が確実な見解を出すことはできないので、留意しておく必要がある。

6. 移行に係る旧主務官庁への意見聴取

前項の公益目的支出計画に係る継続事業の意見聴取以外に、所轄庁から旧主務官庁へ意見聴取する事項は次の2つである。

- ①新しい定款案又は事業計画書の内容が法令等に反していないか
- ②当該法人に監督上の措置を講じていないか

うち、①は公益認定の申請を対象としており、②は移行申請するすべての法人を対象としている。

①については、旧主務官庁の監督を受けていた期間に法令等に反する行為をし、その内容が新たな定款案又は事業計画書に盛り込まれていないか確認するものであり、通常の運営を行っている法人で該当することはほとんどない。

②については、定期的な実地検査等で旧主務官庁から改善の指導を受けた事項で、照会時において改善がなされていないものについて回答するものである。長年同じ定款・寄附行為を使い続けている場合や、実地検査の指摘に回答していない場合は多くの問題点が所轄庁に報告されることになるので留意されたい。ただ、一つでも問題があれば移行認可、認定されないというものではないので、法人担当者の引継ぎなどがうまくなされていない法人は旧主務官庁に問い合わせるのが確実である。

7. 休眠法人について

昭和14年に宗教団体が公布されるまでは、宗教団体が法人格を取得することができなかったことから、多くの宗教団体が宗教施設や財産を管理するための公益法人を設立した経緯がある。その後、昭和26年に宗教法人法が施行され、宗教団体が法人格を取得することができるようになったため、多くの公益法人が存在意義を失って、解散もしくは事業の転換を図ってきた。

しかし、一部の公益法人については、その存在が忘却され休眠法人化しているものがある。

旧主務官庁においても、これまで解散や活動再開などの指導監督を行ってきたところであるが、新公益法人制度において、これら休眠法人は平成25年11月をもって一斉に解散することとなる。この際に、前述のような財産管理を目的とした公益法人が財産譲与などの手続を行わずに公益法人名義の財産が残っていると、その財産の所有権がどこに移ることになるのか問題となる。基本的に移行期間の満了に伴う解散は、旧主務官庁の権限による解散と同じ手続を踏むこととなるが、財産の帰属先をどうするかなど具体的な手続の詳細については明らかになっていない。

よって、各宗教法人においては、運用している財産の名義を確認して、もし活動実態のない公益法人名義になっている場合は、過去の資料などを探して旧主務官庁へ速やかに相談することが必要である。

表 宗務課所管特例民法法人の移行状況一覧

平成 24 年 1 月 1 日現在

種別	平成 20 年 12 月 1 日現在の 宗務課所管特例民法法人	平成 24 年 1 月 1 日現在の 宗務課所管特例民法法人	移行等 状況	移行等 登記日	移行後の名称、解散 時の財産帰属先
社	基督教新生社団	基督教新生社団			
社	基督教会伝道社団	基督教会伝道社団			
社	在日本インターボード宣教師社団	在日本インターボード宣教師社団			
社	池袋福音教師社団	池袋福音教師社団			
財	伏見稲荷大社講務本庁	伏見稲荷大社講務本庁	解散	平成 24 年 3 月 31 日	
財	東京キリスト教青年会 (略称「東京 YMCA」)	→	公益認定	平成 23 年 4 月 1 日	公益財団法人 東京 YMCA
社	日本バプテスト宣教団	日本バプテスト宣教団			
社	好善社	好善社			
社	日本福音ルーテル社団	日本福音ルーテル社団			
財	在日本救世軍財団	在日本救世軍財団			
財	浄土宗報恩明照会	浄土宗報恩明照会			
財	日本キリスト教女子青年会 (略称「日本 YWCA」)	日本 YWCA			
財	真宗高田派十万人講財団	→	解散	平成 23 年 3 月 31 日	宗教法人 真宗高田派
財	日蓮正宗妙観会	日蓮正宗妙観会			
財	日蓮正宗教学護法財団	日蓮正宗教学護法財団			
財	日本キリスト教婦人矯風会	日本キリスト教婦人矯風会			
財	日蓮宗奠統会	日蓮宗奠統会			
財	大谷婦人会財団	大谷婦人会財団	解散	平成 24 年 3 月 31 日	
財	真宗本願寺派四州教学財団	真宗本願寺派四州教学財団			
財	東京基督教女子青年会 (略称「東京 YWCA」)	→	公益認定	平成 23 年 4 月 1 日	公益財団法人 東京 YWCA
財	懺悔奉仕光泉林	懺悔奉仕光泉林			
財	杉山檢校遺徳顕彰会	杉山檢校遺徳顕彰会			
財	統一団	→	一般法人	平成 22 年 10 月 15 日	一般財団法人 本多日生記念財団
財	白石庵敬神会	白石庵敬神会			
財	日蓮宗布教助成会	→	解散	平成 21 年 11 月 25 日	宗教法人 日蓮宗
財	浄土宗奨学会	→	解散	平成 23 年 3 月 31 日	宗教法人 浄土宗
財	浄土宗西山禅林寺派護持会	→	解散	平成 21 年 3 月 16 日	宗教法人 浄土宗西山禅林寺派
財	律宗戒学院	律宗戒学院			
財	光明修養会	光明修養会			
財	日本宗教連盟	日本宗教連盟	公益認定	平成 24 年 4 月 1 日	
財	日本仏教鑽仰会	→	解散	平成 22 年 1 月 8 日	残余財産なし
社	日本聖徒アンデレ同胞会	日本聖徒アンデレ同胞会			

財	天理教一れつ会	天理教一れつ会	解散	平成 24 年 3 月 31 日	
財	日本聖書協会	日本聖書協会			
財	国際宗教同志会連盟	国際宗教同志会連盟			
財	宗教福祉協会	宗教福祉協会			
財	世界聖典普及協会	世界聖典普及協会			
社	大仏奉賛会	大仏奉賛会			
財	新日本宗教団体連合会	新日本宗教団体連合会	公益認定	平成 24 年 4 月 1 日	
財	箱根芦の湖国際聖道場	箱根芦の湖国際聖道場			
財	伊勢神宮崇敬会	伊勢神宮崇敬会			
社	在家佛教協会	在家佛教協会			
財	国際宗教研究所	国際宗教研究所			
財	基督教視聴覚センター	基督教視聴覚センター			
社	日本宗教放送協会	日本宗教放送協会			
財	全日本仏教会	全日本仏教会	公益認定	平成 24 年 4 月 1 日	
財	真言宗智山派教学財団	真言宗智山派教学財団	解散	平成 24 年 3 月 31 日	
財	東洋宣教会維持財団	東洋宣教会維持財団			
財	太平洋放送協会	→	一般法人	平成 23 年 4 月 1 日	一般財団法人 太平洋放送協会
財	全日本仏教尼僧法団	全日本仏教尼僧法団			
財	本願寺派教学助成財団	本願寺派教学助成財団			
財	全国青少年教化協議会	全国青少年教化協議会			
財	禅文化研究所	禅文化研究所	公益認定	平成 24 年 4 月 1 日	
社	宗教センター	宗教センター			
財	仏教伝道協会	仏教伝道協会			
社	全日本仏教婦人連盟	全日本仏教婦人連盟			
財	国際仏教交流センター	国際仏教交流センター			
財	国際仏教興隆協会	国際仏教興隆協会	公益認定	平成 24 年 4 月 1 日	
財	式内社顕彰会	→	解散	平成 23 年 6 月 30 日	宗教法人 神社本庁
財	日本国際ギデオ協会	日本国際ギデオ協会			
財	鹿野山禅青少年研修所	鹿野山禅青少年研修所			
財	庭野平和財団	→	公益認定	平成 22 年 12 月 1 日	公益財団法人 庭野平和財団
財	伊勢神宮式年遷宮奉賛会	伊勢神宮式年遷宮奉賛会			
財	世界宗教者平和会議日本委員会	世界宗教者平和会議日本委員会	公益認定	平成 24 年 4 月 1 日	

- ※ 移行等状況の下線部は申請中。
※ 移行等登記日の下線部は見込み。

宗 務 報 告

1 宗教法人数・認証等件数の推移

(1) 過去5年宗教法人数の推移（平成17年～21年）

年区分	神道系	仏教系	キリスト教系	諸教	合計
17	85,565	77,922	4,342	15,372	183,201
18	85,513	77,831	4,366	15,152	182,862
19	85,447	77,709	4,415	15,138	182,709
20	85,368	77,738	4,457	15,038	182,601
21	85,323	77,700	4,509	14,989	182,521

(注) 毎年12月31日現在の数である。

(2) 過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成19～23年）

年区分	所轄庁	設立	規則変更	合併	任意解散	合計	解散命令
19	文部科学大臣	2	37	2	0	41	0
	都道府県知事	102	1,032	82	71	1,287	27
20	文部科学大臣	2	52	3	0	57	0
	都道府県知事	110	870	93	83	1,156	7
21	文部科学大臣	2	58	1	0	61	0
	都道府県知事	99	986	90	67	1,242	22
22	文部科学大臣	3	35	3	0	41	0
	都道府県知事	95	864	100	76	1,135	31
23	文部科学大臣	2	42	3	0	47	0
	都道府県知事	91	812	101	83	1,087	4

(注) 集計期間は、毎年1月1日～12月31日である。

2 宗教法人審議会

(1) 宗教法人審議会委員の異動

打田文博委員，田中恆清委員の任期満了に伴い，平成23年10月1日付けで，次の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成25年9月30日まで）。

打 田 文 博 （小國神社宮司）

小 串 和 夫 （熱田神宮宮司）

第30期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）

会長	井 田 良	（慶應義塾常任理事）
委員	新 井 誠	（中央大学法学部教授）
	飯 野 正 子	（津田塾大学長）
○	打 田 文 博	（小國神社宮司）
○	<u>小 串 和 夫</u>	（熱田神宮宮司）
	巫 部 祐 彦	（神理教管長）
	櫻 井 罔 郎	（東京基督教大学神学部教授）
	佐 藤 禎 一	（東京国立博物館名誉館長）
	佐 藤 典 子	（弁護士）
	島 菌 進	（東京大学大学院人文社会系研究科教授）
	杉 谷 義 純	（天台宗宗機顧問）
	杉 本 玲 子	（町田クリスチャンセンター教育主事）
	戸 松 義 晴	（財団法人全日本仏教会事務総長）
	原 田 一 明	（横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科教授）
	深 田 恵 子	（円応教恵主）
	保 積 秀 信	（大和教団教主）
	村 鳥 邦 夫	（御嶽教管長）
	矢 吹 公 敏	（弁護士，一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）
	山 岸 敬 子	（中京大学法学部長）
	渡 辺 雅 子	（明治学院大学社会学部教授）

（注）○印は今回の任命委員（2名）で，うち新任委員（1名）には下線を付した。

(2) 宗教法人審議会開催状況

第163回宗教法人審議会

○日 時 平成23年10月19日(水) 16時00分～

○場 所 旧文部省庁舎5階特別会議室

○議 題

- (1) 宗教法人「在日大韓基督教神戸東部教会」の規則変更認証決定に係る審査請求について
- (2) その他

第164回宗教法人審議会

○日 時 平成23年11月24日(木) 16時00分～

○場 所 文部科学省東館3F2特別会議室

○議 題

- (1) 宗教法人「在日大韓基督教神戸東部教会」の規則変更認証決定に係る審査請求について
- (2) その他

3 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成23年度）

（1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各県共催]

北海道・東北地区

（開催県 秋田県）

○期 日：平成23年11月1日(火)・2日(水)

○場 所：秋田キャッスルホテル（秋田県秋田市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 秋田南税務署法人課税第一部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明について」 秋田県生活環境部県民文化政策課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所
- ・会計演習Ⅰ「複式簿記による宗教活動会計の記帳」 治田会計事務所
- ・会計演習Ⅱ「収益事業会計の計算書類作成」 治田会計事務所

関東甲信越静地区

（開催県 神奈川県）

○期 日：平成23年10月6日(木)・7日(金)

○場 所：神奈川県立青少年センター（神奈川県横浜市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 横浜中税務署法人課税第一部門、第三部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明」 神奈川県県民局県民活動部県民課宗教法人グループ
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所
- ・会計演習Ⅰ「複式簿記による宗教活動会計の記帳」 治田会計事務所
- ・会計演習Ⅱ「収益事業会計の計算書類作成」 治田会計事務所

（開催県 栃木県）

○期 日：平成23年10月11日(火)・12日(水)

○場 所：栃木県総合文化センター（栃木県宇都宮市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 宇都宮税務署法人課税第二部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明」 栃木県経営管理部文書学事課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所
- ・会計演習Ⅰ「複式簿記による宗教活動会計の記帳」 治田会計事務所
- ・会計演習Ⅱ「収益事業会計の計算書類作成」 治田会計事務所

近畿・中部地区

(開催県 福井県)

○期 日：平成23年10月17日(月)・18日(火)

○場 所：福井県県民ホール(福井県福井市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 金沢税務署
- ・講義「宗教法人の実務について」 福井県総務部情報公開・法制課
- ・会計演習Ⅰ「複式簿記による宗教活動会計の記帳」 山崎総合事務所
- ・会計演習Ⅱ「収益事業会計の計算書類作成」 山崎総合事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

(開催県 兵庫県)

○期 日：平成23年9月26日(月)・27日(火)

○場 所：兵庫県民会館(兵庫県神戸市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 神戸税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明」 兵庫県企画県民部管理局公益法人室
- ・会計演習Ⅰ「複式簿記による宗教活動会計の記帳」 鳩合同会計事務所
- ・会計演習Ⅱ「収益事業会計の計算書類作成」 鳩合同会計事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

中国・四国地区

(開催県 広島県)

○期 日：平成23年10月25日(火)・26日(水)

○場 所：エソール広島（広島県広島市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 広島東税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明」 広島県環境県民局学事課
- ・会計演習Ⅰ「複式簿記による宗教活動会計の記帳」 GO&DO篠原税理士事務所
- ・会計演習Ⅱ「収益事業会計の計算書類作成」 GO&DO篠原税理士事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

（開催県 香川県）

○期 日：平成23年10月20日(木)・21日(金)

○場 所：高松センタービル（香川県高松市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 高松税務署法人課税第三部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明」 香川県総務部総務学事課
- ・会計演習Ⅰ「複式簿記による宗教活動会計の記帳」 西岡裕人税理士事務所
- ・会計演習Ⅱ「収益事業会計の計算書類作成」 西岡裕人税理士事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

九州地区

（開催県 熊本県）

○期 日：平成23年11月29日(火)・30日(水)

○場 所：アークホテル熊本（熊本県熊本市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 熊本東税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明」 熊本県総務部文書私学局私学振興課初等宗教班
- ・会計演習Ⅰ「複式簿記による宗教活動会計の記帳」 飯村光敏公認会計士事務所
- ・会計演習Ⅱ「収益事業会計の計算書類作成」 飯村光敏公認会計士事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

(開催県 鹿児島県)

○期 日：平成23年11月14日(月)・15日(火)

○場 所：ホテルウェルビューかごしま (鹿児島県鹿児島市)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 鹿児島税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明」 鹿児島県総務部学事法制課
- ・ 会計演習Ⅰ「複式簿記による宗教活動会計の記帳」 森田純弘税理士事務所
- ・ 会計演習Ⅱ「収益事業会計の計算書類作成」 森田純弘税理士事務所
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

(2) 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）〔文化庁主催〕

○期 日：平成24年1月27日(金)

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・ 講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 曹洞宗宗務庁
- ・ 講義「不活動宗教法人対策の方策について」 長谷川法律事務所

○期 日：平成24年2月10日(金)

○場 所：ホテル京阪京都（京都府京都市）

○内容等

- ・ 講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 真宗大谷派組織部
- ・ 講義「不活動宗教法人対策の方策について」 長谷川法律事務所

○期 日：平成24年2月20日(月)

○場 所：ホテルセントラーザ博多（福岡県福岡市）

○内容等

- ・ 講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 神社本庁総務部
- ・ 講義「不活動宗教法人対策の方策について」 長谷川法律事務所

○期 日：平成24年3月1日(木)

○場 所：大宮ソニックシティ（埼玉県さいたま市）

○内容等

- ・ 講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 天理教教務部宗教法人課
- ・ 講義「不活動宗教法人対策の方策について」 富永浩明法律事務所

○期 日：平成24年3月9日(金)

○場 所：TKP三宮会議室（兵庫県神戸市）

○内容等

- ・講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」浄土真宗本願寺派寺院庶務部
- ・講義「不活動宗教法人対策の方策について」 富永浩明法律事務所

4 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成23年度）

（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（法令等研修会） [文化庁主催]

○期 日：平成23年6月1日(水)

○場 所：TKP新橋ビジネスセンター（東京都港区）

○内容等

- ・講義「現代日本の宗教と社会活動」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗務行政及び震災対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗務行政上の留意点」 文化庁文化部宗務課

（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）

[文化庁・各県共催]

北海道・東北地区

（開催県 秋田県）

○期 日：平成23年9月1日(木)・2日(金)

○場 所：秋田県第二庁舎（秋田県秋田市）

○内容等

- ・講演「仏教の葬祭事情と死生観—現代の葬儀事情—」
秋田県立大学総合科学教育研究センター准教授 小池孝範
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 神社本庁総務部
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

関東甲信越静地区

（開催県 千葉県）

○期 日：平成23年8月25日(木)・26日(金)

○場 所：千葉県自治会館（千葉県千葉市）

○内容等

- ・講演「ムスリム・コミュニティの現在—関東大都市圏を中心に—」
早稲田大学多民族多世代社会研究所招聘研究員 岡井宏文
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 曹洞宗総務部庶務課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

近畿・中部地区

(開催県 岐阜県)

○期 日：平成23年7月7日(木)・8(金)

○場 所：ホテルリソル岐阜 (岐阜県岐阜市)

○内容等

- ・講演「現代日本の宗教的ニューカマー ―近畿・中部地区における事例―」
大阪国際大学ビジネス学部教授 三木英
- ・講義「不活動宗教法人対策について」
文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」
天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議 (認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

中国・四国地区

(開催県 島根県)

○期 日：平成23年8月4日(木)・5日(金)

○場 所：ホテル宍道湖 (島根県松江市)

○内容等

- ・講演「日本人と宗教——神々の国出雲の事例から」
島根大学法文学部教授 山崎亮
- ・講義「不活動宗教法人対策について」
文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」
浄土真宗本願寺派寺院庶務部
- ・事例研究協議 (認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

九州地区

(開催県 福岡県)

○期 日：平成23年7月21日(木)・22日(金)

○場 所：ホテルレガロ福岡 (福岡県福岡市)

○内容等

- ・講演「最近のイスラーム世界の動向」
福岡県立大学人間社会学部教授 田中哲也
- ・講義「不活動宗教法人対策について」
文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」
神社本庁総務部
- ・事例研究協議 (認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

宗務時報 No.113

発行日 平成24年3月31日
編集・発行 文化庁文化部宗務課
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111 (代表)

印刷・製本 株式会社三響社
